

第四期武蔵野市環境基本計画

平成 28 年度～32 年度（2016～2020）



平成 27 年 12 月
武蔵野市

はじめに

本市では、平成 11 年に第一期環境基本計画の策定以降、逐次環境基本計画の改定を行い、平成 22 年度からは第三期環境基本計画により、市内の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

現在、市内においては市民・市民団体・事業者の環境への関心は高く、それぞれの環境活動や取組は活発に行われています。

一方、この間に私たちを取り巻く環境は、世界規模の地球温暖化や気象変動、エネルギー資源の枯渇、環境汚染、自然環境破壊等、大きく変化し、日本国内においても頻発するゲリラ豪雨等の異常気象により表面化してきています。

このような状況の中で、今後は、これまで以上に私たち自身が環境の変化を自らの問題として捉え、主体的に環境配慮行動を実践していくことが求められています。

このたび、策定した第四期環境基本計画では、これまで築き上げてきた「エコシティ」という言葉で表す本市の環境に対する考え方やそれに基づく行動を受け継ぎつつ、新たに「スマートシティむさしの」を将来像（環境像）に掲げています。

この「スマートシティ」という言葉には、環境に係る様々な要素、市民・市民団体・事業者・行政（市）等の多様な情報・経験・価値観等をネットワーク化することにより、新たな連携・活動を生み出しながら、本市らしい環境都市を主体的に創り出していこうとの思いが込められています。

そのために、今計画では環境情報の分かりやすい提供、地産地消のエネルギー施策、さらに緑や水に配慮したまちづくりを重点項目としてより一層推進していくことを位置づけました。

これらの取組を実践しながら、本市ならではの市民自治によりまちづくりを進めてきた経緯や、「エコシティ」から紡いできた人と人とのつながりや世代間での意識の共有を図り、市民・市民団体・事業者・行政（市）の連携により、「スマートシティむさしの」の実現をめざします。

結びに、昨年度からご尽力いただきました田畑委員長をはじめとする環境市民会議の皆様、ご意見等を寄せていただきました皆様、無作為抽出市民によるワークショップに参加いただいた市民の皆様、環境基本計画の策定に携わりいただきました全ての方々のご協力に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 12 月

武蔵野市長

邑上守正

目 次

第1章 武蔵野市のめざす環境像	1
1 背景・趣旨	1
2 めざす環境像	2
3 環境像の実現に向けた重点項目	3
第2章 計画の基本的事項	6
1 計画の目的・位置づけ	6
2 計画の対象範囲	7
3 計画期間と見直しスケジュール	7
4 市民・事業者・行政（市）の役割	8
第3章 武蔵野市の環境の現状	9
1 武蔵野市を取り巻く状況	9
2 武蔵野市の概況	10
3 環境の現況	12
4 武蔵野市の環境政策の経緯	19
5 第三期武蔵野市環境基本計画の評価	22
6 市民意識	23
第4章 施策の展開	25
施策の体系	25
環境方針1 『市民・事業者・行政(市)の自発的な行動を促す取組を進めます』	26
環境方針2 『低炭素社会に向けた施策を推進します』	28
環境方針3 『ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます』	30
環境方針4 『生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます』	32
環境方針5 『環境に配慮した都市基盤整備を進めます』	34
環境方針6 『安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします』	36
主な計画事業	38
第5章 計画の推進	41
1 進行管理の流れ	41
2 計画の推進体制	42
資料編	43

第1章 武蔵野市のめざす環境像

1 背景・趣旨

武蔵野市では、平成11年に持続可能な環境と共生する都市を構築し、良好な環境を次世代に継承していくことを基本理念に環境基本条例を制定し、同年に第一期武蔵野市環境基本計画を策定しました。その後、市の総合計画である長期計画*の改訂等に合わせ、逐次環境基本計画を改訂し、市内の環境保全に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んできています。

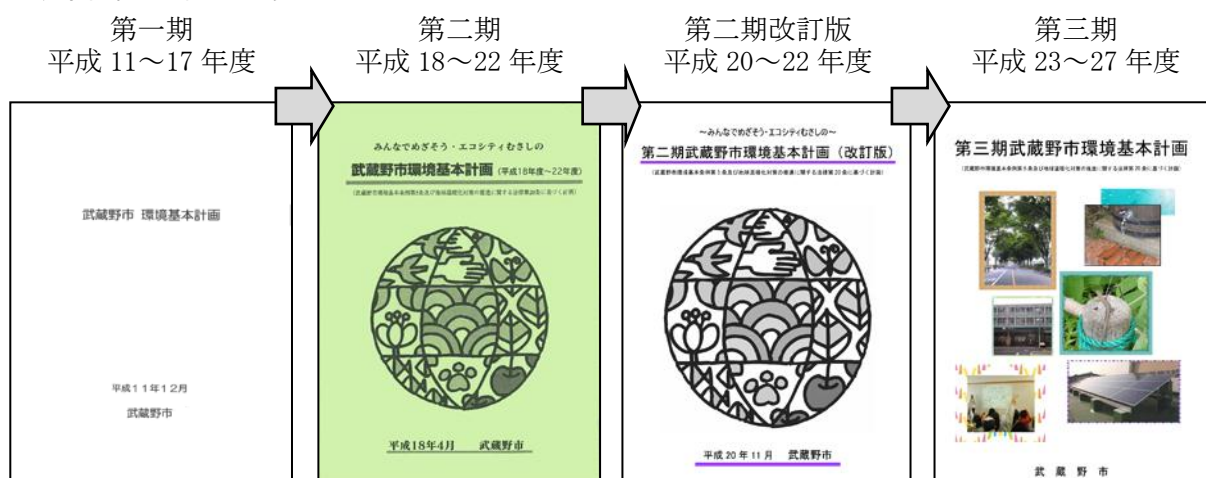
平成27年までを計画期間とする第三期武蔵野市環境基本計画(以下、「前計画」という。)では、第二期に引き続き、「～みんなでめざそう・エコシティむさしの～」を大きな目標に掲げ、市における二酸化炭素排出量の削減や生物多様性の保全への配慮等を推進し、市民がつくる持続可能な自然の営みを生かす安全・安心で健康に生活できるまちをめざしてきました。

そのような中、私たちを取り巻く環境は、近年の地球規模の環境や社会状況の変化等、大きく変わってきています。そして、私たちの環境に対する考え方についても、省エネルギー・省資源を志向するライフスタイル、社会活動への移行、安全・安心な生活環境の確保への関心が高まってきています。

これらのことを踏まえて、第四期環境基本計画(以下、「本計画」という。)は、これまでの計画の進捗状況を総合的視点から評価しつつ、環境基本条例の基本理念実現のため、現在の社会状況に照らした新たな視点、重点的に取り組むべき項目等を取り入れ、前計画を改訂するものです。

本計画は、環境基本法、環境基本条例に基づく計画であり、長期計画*に示された理念を踏まえて策定されるアクションプラン(実行計画)、環境分野の取組を進めていくためのマスタープランとして、基本的な方向性と総合的な視点を示しています。

■武蔵野市環境基本計画の変遷



2 めざす環境像

～ 私たちがつくる スマートシティむさしの ～

主体的な行動が創り出す 人と自然が調和した新たな環境都市

昨今、温室効果ガス*による地球温暖化や気象変動、エネルギー資源の枯渇、環境汚染、自然環境破壊、グローバル化の進展による影響等、私たちの日々の生活をめぐる環境が大きく変化しています。

このような状況の中、成熟した既成市街地で、再生可能エネルギー*の賦存量*が少ない消費型都市である本市においては、これまで以上に市民・市民団体・事業者・行政（市）等が環境の変化を自らの問題として捉えて、主体的に環境配慮行動を実践し、人と自然が調和する環境都市を創造していくことが求められています。

そのため、これまで築き上げてきた「エコシティ」という言葉で表す本市の環境に対する考え方やそれに基づく行動を受け継ぎつつ、環境に係る様々な要素、市民・市民団体・事業者・行政（市）等の多様な情報・経験・価値観等をネットワーク化することにより、新たな交流・連携・活動を生み出しながら、本市らしい環境都市を主体的に創り出していく姿を「スマートシティ」とし、将来像（環境像）に位置づけます。

この将来像の実現に向け、計画期間内に重点的に取り組むべき3つの項目を設定し、本市ならではの市民自治によりまちづくりを進めてきた経緯等を踏まえながら、人と人とのつながりや世代間での意識の共有を図り、市民・市民団体・事業者・行政（市）等の主体的な行動により、「スマートシティむさしの」の実現をめざします。

■上空から見た武蔵野市（平成26年12月撮影）



3 環境像の実現に向けた重点項目

重点項目1 環境情報を分かりやすく提供します

市民や市民団体・事業者・行政（市）等が行う環境への取組や環境情報の発信等の活動は、個々の役割や立場で行うことも有効ですが、総合的かつ体系的な実施により、さらに相乗効果が得られるものです。

本市では、全市的な啓発イベントである「環境フェスタ」や、市民生活と水循環のつながりについて学び・考える講座である「水の学校」等の啓発の取組を進めてきています。

また、市民団体・事業者等においても、それぞれの役割や立場で数多くの啓発の取組を実施しています。

このような取組を実施する中で、今後はさらに、情報発信の内容について、例えば私たちをめぐる環境の変化や省エネ、資源の循環利用の方法等を単に伝えるような物事の表面的な情報にとどまることなく、それらの原因や根源を深掘りした情報としていくことにより、情報を受信した様々な主体の環境配慮行動を促します。

このため、本市の持つ環境の歴史や特色等を念頭に置きつつ、物事の現象とその根源の関係性を明確にした情報提供、啓発・情報プログラムの体系化、発信方法の工夫・改善により、市民や市民団体・事業者等の主体的な行動と連携を促し、環境に対する意識の向上を図ります。また、今後整備予定の環境啓発施設「エコプラザ（仮称）」、学校、市関連施設等を活用し、子どもから大人までの全市民的な環境学習を推進します。

■関前公園かいぼりの様子



■環境フェスタでの市民等による啓発活動



■「水の学校」での東京都水再生センターの視察の様子



重点項目2 エネルギーの地産地消都市を創造します

地球温暖化・エネルギー資源の枯渇等の地球規模の環境や社会状況等の変化を捉えて、エネルギーに対する課題の共有を図り、責任を持って解決していくことが必要です。

本市では既に、3,000kW以上の太陽光発電*設備や住宅用高効率給湯機器の導入、照明(器具)のLED*化等、創エネルギー(以下、「創エネ」という。)*省エネルギー(以下、「省エネ」という。)の取組を進めています。

本市のような再生可能エネルギー*の賦存量*に乏しい消費型都市が、長期的な目標である「都市の低炭素化」や「スマートシティ」の実現をめざしていくためには、これまでの取組に加えて、市全域のエネルギー消費量の抑制と、エネルギーの効率的な利用の取組をさらに推進・工夫していくことが求められています。

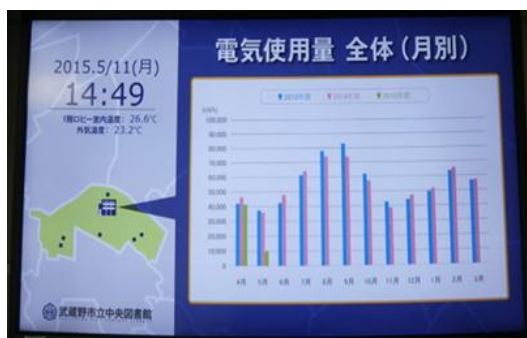
このため、市民・事業者・行政(市)等の各主体による太陽光発電設備等の創エネや省エネの取組を一層進めていくとともに、各主体が一体となって、まちづくりとの連動や生活の快適性維持の視点から、温度差利用・熱利用等の未利用エネルギーの積極的な活用、太陽光発電*等の既存設備との組み合わせによるエネルギーの効率的な利用を図ります。また、将来の水素社会を見据えた水素活用について検討を図る等、エネルギーの地産地消*都市に向けた取組を推進します。

■太陽光発電パネル(関前南小学校屋上・30kW)



一年間に約30,000kWh発電します。
これは一年間の学校の電気使用量の約1/7の量にあたります。

■中央図書館のBEMS*による見える化



■学校での太陽光発電の見える化(第三中学校)



■コージェネレーションシステム(大野田小)



重点項目3 緑と水に配慮したまちづくりを推進します

本市では、第一期長期計画*の六大事業に緑のネットワーク計画を位置づけ、現在もその意思を引き継ぎ、市民自ら緑の保全・創出の取組を進めています。また、水辺空間の整備や雨水の利活用等の取組も積極的に進めています。

このような生活に身近な緑・水の保全・創出が、「住みたいまち」として、まちの価値向上の一翼を担っており、ひいては地球環境の保全ともつながっています。

一方、近年では、本市内でもゲリラ豪雨が発生する等、身の周りにも地球温暖化等に関連する影響が出てきており、改めて身近な環境の保全・創出の重要性が増しています。

このため、市民・事業者・行政（市）等が一体となって、暮らしやすさを意識しながら、緑の質・量、まちの景観・美観、自然環境等に配慮した都市空間の創造に向けた取組を進めるとともに、地下水利用、雨水浸透、井の頭池の湧水復活等、水の循環を意識したまちづくりを推進します。また、緑と水のネットワークを充実させ、人と生き物・植物が共生しやすい、生物多様性にも配慮した社会づくりを推進します。

そして、井の頭恩賜公園の開園100周年（平成29年）を一つの契機と捉え、市域内外の環境課題に対しても、市民等の環境保全・創出の意識向上とともに広域連携を図り、緑と水に配慮したまちづくりを推進します。

■仙川水辺環境整備（自然生態系復活ゾーン、桜堤二丁目地域）



■成蹊学園のケヤキ並木



■本田東公園（平成26年完成）



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的・位置づけ

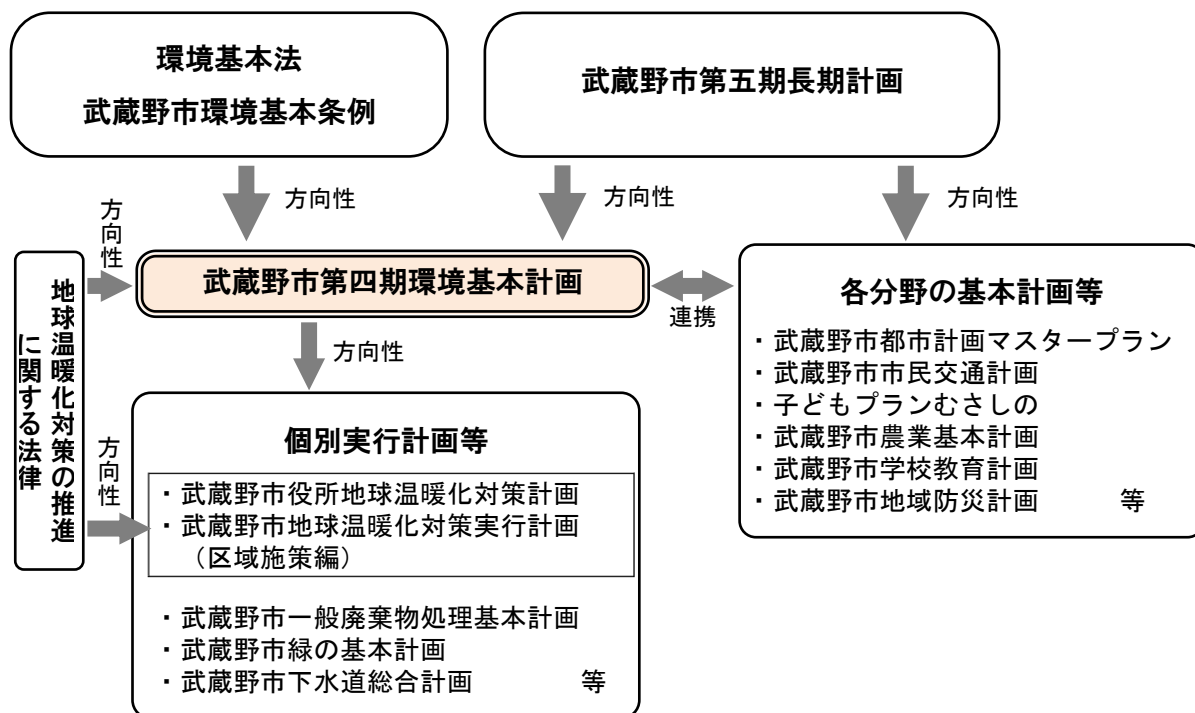
本計画は、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動と連携により環境問題の解決を図るため、めざす方向性（環境像）を共有します。

- ①武蔵野市環境基本条例に示された理念に基づき、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策の方向性を示します。
- ②武蔵野市長期計画*に整合する環境分野のマスタープランとして、各分野の施策について環境の視点から補完します。
- ③環境保全の個別実行計画等の上位計画として、総合的な方向性を示します。
- ④市民・事業者・行政（市）の役割と取組を示します。

なお、本計画の策定に合わせて別途、地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条第2項及び第20条の3に基づく「武蔵野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。この計画では、本計画に位置づけた施策等を推進しつつ、国の定める目標達成計画に即した市域の温室効果ガス*排出量削減目標等を示します。

< 計画の位置づけ >



4 市民・事業者・行政（市）の役割

今日の社会が抱えている様々な環境問題の多くは、一人ひとりの日常生活や経済活動との密接なつながりが元になっているため、社会システム（公共基盤、制度等）の整備とともに、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動が重要となっています。さらに三者が連携し、対等な関係（パートナーシップ）を基本とした取組を推進することも重要です。

① 市民の役割

市民は日常生活においてエネルギーの効率的な利用等に心がけ、良好な環境の保全と創造の意識を常に持ち、市が実施する施策に協力します。

具体的には、市民一人ひとりが自発的な環境学習によって環境保全意識を持つこと、実際の暮らしをスマートで環境効率性の高いものに変えていくこと、環境志向の生活に転換すること等が挙げられます。

② 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した経営等を心がけます。

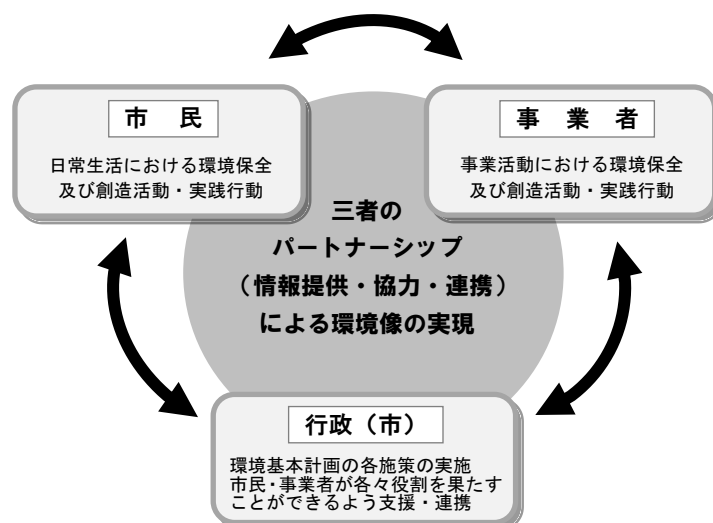
具体的には事業活動において、エネルギーの効率的利用や廃棄物減量化、公害防止等の環境負荷*の低減を図るほか、自然環境の保全に努めます。本市の産業は、消費者の商品・サービスの選択に直接関わる小売業を中心とする商業、飲食業が多いため、消費者が環境負荷*の少ない商品を選択できるような工夫をします。

③ 行政（市）の役割

環境基本条例の理念のもと環境基本計画の各施策を実施するとともに、行政（市）自らが一つの事業体として、「武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画」及び「環境マネジメントシステム*」に基づく環境管理等の環境保全行動に率先して取り組んでいきます。広域で共有できる課題の解決については、自治体間での連携を図ります。

さらに、市民や事業者等が各々の役割を果たすとともに、連携して取り組むことができるよう、市は環境に関する情報提供、環境配慮行動の支援と啓発に努めます。

■ 市民・事業者・行政（市）の役割の関係



第3章 武蔵野市の環境の現状

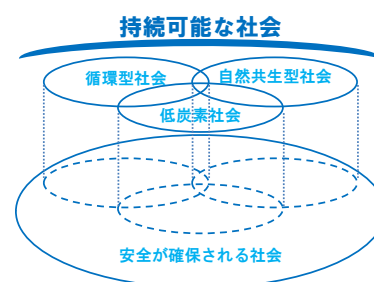
1 武蔵野市を取り巻く状況

(1) 国の状況

国は平成5年に「環境基本法」を制定、また平成6年に「環境基本計画」を策定し、従来の公害*防止と自然保護を中心とした環境対策から、より幅広い環境保全と地球環境問題への対応へと、政策の方向づけを行いました。

平成19年策定の「21世紀 環境立国戦略」においては、「循環型社会」・「低炭素社会」・「自然共生社会」の実現に向けた統合的な取組によって「持続可能な社会」の実現をめざすこととし、その理念は現在まで継続しています。

平成24年策定の「第四次環境基本計画」では、「持続可能な社会」は、東日本大震災を踏まえ「安全」が確保されることを前提として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野が総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であると位置づけています。



第四次環境基本計画（環境省）から作成

低炭素社会に関しては、京都議定書第一約束期間（2008～2012年）の終了後は、東日本大震災の影響を踏まえて「当面の地球温暖化対策に関する方針（平成25年3月）」を示し、温室効果ガス*排出削減目標は、2020年までは暫定的に「2005年度比で3.8%減」としました。2020年以降の目標については2015年12月にフランス・パリで開催されるCOP21（国際気候変動枠組条約第21回締約国会議）に向け、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO2）にすること」を目標案として国連に提出しています。

循環型社会や自然共生に関しては、「第三次循環型社会形成推進基本計画」、「生物多様性国家戦略2012-2020」において、環境基本計画で掲げた目標の実現について、廃棄物の観点や生物多様性の観点及び統合的な観点から持続可能な社会形成への施策の方向性等が示されています。

(2) 東京都の状況

東京都は平成20年に「環境基本計画2008」を策定し、①気候変動の危機の顕在化、②環境汚染に対する予見かつ継続的な対応の必要性、③より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上を掲げ、「少ないエネルギーで安全、快適に活動・生活できる都市」をめざすとしています。また、現在、新たな環境教基本計画を策定しています。

平成24年には、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、①緑の保全強化、②緑のネットワーク化、③緑の持続可能な利用の促進を掲げ、これまでの緑の量を確保する取組に加え、緑の質を高める点が重視されています。

その他にも、「東京都気候変動対策方針～カーボンマイナス東京10年プロジェクト基本方針～」、「東京都廃棄物処理計画」を策定し推進しています。

2 武蔵野市の概況

(1) 地勢

本市は、東京都のほぼ中央、区部と多摩部の接点にあり、新宿副都心から西方約12kmに位置しています。市域は東西6.4km、南北3.1kmに広がり、面積は10.98km²です。

土地は古多摩川の扇状地がもとになった武蔵野台地で、表層はローム質（火山灰質）で、下層の礫層には地下水が豊富にあります。標高は50～65mの概ね平坦な地形です。

■武蔵野市域



武蔵野市地域生活環境指標から転載

(2) 人口

人口は、昭和40年に約13万人となって以来安定しており、近年では微増傾向の中で少子高齢化が徐々に進行し、成熟した都市の特徴が表れています。将来も緩やかな増加が予想されています。

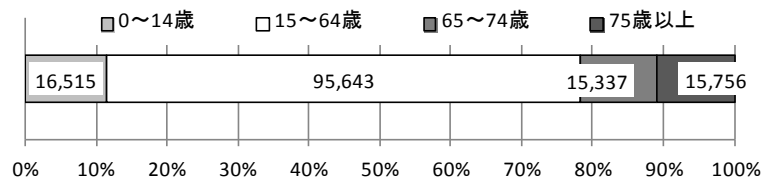
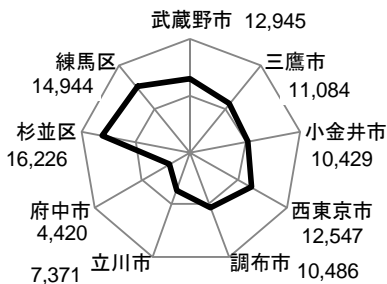
■人口データ（平成27年10月1日現在）

総人口	143,251人
高齢化率	22.6%
人口密度	12,945人 / km ²
昼間人口/夜間人口 (H22 国勢調査)	110.5

※高齢化率とは総人口に占める65歳以上人口の割合

人口密度が高いことも特徴的で、特別区を除く全国790市の中で第2位、東京都の市では第1位の高さです。また、昼間人口が夜間人口を上回っています。

■周辺区市との人口密度の比較 ■年代別人口



人口密度、年代別人口とも平成27年10月1日現在住民基本台帳から作成

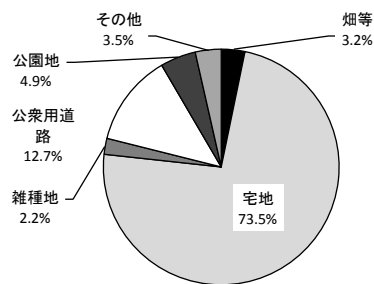
(3) 土地利用

市全域が既成市街地化しており、土地利用を地目別に見ると宅地が73.5%、道路が12.7%を占めています。また緑被地として、公園地が4.9%、畑等が3.2%を占めています。(平成26年1月1日現在)。

新たな土地開発の余地はほとんど残っておらず、近年、地目別面積に大きな変動は見られません。

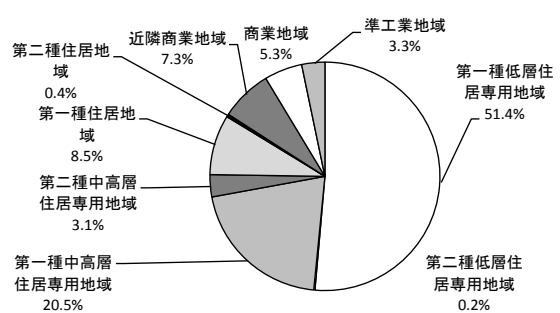
都市計画用途地域*の指定は、住居系84.1%、商業系12.6%、工業系3.3%で、住宅都市としての土地利用構成が明確になっています。

■地目別面積割合



平成26年1月1日現在 武蔵野市統計から作成

■都市計画区域用途地域別面積割合



平成26年1月1日現在 武蔵野市統計から作成

(4) 産業

本市の産業は第3次産業が主で、事業所の業種では「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」が約6割を占めています。

また、従業者数は、「1～4人」が全体の約6割を占めて最も多く、また全体の9割以上が30人未満となっています。

■主な業種

事業所数割合 (H24)	計7,560 「卸売業、小売業」26.1%、「宿泊業、飲食サービス業」17.6%、「不動産、物品賃貸業」13.9%
従業者数別割合 (H24)	計87,590人 「宿泊業、飲食サービス業」19.0%、「卸売業、小売業」18.9%、「医療、福祉」10.1%
産出額別割合 (H22)	計1,254,503百万円 (東京都140,787,558百万円) 「サービス業」45.5%、「卸売・小売業」16.5%、「不動産業」14.7%

調査は平成24年経済センサス、平成22年度都民経済計算報告書、平成22年国勢調査
武蔵野市統計、武蔵野市産業振興計画から作成

3 環境の現況

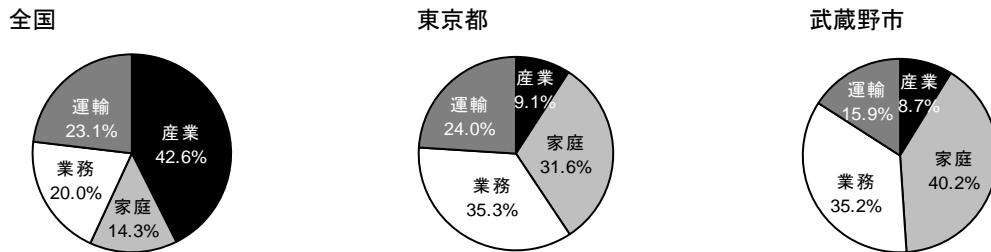
(1) エネルギー

① エネルギー消費の特徴

市全域が既成市街地化された消費型都市で、土地利用も住宅地が市域の大部分を占め、中・大規模の工場もありません。また、都内有数の繁華街である吉祥寺をはじめ3駅周辺には商業施設が密集しています。

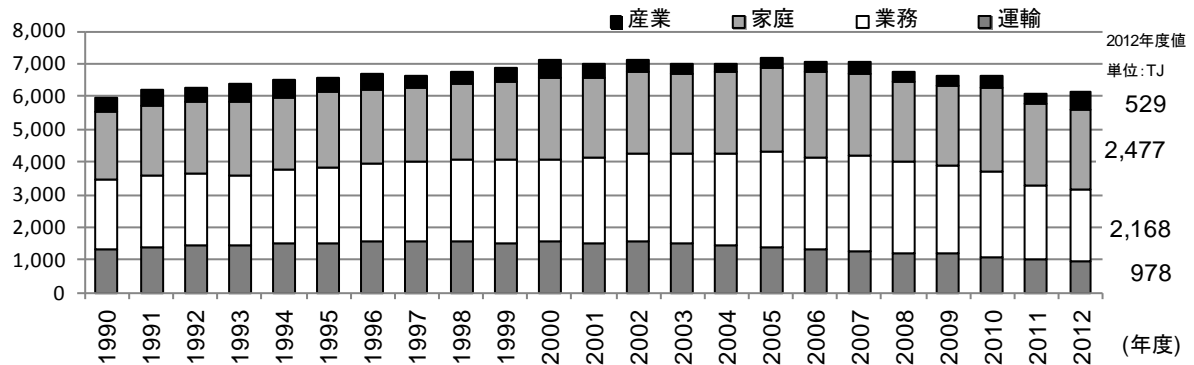
このような特徴から、市内のエネルギー消費（2012年度）は、民生家庭部門（住宅地）と民生業務部門（商業地）とで全体の約8割を占めています。都や全国との比較では、家庭部門と業務部門（店舗、オフィス等）の比率が高いことが分かります。

■部門別のエネルギー消費の構成（2012（平成24）年度）



みどり東京・温暖化防止プロジェクト*資料、都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査、エネルギー白書 2012 から作成

■武蔵野市の部門別エネルギー消費量の推移



みどり東京・温暖化防止プロジェクト*資料から作成

② 創エネと省エネ

全国の市で2番目に高い人口密度と10.98km²と比較的小さな市域、台地上に立脚した平坦な地形という立地条件により再生可能エネルギー*の賦存量*が少ないことから、市内の創エネルギーには限りがあります。そのため、既存の住宅や建築物におけるエネルギーの効率的利用や、市民・事業者・行政（市）等各主体の自発的な取組により、市域のエネルギー需要を低減していくことが課題となっています。

■創エネ・省エネの主な取組

項目	実績
節電徹底	不要な照明の消灯等の周知徹底、省エネ型の照明機器を導入、夏季・冬季省エネ推進月間設定 等
省エネ設備改修	空調設備改修、省エネ型照明機器の導入 等
保育園の「涼」環境	南・境南・吉祥寺保育園で夏場の保育室の環境整備を検討、実践 (H15～17)
焼却廃熱利用	クリーンセンターで発生した蒸気を、総合体育館、第四中学校、市本庁舎、クリーンセンター管理棟に供給し、冷暖房や温水プールの熱源に利用
太陽光発電*システム	<公共施設> 27箇所 (H6～26 市庁舎、小中学校、コミセン、市営住宅等の屋上等) 543.42kW <民間住宅> 太陽光発電システムの設置 2,981kW (H14～26年度 助成件数の実績)
燃料電池*コージェネレーション*システム	<公共施設> 大野田小学校 (H17 出力1kW) (H21 交換) <民間住宅> 家庭用コージェネレーション*システム 248台 (H20～26年度 助成件数の実績)

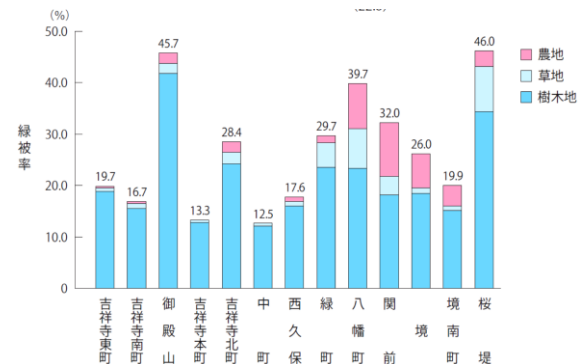
(2) 自然環境

① 緑

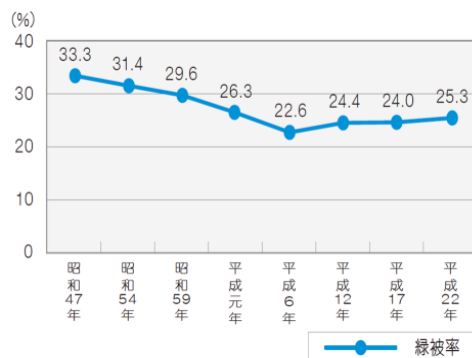
市内には、都立公園、市立公園、成蹊学園等のまとまった緑があり、その他にも公園・緑地、街路樹、屋敷林、農地等が点在しています。また、これらの拠点の緑と玉川上水緑道や千川上水、グリーンパーク遊歩道、街路樹等の連続性のある緑により、緑のネットワークを形成しています。

緑被率（市域面積に対する割合）は25.3%（平成22年度）で、近年は微増傾向です。緑の面積の割合は、民有地が約6割、公有地が4割です。

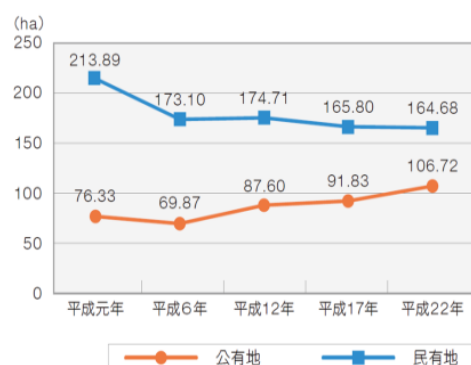
■町別の緑被率（平成22年時点）



■市内の緑被率推移



■公有地・民有地の緑の面積推移



< 次回の緑の調査は平成28年度実施予定 >

上記3図は「平成26年版統計でみる武蔵野市」から転載

■市内の特徴的な緑環境

樹林環境	屋敷林や社寺林等の樹林がまとまっている環境のことで、ケヤキやクヌギ等自然度の高い二次林が残っています。その他、保存樹林*や保存樹木*等に指定されている樹林があります。
並木環境	街路樹が整備されている環境のことを指します。市内には、高木と植栽帯が一体的に整備されている街路があります。
大木・シンボルツリー	長い年月をかけて生育してきた大木や、まちのシンボルとなっている樹木のことです。
生垣環境	主に民有地の接道部に整備された生垣を指します。市内には、保存生垣に指定されている生垣があります。
公園環境	市内にある公園のことを指します。緑の拠点となっている井の頭恩賜公園、水辺空間がある木の花小路公園等、市内には様々な公園があります。
農地環境	市内に分布する農地のことを指します。特に、市内中央部に多くあり、屋敷林と農地が一体となった部分も見られます。
宅地・庭先	公有地以外の、個人宅地内の樹木や花木、花壇等庭先の環境を指します。
水辺環境	玉川上水、千川上水、仙川沿い等の水辺と周辺の緑が一体となった環境を指します。特に仙川は一部の区間で自然護岸として整備しています。
ビオトープ*	多自然型の環境が形成されているビオトープ*を指します。市内の小学校に整備された学校ビオトープ*があります。

武蔵野市生きものマップ（平成26年3月）から作成

② 水辺

仙川は市内を流れる唯一の一級河川で、小金井市を源流として、世田谷区で野川に合流した後、多摩川に流入します。平成10年から仙川水辺環境整備計画（仙川リメイク）に基づき、桜堤地区（生態系*復活ゾーン）では自然護岸や親水化の整備、都水道局境浄水場等からの導水による維持水確保を進め、魚が棲める環境を実現しています。

市内を横切る玉川上水は、江戸時代に武蔵野台地の分水嶺に沿って開削された歴史的な用水路で、羽村取水口から四谷大木戸まで全長約43km、標高差はわずか約2%緩勾配となっています。

千川上水は、市内の境橋に分水口を持つ玉川上水の分水で、市の北側の境界に沿って流れ、北区滝野川に至る全長約22kmの用水路です。

両上水は、上水道としての役目を終えて以来、空堀になっていましたが、玉川上水は昭和61年、千川上水は平成元年に、東京都の清流復活事業*により水の流れが復活しました。

③ 生き物と生態系

豊かな生態系*の構築には、それぞれの生き物の種類に適した様々なタイプの緑・水辺空間の存在と、採餌、繁殖等、生存に適した環境を求めて生き物が移動できるように、それらが互いにネットワーク化されていることが必要です。

本市には、都立小金井公園、都立中央公園、都立井の頭公園、境山野緑地等の大規模な緑が存在し、また、市内各所に中小規模の市立公園、各小学校や自然観察園に設置されたビオトープ*、農地、民間施設や住宅地の緑等、様々な緑や水辺が数多く存在します。そしてこれらをつなぐ回廊として、玉川上水、千川上水、グリーンパーク遊歩道、街路樹等が帯状につながり、市全域で緑と水のネットワークを形成しています。

これにより市内には、タヌキ、ツミ、アオダイショウ等、生態系*ピラミッドの上位に立つ中・大型の肉食動物が生息できる豊かな環境が維持されており、またキンラン、マヤラン等の希少な植物の自生も見られます。特に、玉川上水沿いの護岸緑地には、水道用地として長年にわたり人の出入りが少なかったこともあり、江戸時代以前に武蔵野が原野だった頃の植生であるワレモコウ、ノカンゾウ等の草原性植物や、イチリンソウ、フタリシズカ等の雑木林における林床植物のような、都市部では稀少となった植物群も観察できます。

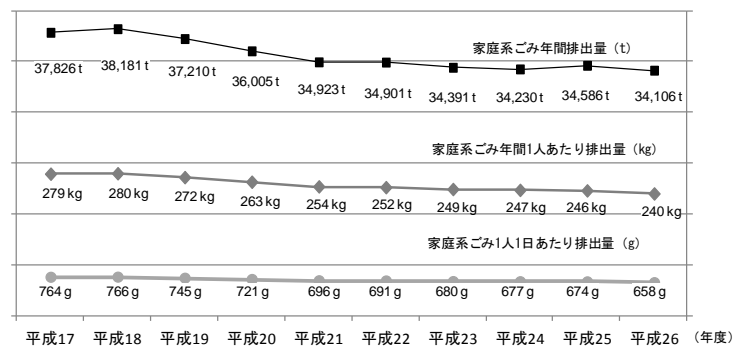
■緑と水に関する主な取組

項目	実績
公共空間の緑化	借地公園・環境緑地の保全、都市公園等の整備・拡充、学校を含む公共施設への緑化推進・促進 等
水辺環境の整備	千川上水整備基本計画・仙川水辺環境整備基本計画の推進 等
生物多様性の保全	生物多様性講演会の実施、生物生息状況調査 等
多摩川上流域の森林保全	「二俣尾・武蔵野市民の森」、「奥多摩・武蔵野の森」の整備・活用・啓発 等
農地保全の支援	農地保全制度の運用、環境保全型農業用資器材*購入補助制度の運用 等

(3) 廃棄物

本市で収集されるごみの8割近くが家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ）です。市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は658g（平成26年度）であり、市民・事業者の努力により、766g（平成18年度）から大幅に減少を続けています。しかし、多摩地域の平均値612g

■家庭系ごみ排出量の推移



武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）から作成

（平成26年度）と比較して超過しているのが現状です。

ごみ処理・資源化は、中間処理施設としての「武蔵野クリーンセンター」での焼却の他に、日の出町の最終処分場や瑞穂町の民間資源化施設等でも処理・処分を行うことで成り立っています。市域から発生するごみ発生量のさらなる減量は、市外にあるごみの最終処分場の負担軽減のためにも必要です。

最終処分場の継続的利用が重大な課題であったため、平成15年から不燃・粗大ごみの選別残さの焼却を行い、その焼却残さについても平成18年度からエコセメント化により、埋立処分はなくなっています。

現在、ごみ処理・資源化は市外の施設でも行うため、より多くの費用がかかり、市外での環境負荷*も生じています。

収集したごみから焼却等をせずに資源化した割合は、平成16年の家庭系ごみの有料化後に上昇し、平成17年度から横ばいでしたが、平成25年度は増加しています。ごみについては、環境への負荷と処理経費用の削減の観点から資源物を含めたごみ発生量全体の抑制が必要です。

■ごみの発生抑制推進の主な取組

項目	実績
3Rの啓発、情報提供	青空市の開催、「ごみ便利帳」「ごみ・資源収集日一覧表」の配布、「武蔵野ごみニュース」の配布 等
ごみ処理状況の把握	一般廃棄物処理量の監視、ごみの排出状況の監視・指導 等
事業者への働きかけ	多量排出事業者への指導、ECOパートナー認定表彰制度 等
3Rの推進	民間による資源回収への支援、家庭からの剪定枝葉等の資源化、「むさしのエコポ（不用品再利用掲示板）」の実施、小型家電リサイクルの実施、放置自転車の譲与、図書館除籍資料の提供、図書交流センターの運営 等
ごみ処理の推進	家庭ごみ及び事業系ごみの戸別収集・運搬、中間処理（破碎減容・焼却） 等

（4）都市の環境

① 都市構造

JR中央線の三駅（吉祥寺、三鷹、武蔵境）を核として、特色のあるまちが形成されています。住宅系の土地利用を中心とした住宅都市であるとともに、商業施設や事業所、教育施設、文化施設等が多く立地する都市でもあります。

■地域別の特徴

吉祥寺駅を中心とした吉祥寺地域	市域にとどまらない広範な商圈を持つ活発な商業地域と、古くから開発された良好な住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地が共存する地域である。 魅力ある商業空間と良質な居住環境の維持・向上をめざし、駅一帯の再整備・再開発とソフト的な取組を、地域・事業者・行政が連携して推進している。
三鷹駅を中心とした中央地域	総合体育館や市民文化会館を始めとした文化・スポーツ施設や、市役所を始めたとする行政機関、オフィス機能と、その周辺に緑豊かな住宅地が広がる地域である。 近年、駅北口では民間による大規模再開発があり、今後も再開発が進む可能性がある。
武蔵境駅を中心とした武蔵境地域	市内で最も早く駅が開設された歴史のあるまちであると同時に、学生が多いまちでもある。また、昔ながらの農地や雑木林が残されており、自然が豊かで住環境のよい地域である。 三鷹～立川間の鉄道の高架化で南北一体化が実現し、複合公共施設「武蔵野プレイス」が開業する等、駅周辺の再開発等が進んでいる。

武蔵野市都市マスタープラン（平成23年4月）、市ホームページから作成

② 景観・美化

本市では、都市計画マスタープラン*において景観資源や地域特性を活かし、住環境との調和や総合性に配慮した景観形成を進めること等を「景観まちづくりの方針」として定めています。

道路の景観については、景観整備路線事業計画に基づき電線類地中化等の景観整備を進めています。

まちの美観とも密接に関係する屋外広告物*については、「東京都屋外広告物条例（以下「都条例」とする）」に基づき、規制と対策を行っています。

また、これらの他に、空き地・空き家の放置、ポイ捨て、不法投棄、落書き、駅周辺における路上喫煙等の環境美化への対応が必要となっています。

③ 交通

市域の幹線道路は、はしご型（ラダー型）に配置され、その格子の中には街路が張り巡らされています。このような中で、歩行者の安全性・快適性を考慮した道路空間づくりや、バリアフリー*への対応、自転車通行路の整備等、着実かつ計画的な整備を進めています。

鉄道は、JR中央線が東西方向に直線で通り、吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅の3駅があります。吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れています。

バス交通は、各鉄道駅を拠点として、小田急バス、関東バス、京王バス、西武バスが運行しています。また、交通空白・不便地域の解消や移動制約者支援を目的としてコミュニティバス「ムーバス*」が7路線・9ルートで運行しています。

自転車利用が多いことも特徴で、駅周辺への自転車乗入台数は都内でも上位にあります。

■都市の環境に関する主な取組

項目	実績
環境配慮	市道の透水性舗装*、中高層開発への指導・誘導、住宅耐震化への支援 等
景観保全	違反屋外広告物*の処理、都市計画道路の整備、電線類地中化の推進 等
環境美化	三駅周辺清掃の実施、市内一世清掃の実施、空地の調査 等
歩行者と自転車の安全と利便	狭あい道路*の拡幅、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去 等
公共交通活用と渋滞緩和	公共交通機関利用の啓発、ムーバス*及びムーパーク*によるパーク・アンド・バスライド*の推進、吉祥寺地域の駐車場案内・誘導システムの運用 等

(5) 生活環境

① 水循環

市域は武蔵野台地上、荒川水系（北側）と多摩川水系（南側）の分水嶺にあり、地下水が豊富です。隣接する周辺区市の斜面には地下水が湧きやすく、井の頭池、石神井池・三宝寺池、善福寺池は武蔵野三大湧水池と呼ばれています。

上水道は、恵まれた地下水を生かし、約8割を地下250メートルの深井戸から取水しています。

下水道は、昭和26年から着手し、昭和62年には下水道普及率100%を達成しています。市域の約9割の区域が汚水と雨水を一本の管で流す合流式を採用したため、一部の地域で集中豪雨の際に浸水被害が発生しており、その対策を行っています。

水循環については、都市化によって、湧水の減少、化学物質による地下水への影響等も懸念されています。

② 公害関連

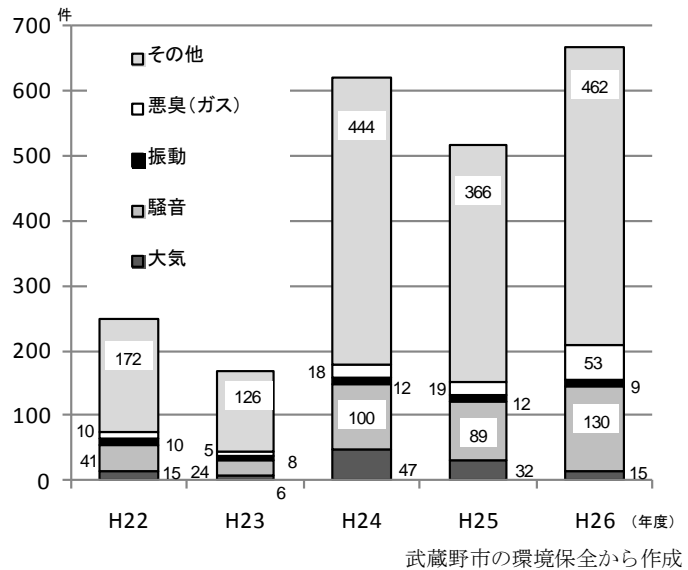
大気については、広域的な問題である光化学スモッグの原因物質であるオキシダント*の環境基準*未達成が続いていますが、東京都と連携した取組を進め、光化学スモッグの発生件数は減少してきています。その他の物質は、環境基準*が達成されています。

騒音・振動等の公害は、発生源により、事業場、建設作業、道路交通、生活等に区分されており、近年では、日常生活に関係が深い生活関連の苦情等の割合が多くなっています。

地下水汚染は、全国的にトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤による汚染が問題となっており、本市でも、井戸使用状況・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。過去10年間、環境基準*未達成の井戸の数・率は横ばいの状況です。

生活環境や公害*についての苦情や相談は、年度ごとに状況が変わっています。平成24年度は、例年と比べて、建設作業と空地・害虫等に関するものが目立って増加しました。

■ 公害苦情の受付件数 (放射線関連を除く)



③ 新たな環境問題

東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、本市でも放射性物質の飛来が懸念されました。そのため、市は継続的な測定等の対策を行い、基準値内の数値であることが確認されています。

国境を越える大気汚染である酸性雨やPM2.5等については、状況等の把握に努め、その都度適正な対応を行っています。

■ 生活環境に関する主な取組

項目	実績
雨水対策	雨水貯留槽購入への支援、雨水浸透施設設置への支援、市道の透水性舗装*等
上水道供給	節水の広報、直結給水*の促進、水源井戸の更生、給水管・配水管の維持管理等
新たな環境問題への対応	東日本大震災に伴う原発事故に由来する放射線等の測定と情報提供、PM2.5・デング熱を媒介する蚊への対応 等
公害*対策	工場等の発生源への指導、大気環境の調査、地下水の調査、道路騒音・振動の調査、光化学スモッグ等の情報提供 等
生活公害*等	住宅・店舗等からの騒音苦情の受付、カラス・ネズミ・スズメバチ等の駆除等

4 武蔵野市の環境政策の経緯

年度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
		1950年代～ 公害問題顕在化		
1967	昭42	・公害対策基本法制定		
1968	昭43	・大気汚染防止法制定		
1970	昭45	・内閣公害対策本部設置 ・水質汚濁防止法制定 ・廃棄物処理法制定	・市議会で「公害排除都市宣言」	
1971	昭46	○ラムサール条約制定 ・環境庁発足	・公害*防止に関する条例制定 ・公害防止協定書締結（市と商工会議所会員）	
1972	47	○国連人間環境会議でストックホルム宣言（人間環境宣言）採択 ・自然環境保全法制定		・むさしのジャンボリー開始
1973	48	○ワシントン条約制定（希少野生生物取引規制） ・都市緑地保全法制定		・武蔵野自然クラブ（昆虫教室・植物教室）発足
1977	52			・透水舗装事業開始 ・資源物分別収集（古紙類）開始
1978	53			・野鳥の森公園開園 ・資源物集団回収助成制度開始
1979	55	・ワシントン条約批准 ・ラムサール条約加入		
1982	57			・長野県川上村に少年自然の村（現：自然の村）開設
1983	58		・武蔵野市立公園条例制定 ・環境浄化に関する条例制定	
1984	59			・武蔵野クリーンセンター完成
1985	60	○オゾン層保護のためのウィーン条約採択		
1986	61			・玉川上水清流復活 ・接道部緑化助成事業開始
1987	62	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択		・電気自動車の導入（環境庁指定第1号）
1988	63	○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*発足 ・ウィーン条約加入		・電気自動車の導入（環境庁指定第1号）
1989	平元			・千川上水清流復活
1991	3	・リサイクル法制定		・資源物拠点回収開始
1992	4	○国連環境開発会議（地球サミット）でリオ・デ・ジャネイロ宣言、アジェンダ21、森林原則声明を採択、気候変動枠組条約や生物多様性条約等に署名 ・野生動物植物保存法制定		・資源物拠点回収開始
1993	5	・環境基本法制定		・電線類地中化事業開始
1994	6	・環境基本計画策定	・「大木・シンボルツリー2000計画」策定	・関前公園（トンボ池を併設）開園 ・雨水浸透施設助成制度開始 ・市役所本庁舎への太陽光発電*設備（1.8kW）設置
1995	7	・生物多様性国家戦略策定 ・容器包装リサイクル法制定		・コミュニティバス「ムーバス*」（吉祥寺東循環）運行開始 ・全市立小学校で「セカンドスクール」実施
1996	8		・雨水流出抑制施設設置要綱制定 ・武蔵野市緑の基本計画策定	・クリーンセンターのダイオキシン類対策工事（平成12年まで）
1997	9	○京都議定書採択 ・環境影響評価法制定		・ムーバス*2号路線（吉祥寺北西循環）運行開始 ・事業系ごみ全面有料化実施
1998	10	・地球温暖化対策推進法制定 ・家電リサイクル法制定	・一般廃棄物処理基本計画策定	・木の花小路公園開設、同公園が緑の都市賞を受賞 ・仙川水辺環境整備事業開始 ・ロシア連邦ハバロフスク地方への市民植林団派遣
1999	11	・ダイオキシン類対策特別措置法制定 ・化学物質排出把握管理促進法制定	・環境基本条例制定 ・第一期環境基本計画策定	・「そーらの家」に太陽光発電*設備（3.3kW）設置 ・千川小にピオトープ*設置 ・ムーパーク*設置

第3章 武蔵野市の環境の現状

年度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
2000	12	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次環境基本計画策定 ・循環型社会形成推進基本法制定 ・リサイクル法改正・改題 ・食品リサイクル法制定 ・グリーン購入法制定 ・建設リサイクル法制定 ・環境省発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープラン策定 ・環境マネジメントシステム* ISO14001* 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・関前南小に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・ムーバス*3号路線(境南東/境南西循環)運行開始 ・第五小、境南小にビオトープ*設置 ・駐輪場で自転車のレンタル開始 ・ごみ収集車に天然ガス車導入 ・生物生息状況調査報告書発行
2001	13	<ul style="list-style-type: none"> ・新・生物多様性国家戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次住宅マスタープラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立商工会館に燃料電池* (4.5kW) 設置 ・本宿小に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・桜野小に太陽光発電*設備 (10kW) 設置 ・市役所車庫棟に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・ムーバス*4号路線(三鷹駅北西循環)運行開始 ・市民の森公園開園 ・第三小、本宿小にビオトープ*設置 ・二俣尾武蔵野市民の森整備事業開始
2002	14	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な開発に関する世界首脳会議(リオ+10)でヨハネスブルグ宣言を採択 ・自動車リサイクル法制定 ・土壌汚染対策法制定 ・京都議定書批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所地球温暖化対策実行計画策定 ・第2次市民交通計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電*設備設置助成制度開始 ・エコライフ体験機器の貸し出し事業開始 ・親子棚田体験事業開始 ・井之頭小に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・市民の森公園に太陽光発電*設備 (3kW) 設置 ・第四小、井之頭小にビオトープ*設置 ・人にやさしいみちづくり事業開始 ・朝一番隊*開始
2003	15	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会推進基本計画策定 ・自然再生推進法施行 ・鳥獣保護法改正(生物多様性確保) ・土壌汚染対策法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画調整計画策定 ・地球温暖化防止のための環境行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンパートナー事業開始 ・公立保育園「涼環境」創出事業開始 ・家族長期自然体験事業開始 ・第四小に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・耐震アドバイザー派遣制度開始 ・第一小、第二小、関前南小、桜野小にビオトープ*設置
2004	16	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育推進法施行 ・外来生物法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四期基本構想・長期計画*策定 ・自転車等総合計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化、戸別収集事業開始 ・奥多摩・武蔵野の森事業開始 ・大野田小に太陽光発電*設備 (20kW)、燃料電池* (1kW) 設置 ・ムーバス*5号路線(境西循環)運行開始 ・吉祥寺西公園開園 ・吉祥寺北町公園、はなもみじ公園開園 ・喫煙マナーアップキャンペーン開始 ・打ち水*大作戦の開始 ・保健センターに BEMS*を導入
2005	17	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書発効 ・京都議定書目標達成計画策定 ・環境配慮促進法施行 ・景観法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期環境基本計画策定 ・都市計画公園・緑地の整備方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺本町在宅介護支援センターに燃料電池* (1kW) 設置 ・境南小に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・境山野緑地開園 ・大野田小にビオトープ*設置(小学校全校に設置完了) ・むさしの自然観察園(北町ビオトープ*)開園 ・ムーバス*5号路線(武蔵境/東小金井線)運行開始 ・クリーンセンター、地球温暖化対策計画策定
2006	18	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次環境基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興基本計画策定 ・吉祥寺グランドデザイン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三小学校に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・ムーバス*6号路線(吉祥寺/三鷹線)、7号路線(三鷹/武蔵境線)運行開始 ・農業ふれあい公園開園 ・市役所本庁舎車庫棟の一部を屋上緑化
2007	19	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀環境立国戦略策定 ・第三次生物多様性国家戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四期長期計画・調整計画*策定 ・一般廃棄物処理基本計画改定 ・緑の基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎西棟完成、使用開始 ・第五小学校に太陽光発電*設備 (30kW) 設置 ・第一小学校校庭の一部(334㎡)、第三中学校の一部(504㎡)を芝生化 ・境冒險遊び場公園開園 ・新エネルギー、省エネルギー機器設置助成制度開始 ・ごみ減量資源化推進事業者(ECOパートナー)認定表彰制度の開始 ・剪定枝葉等の堆肥化の開始 ・武蔵野ごみニュースの発行

第3章 武蔵野市の環境の現状

年度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
2008	20	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書第一約束期間開始 ・第二次循環型社会形成推進基本計画策定 ・低炭素社会づくり行動計画策定 ・生物多様性基本法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期環境基本計画（改訂版）策定 ・第二次市役所地球温暖化対策実行計画（改訂版）策定 ・まちづくり条例制定 ・下水道総合計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一小学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・F&F ビルへのドライミスト装置の設置助成 ・二酸化炭素排出削減行動助成制度開始 ・第1回むさしの環境フェスタの開催
2009	21		<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市解体工事等を行う工業者等に対する指導の基準等に関する要綱制定 ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設設計画「市の基本的な考え方」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二小学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・桜野小学校に太陽光発電*設備（10kW）設置（寄贈受入） ・第三小学校校庭の一部（455 m²）を芝生化 ・太陽光発電*支援モデル事業の試行 ・事業者向け省エネルギー設備導入資金の融資あっせん制度開始 ・レジ袋削減キャンペーンの実施 ・中央通りさくら並木公園の開園
2010	22	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回生物多様性条約締約国会議で愛知目標及び名古屋議定書を採択 ・生物多様性地域連携促進法制定 ・生物多様性国家戦略2010策定（2011年3月11日 東日本大震災発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・千川上水整備基本計画の策定 ・公園・緑地リニューアル計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第六中学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・原発事故情報窓口の開設
2011	23	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期環境基本計画策定 ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定 ・下水道長寿命化計画策定 ・都市計画公園・緑地の整備方針改定 ・都市計画マスタープラン*策定 ・バリアフリー*基本構想策定 ・第3次市民交通計画策定 ・第三次住宅マスタープラン策定 ・農業振興基本計画の改定 ・雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二中学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・吉祥寺南コミュニティセンターに太陽光発電*設備（5kW）設置 ・市内で空間放射線量測定開始、放射線測定機器の貸出開始 ・むさしのエコポの開始 ・小型廃家電製品マテリアル回収の開始 ・境南ふれあい広場公園開園 ・境南中央公園開園
2012	24	<ul style="list-style-type: none"> ○国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催 ○京都議定書第一約束期間終了 ・第四次環境基本計画策定 ・生物多様性国家戦略2012策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五期長期計画・調整計画*策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五中学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・吉祥寺南コミュニティセンターに太陽光発電*設備（5kW）設置（寄贈受入） ・八幡町コミュニティセンターに太陽光発電*設備（5kW）設置 ・新たなエネルギー活用検討事業の実施
2013	25		<ul style="list-style-type: none"> ・第三次市役所地球温暖化対策実行計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一中学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・多様な資源の効率的利用モデル検討実施
2014	26	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第五次評価報告書公表 ・エネルギー基本計画策定 ・水循環基本法制定 ・雨水の利用の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道総合計画（2014）改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三中学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・市域のエネルギー需要削減手法検証事業実施 ・中央図書館にBEMS*を導入 ・水環境連続講座「水の学校」の開校 ・吉祥寺東町一丁目合流式下水道改善施設設置 ・吉祥寺北町一丁目雨水貯留施設設置 ・吉祥寺東町ふれあい公園
2015	27	<ul style="list-style-type: none"> ○国連気候変動枠組条約第21回締約国会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四期環境基本計画策定 ・一般廃棄物処理基本計画改定 ・自転車総合計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四中学校に太陽光発電*設備（30kW）設置 ・「水の学校」が循環のみち下水道賞を受賞

5 第三期武蔵野市環境基本計画の評価

前計画期間内には、市民・事業者や関係部署と連携を図りながら、下表に掲げた項目を含め「エコシティむさしの」の実現をめざし、概ね計画どおりに取組を実施してきました。その結果は、次ページの「6 市民意識」にもあるとおり、日常生活における身近な取組の定着や意識の高さ等に表れています。

大目標として国の考え方に合わせて掲げた「市域の温室効果ガス*排出量の削減」については、原子力発電所が停止し火力発電で代替したことが原因による電力の排出係数*の増加が影響し、数値上では目標としている温室効果ガス*の削減までは達していません。しかし、震災以降の省エネ等のエネルギーへの関心の高まりから、市民・事業者共にエネルギー消費が減少していることは、実際に評価できる点といえます。また「生物多様性の保全」については、生物の生息空間ともなる緑施策等の拡充・推進を行っており、着実な進行が図られています。

その他、下記の指標とした項目も含めて各主体による取組は、概ね着実に進行してきています。しかし、継続実施の必要性が問われる取組については、今計画において政策再編や見直しの視点がもとめられます。

環境方針	項目	第三期の目標値	実績値 (H26年度)	評価	備考
1【しくみづくり】					
	過去1年間に環境学習に参加した人の割合	20%	6.9%	×	市民意識調査数値
2【ライフスタイル】					
	市域全体の温室効果ガス排出量	1990年比-11% (498.0千t-CO2)	1990年度比+17.5% (658.0千t-CO2)	×	H24年度数値
	公共施設における太陽光発電設備容量	550kW	543.42kW	○	H27年度末573.42kWを予定 (H27年度30kW)
	民間住宅における太陽光発電設置割合	2.65%	3.48%	○	H26年度数値 39件、145.49kW
	市民1人1日あたりのごみ排出量	688g以下	658g	○	収集量34,107/収集対象人口 142,046/365、民間搬入及び集団回収は含めない
3【緑と水】					
	緑被率	25.5%	25.3%	—	H22年度数値 次回H28年度調査予定
	保存樹木の本数	777本	814本	○	H27年3月末時点の数値
4【道路・交通】					
	交差点における環境(二酸化窒素濃度)	環境基準の維持 (0.06ppm以下)	夏平均値 0.025ppm 冬平均値 0.045ppm	○	夏・冬の年2回による定点調査 交差点:55地点
	交差点における騒音	要請限度(75~55db) の維持	要請限度超過なし	○	年1回(12月)による定点調査 市内8地点
5【景観・まちづくり】					
	電線類地中化延長	8路線	7路線	△	7路線 延長:2,255m
6【健康・安全】					
	公立小中学校校庭への雨水貯留浸透施設の設置	18校	12校	△	H23~H25年度の設置数 3校 H27年度 1校設置予定 H32年度までに完了予定
	地下水のかん養に取り組む世帯の割合	20%	33.3%	○	H26年度数値 雨水浸透ます設置個数32,037基

評価の見方

○：目標値を達成 △：目標値を概ね達成 ×：目標値未達成
 —：実績値が未調査（H27年度末決定）のため、評価不能

※温室効果ガス排出量の調査は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト*」が行ったものです。

6 市民意識

(1) アンケートの実施

本計画の策定にあたり、前計画に引き続き、環境に関する意識や日頃の取組について市民意識調査（アンケート）を実施しました。調査は平成27年3月に無作為抽出の1,025名の市民を対象に行い、回収率は32.1%で、前回の39.5%を下回りました。

(2) 環境事象への関心の傾向

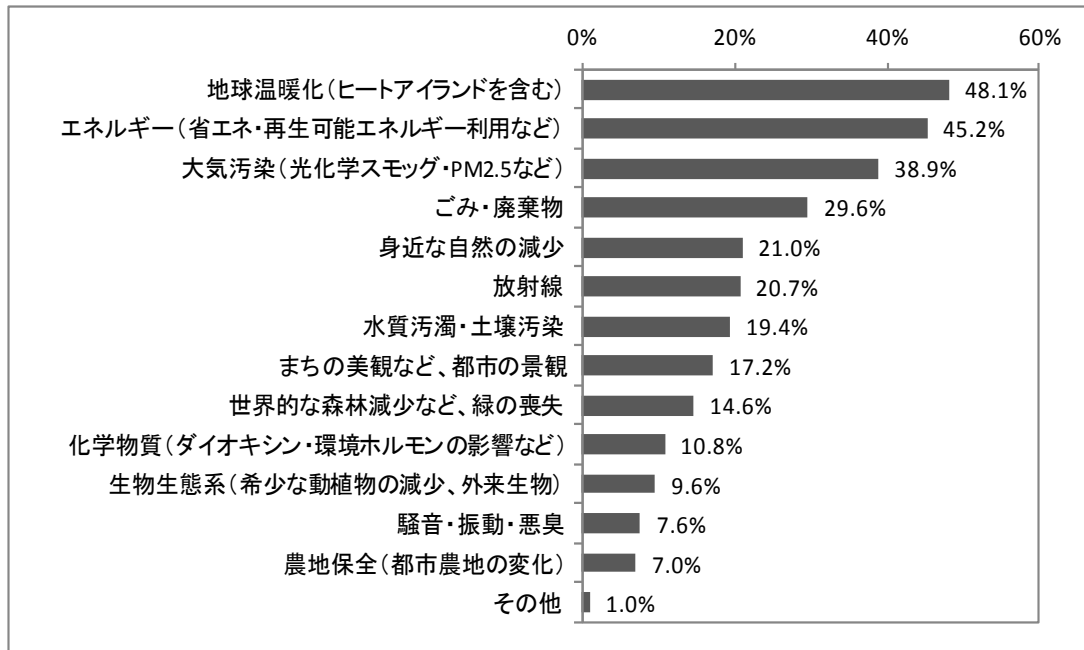
環境の事象について、優先的に対応していくべきと思う項目を3つまで選んでいただきました。前計画の策定時の質問を基本として、今回はさらに現在の社会状況等を踏まえ、「エネルギー」や「放射線」といった選択項目を新たに追加しています。

回答率の高いものから順に、地球温暖化、エネルギー、大気汚染となっています。

「地球温暖化」は前回に引き続き一番となりました。また地球温暖化と密接に関連する「エネルギー」は、今回の調査で新たに選択肢として追加した項目ですが、上位となりました。

本市のエネルギーの利用は家庭部門（約37%）と業務部門（約40%）がその多くを占めています。市民のエネルギーの取組への関心が高まっていることを踏まえて、今後はより一層家庭や企業活動での建物の省エネや再生可能エネルギー*の活用を推進し、温室効果ガス*排出の抑制を推進していくことが求められます。

■優先的に対応していくべきと思う環境事象（3つまで選択）



(3) 環境に配慮した取組についての傾向

前計画の策定時においても、同様のアンケートを実施しています。

前回アンケートと「日常生活での環境に配慮した取組」について比較してみた場合、市民の意識や日頃の取組について、全体的な傾向は大きく変わりませんでした。日常生活での身近な取組が定着していることが伺えます。

＜「日常生活での環境に配慮した取組」の設問一覧＞

- ・ライフスタイルに関する取組
- ・省エネに関する取組
- ・ごみの減量・リサイクルに関する取組
- ・自動車の利用に関する取組
- ・二酸化炭素の排出の少ない商品の選択に関する取組
- ・環境学習に関する取組
- ・生物多様性・自然環境への配慮に関する取組

◆前回に近いか上回る割合で今回実行されている取組

- ・日常的な節水の行動..... 94.6%の方が実行しています
- ・レジ袋の辞退等の過剰包装削減行動..... 91.8%の方が実行しています
- ・ごみ出しに際しての分別の徹底..... 99.4%の方が実行しています
- ・通勤・通学や買い物でのマイカー利用の抑制.... 88.2%の方が実行しています
- ・公共交通機関の活用..... 94.4%の方が実行しています
- ・省エネ型家電や電灯、給湯器等の選択..... 93.2%の方が実行しています

これらの項目は、誰もができる身近な環境配慮の取組として以前の計画からその推進が奨励されてきました。今では市民の間でかなり定着してきたと考えられます。今後はこれらの取組が生活において当たり前となるよう、さらに推進していくことが重要です。

逆に「環境学習への取組」は、市民の関心が前回調査時と同様に低い状況であり、今後さらに環境配慮の意識を向上させるためにどのように環境学習や啓発に取り組んでいくかが問われています。

第4章 施策の展開

施策の体系

環境像	環境方針	施策の展開
私たちがつくる スマートシティむさしの 主体的な行動が創り出す 人と自然が調和した新たな環境都市	環境方針1	(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化
	市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(2) 環境学習・体験等の取組の充実
		(3) 環境に関する市民活動への支援
		(4) 環境啓発施設の開設
		環境方針2
	低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～	(2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化
		(3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応
		(4) 公共施設における効率的なエネルギー活用
		環境方針3
	ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～	(2) ごみの発生抑制
		(3) ごみ・資源の循環利用の推進
		(4) ごみ処理のコストと環境負荷削減
		(5) 新しいごみ処理施設の稼働
		環境方針4
	生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(2) 潤いのある緑環境の形成
		(3) 自然に配慮した水辺環境の整備
		(4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保
		(5) 周辺地域との広域的な連携
		(6) 都市農業への支援
		環境方針5
	環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(2) まちの景観保全
		(3) 美しく清潔なまち
		(4) 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間
		(5) 公共交通の活用と渋滞緩和
環境方針6		(1) 都市型公害への対応
安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(2) 生活公害への対応	
	(3) 新たな環境問題への対応	
	(4) 水の安定供給	
	(5) 水循環システムの確立	



個別計画に基づく各種事業の推進

環境方針1

市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～

本市では、環境について考えるきっかけづくりや自発的な行動を促進するため、「むさしの環境フェスタ」や「水の学校」等、多くの啓発事業を実施しています。また、市民や市民団体・事業者等においても、それぞれの役割や立場で様々な啓発の取組が進められています。

「スマートシティむさしの」実現のために、市民や市民団体・事業者・行政（市）が行う環境に関する啓発等の取組を、各主体の連携のもと総合的に実施していきます。

併せて、各主体が発信する環境情報等の体系化を図るとともに、各主体の自発的な環境配慮行動を支援し、環境に関する情報発信や環境学習の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化

市民・市民団体・事業者等の環境配慮行動を促すためには、各主体の環境配慮への関心を高めていくことが重要です。そのため、私たちをめぐる環境の変化、省エネ、資源の循環利用の方法等を単に伝えるような、物事の表面的な現象の情報にとどまることなく、原因や根源まで深く掘り下げ、さらにそれらの関係性をも明確にした質の高い情報を提供していきます。また、情報の発信側と受け手側双方の環境配慮行動につながるよう情報を体系化し、情報を関連させる仕組みを検討します。

情報発信にあたっては、多様な視点をもって行い、市報やホームページ等の情報ツールに加えて、SNS等の活用を図ります。

現在市が関わっている啓発の取組については、質の維持・向上のために再編・見直しを行い、より効果的に実施できるよう体系化を進めます。

(2) 環境学習・体験等の取組の充実

環境への関心を高めるためには、子どもから大人まで全世代に向けた環境学習の充実が大切です。学校教育や生涯学習等様々な場面で行われている環境学習プログラムについて、関連性や連続性といった視点を重視し、エネルギー・ごみ・緑・水等、環境に関する幅広いテーマや地球規模・エリア規模・各個人規模等の多様な切り口での環境学習・体験等の提供に取り組み、充実を図ります。

(3) 環境に関する市民活動への支援

市民や市民団体・事業者等が自らの問題として環境を捉え、自発的な行動を促すための仕組みづくりを検討します。また、自発的に活動する市民や市民団体・事業者等の啓発活動や広報活動等に効果的な支援を行います。

さらに、市民・市民団体・事業者・行政（市）等が連携しやすい仕組みを整え、各主体が無理なく環境に配慮した活動ができるよう、既存制度の周知や、市域における環境配慮活動のサイクルを推進していくための新しいEMS制度の検討等、実際の行動につながるための支援を行います。

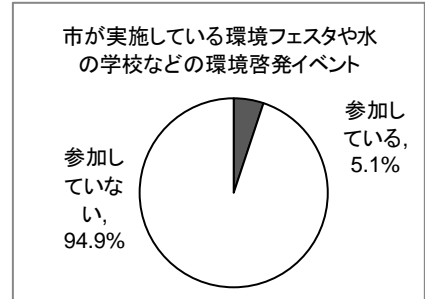
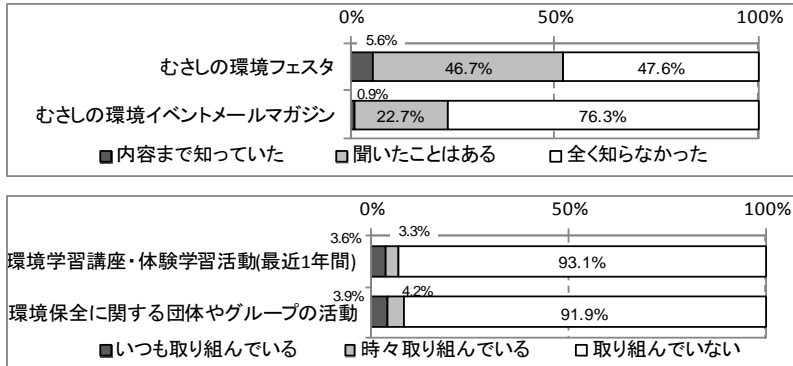
(4) 環境啓発施設の開設

新武蔵野クリーンセンター（仮称）の建設に伴い、環境に関する啓発の充実や情報発信の推進等の取組の一つとして、平成31年度に現クリーンセンターの事務所棟及びプラットホームを再利用した全市民的な環境啓発施設として「エコプラザ（仮称）」の開設をめざします。

また、開設に向けては、周辺まちづくりとの整合性や施設のあり方について地域の意見を聞きながら、全市民的な議論を行っていきます。

【現況データ】 環境啓発活動への市民意識の状況

■環境に関する市民意識調査（平成27年実施）



【環境啓発、環境学習等の主な取組】

項目	実績
情報の提供、発信	市報・季刊誌・市HP等の広報媒体による提供、環境関連図書の貸出・閲覧、「環境保全（年次報告書）」の発行、「環境報告書（クリーンセンター）」の発行 等
啓発イベントの開催	「むさしの環境フェスタ」、「水の学校」、「ごみゼロデー」の開催 等
学習教材の提供	「ごみトコトン減らし読本」、「武蔵野市の自然」の配布 等
講座等の開催	「夏休みごみ探検隊」、「ゲストティーチャー（出前授業）」の実施、クリーンセンター施設見学・環境講座の実施 等
市外での体験学習	親子棚田体験事業、鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業、遠野市家族ふれあい自然体験事業、むさしのジャンボリー、二俣尾自然体験事業、森林体験教室 等
学校教育の環境学習	各教科や総合的な学習の時間等と関連づけた環境学習、セカンドスクール・プレセカンドスクール 等
市民活動への支援	「環境美化推進員」の活動支援、「クリーンむさしのを推進する会」との連携、子ども自然体験指導者講習会、中学生・高校生リーダー講習会 等

【トピックス】

◆「むさしの環境フェスタ」の開催

市民一人ひとりに環境について関心を持ってもらうため、市民団体・事業者・行政（市）により、「むさしの環境フェスタ」を開催し、環境活動の展示、環境に配慮した暮らしの体験・提供等を行っています。参加者の環境行動等のきっかけづくりだけでなく、出展者相互の連携・つながりの機会にもなっており、平成26年度は、境南ふれあい広場公園及び武蔵野プレイスにて10月に開催し、約4,000名の来場者がありました。

◆「水の学校」の開催

平成26年度より「水の学校」として身近な水循環や上下水道の役割等、水を取り巻く様々なテーマに関する連続講座、公開講座、イベントを開催しています。講座により横のつながりが生まれ、修了生が翌年度以降の講座の企画運営に関わることを通して、自発的な市民活動が育っていくことをめざしています。

環境方針2

低炭素社会に向けた施策を推進します

～エネルギーの地産地消～

本市では、これまでに 3,000kW 以上の太陽光発電*設備、住宅用高効率給湯器、エネルギーマネジメントシステムの導入、公共施設の灯具 LED*化等の創エネ・省エネの取組を進めてきました。

再生可能エネルギー*の賦存量*が少なく、人口密度の高い消費型都市である本市では、市全体でのエネルギー消費量の抑制とエネルギーの効率的な利用を推進することが今後ますます必要となります。

そのため、省エネ・創エネの取組とともに、未利用エネルギーの積極的な活用を図ります。また、水素社会に向けた検討や、まちづくりと連動した展開の検討等を図り、エネルギーの地産地消*都市の形成をめざします。

【施策の展開】

(1) 新しいエネルギーへの対応

国内外の潮流である低炭素エネルギーに対応するため、従来からの太陽光利用に加えて、太陽熱利用、温度差利用等の未利用エネルギーの導入や普及促進を図ります。また、近く予定される電力・ガスの自由化を見据え、行政（市）としての適切な供給事業者の選択に取り組むとともに、市民の供給事業者の選択を助ける情報提供等を図ります。

国、都、一部の企業等では水素の活用に向けた動きが始まっていることから、公共施設や公用車での水素利用の率先的導入やインフラ整備等、本市における水素社会のあり方等を検討します。

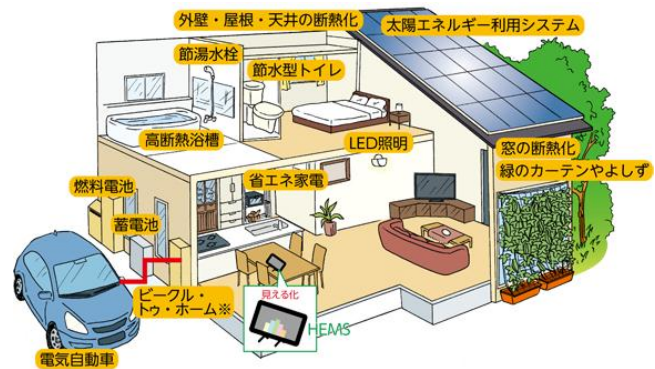
(2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化

家庭におけるエネルギー消費量は、単位面積当たりのエネルギー集積度は低いものの、市全体の約4割を占めることから対策の役割が大きいといえます。

そのため、日々の省エネ、建物・設備におけるHEMS*等のエネルギー管理システムの導入、太陽光・太陽熱利用、燃料電池*（水素利用）等の創エネ等の取組を推進するため、情報提供と導入支援等の取組を進めます。

また、スマートメーターの普及を見据え、複数の住宅等を対象にした街区単位の電力・ガス等エネルギーのスマート化について検討します。

■エネルギーのスマート化のイメージ



*ビークル・トゥ・ホーム：電気自動車の大容量蓄電池にためた電力を家と双方向でやり取りするためのシステム

武蔵野市報 平成 27 年 6 月 1 日号から転載

(3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応

商業地域は、市域に占める面積こそ小さいものの、単位面積当たりのエネルギー集積度が高く、エネルギー消費量は約4割を占めるため、各家庭と同様に対策の役割が大きいといえます。

そのため、エネルギー設備改修に向けた中小規模事業者への支援や、建物の改築時におけるまちづくり条例等を活用した環境配慮についての指導・協議等を継続します。また環境の取組についてのまちぐるみでの合意形成・連携のための組織や仕組みづくりを、市内の産学官で連携して検討します。

(4) 公共施設における効率的なエネルギー活用

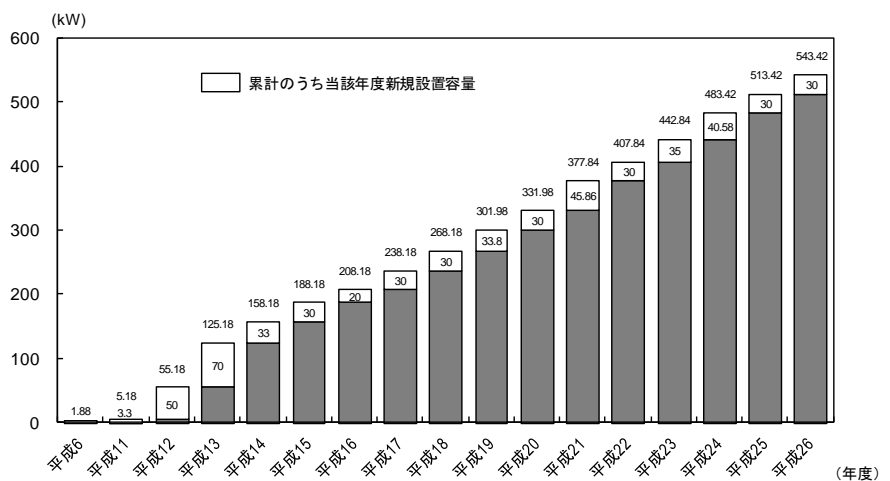
大規模事業所の一つとして、従来からの機器等による省エネや太陽光発電*システム等の創エネへの取組をさらに進め、併せて建替え・改修時におけるエネルギーマネジメントシステムの導入、建物躯体・構造の省エネ化等を推進します。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）では、ごみ発電*やガスコージェネレーション*設備の導入により、先駆的に周辺の公共施設に電力と熱を供給するエネルギーの面的融通*を行い、エネルギーの効率的な利用と防災機能強化、エネルギーコスト削減効果を図ります。この事例を踏まえ、他エリアでのエネルギーの面的融通*、自立分散型エネルギー源*の配備の可能性を検討します。

また、公共施設に設置された太陽光発電*設備についても順次自立運転機能を附加する等、災害発生時にも活用可能なエネルギー源の整備を図り、今後設備改修見込みのある施設への導入を引き続き検討します。

そして、燃料電池*自動車の普及促進や水素ステーションの設置等、水素社会に向けた検討を行います。

■公共施設における太陽光発電システムの設置容量の推移（累計）



武蔵野市の環境保全から作成

【トピックス】

◆電力のスマート化

電力を効率よく使用するための「スマートな電力システム」の構築が始まっています。これは、家庭や事業所等電力を使う側と、発電・送電等の供給する側を、インターネット等の情報通信技術でつなぐことにより、全体的なきめ細かいコントロールを行うものです。

私たちの生活に身近なところでは、スマートメーターへの切り替えや、HEMS*（Home Energy Management System：住宅用エネルギー管理システム）の普及等が始まっています。

これにより、大規模発電所の電力と太陽光発電*等の電力の調和が進むとともに、家庭や事業所のエネルギーの使用状況が「見える化」されて利便性や省エネ意識が向上します。さらに、個々の家電機器や電気自動車等もネットワークでつながり、地域全体で効率よく電力を使うシステムの構築等の発展が期待されています。

◆水素社会

近年、水素（H₂）エネルギーが注目されています。その理由は、製造方法の多様さ、賦存量*の多さ、有害物や二酸化炭素を出さないこと等が挙げられます。一方現状では、生産・供給段階での二酸化炭素排出、安全面・コスト面等で、さらなる技術開発が必要とされています。

今年国内自動車メーカーが水素を使う燃料電池*車の量産を世界で初めて実現し、その動きに追随するメーカーも出てきています。今後、インフラ整備等が一層進み、水素が低炭素社会の主力の一つとなる水素社会の実現が期待されています。

環境方針3

ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます

～循環型社会の構築～

本市では、これまでも市民一人ひとりがごみの発生抑制や資源の循環利用等に努めてきました。今後とも、市民生活や事業活動等において、エネルギー及び資源の消費を抑制しながら、ごみの発生抑制（リデュース）を推進します。そして、再利用（リユース）や、適正な資源化処理（リサイクル）を行い、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

【施策の展開】

(1) 市民・事業者・行政（市）の連携の再構築

環境への負荷が少ない持続可能な都市をめざすためには、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、また資源を有効利用していく必要があります。そのために、市民・市民団体・事業者・行政（市）がそれぞれの責務を果たすとともに、相互の関係を再構築し、効果的な連携・補完を行います。

(2) ごみの発生抑制

本市における「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」は、平成18年度766gから、平成26年度658gと大きく削減されましたが、いまだ多摩地区の平均値を大きく上回っています。また、今後も本市の人口は増加が見込まれており、市全体のごみ発生量の抑制のために、平成36年度「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」の目標を600gと設定し、ごみの発生抑制に取り組みます。

併せて、市民1人当たりのごみ排出量やごみ処理コスト、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷*等について、ごみ減量の動機づけになるような啓発を行います。

■多摩地域における本市の家庭系ごみ

多摩地域26市の収集ごみ量を比較
1人1日あたり 単位：g/人日
*多摩地域26市のうち最小を1位とした場合の順位

ごみ種別	武蔵野市	各区分のごみ量が最大の市	各区分のごみ量が最小の市	平均	武蔵野市の順位*
可燃ごみ	396.1	611.7	287.1	391.8	11位
不燃ごみ	21.8	86.5	12	40.3	5位
資源ごみ	209.5	233.4	103.2	165.8	23位
粗大ごみ	28.5	28.5	1.4	13.1	26位
有害ごみ	1.7	1.7	0.7	1.0	26位
小計	657.5	799.6	539.7	612.0	22位

多摩地域ごみ実態調査 平成26年度統計から作成

(3) ごみ・資源の循環利用の推進

循環型社会を実現するため、家庭、事業所等から排出されるごみのうち、資源として活用できるものは再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）していくことが重要です。現在、可燃ごみについては、資源化できる紙類や容器包装プラスチック等が2割近く含まれており、分別の徹底が必要です。また、不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する都市鉱山事業や、樹木の剪定枝のリサイクル等についても継続します。

(4) ごみ処理のコストと環境負荷削減

現在、本市のごみ処理は、年間約30億円、1人当たり20,800円程度かかっています。このような多額のごみ処理経費に対して、常に見直しを進め経済性の向上に努めます。

資源化経費の経済性を向上する観点から、処理品目、処理方法ごとに、費用対効果の低いものについて、その環境負荷*も見据えながら、回収方法の見直しを検討します。また、ごみの収集方法・頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、同時に行政サービスが過剰にならないよう、適正化について検討します。

(5) 新しいごみ処理施設の稼働

新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、現施設の敷地内東側を整備用地とし、平成 29 年 4 月の稼働をめざして平成 26 年 5 月から建設工事に着手しています。ごみ量の推移を踏まえ、現施設より処理能力が縮小されるため、今後ごみ減量・資源化の推進が必要です。

新施設は、安全・安心な施設づくりを基本方針として、全国トップレベルの排ガス規制値を設定し、最新鋭の焼却処理システムを導入します。また、この焼却システムと高効率ごみ発電*設備とを組み合わせることにより、焼却熱を発電と蒸気（熱）供給に最大限利用することができ、周辺公共施設（市本庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター）へ安定的・効果的にエネルギーを供給します。さらに、災害に強い施設として高い耐震性能を持ち、災害時にはガスコージェネレーション*システム設備の稼働により周辺公共施設に必要なエネルギー供給を可能とします。

■新武蔵野クリーンセンター（仮称）完成予定図



■新武蔵野クリーンセンター（仮称）から周辺のエネルギー供給



【トピックス】

◆武蔵野市のごみ処理

本市のごみ処理は、クリーンセンターでのごみ焼却によって全てのごみがなくなるものではなく、焼却灰や資源物の処理・処分は市外で行われています。また、最終処分は、日の出町にある二ツ塚最終処分場で行っています。

この二ツ塚処分場の埋め立てが終了した場合、次候補地の見込みがないので、施設の延命のために、多額のコストをかけて焼却灰のエコセメント化を行っています。1 日でも長く最終処分場を使用するためにも、ごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

《エコセメントについて》

エコセメントは、ごみの焼却灰を原料としたセメントです。多摩地域 25 市 1 町では、各清掃工場から出た焼却灰をエコセメント化施設に集めてセメントを製造し、それからコンクリート二次製品工場等で実際に使用できるように加工した上で、各地域の公共工事等（道路整備 69%、下水道整備 16%、公園整備 8%、外構整備 3%、その他 4%）で使用しています。平成 26 年度の多摩地域 25 市 1 町におけるエコセメントの使用量は約 1,042 トンで、武蔵野市の使用実績は約 90 トンです。

私たちの身近にある道路等は、ごみの焼却灰を再利用した資源が使われているということもよく理解した上で少しでも焼却灰を減らすように、ごみ発生抑制を心がけていきましょう。

東京たま広域資源循環組合 ホームページ及び平成 26 年度「東京たまエコセメント製品」使用実績調査結果から

環境方針4

生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～

緑と水は、生活にゆとりや潤いをもたらすとともに、安全・安心につながる防災機能や快適に暮らす景観機能等、様々な面で都市活動を支えまちの魅力向上に寄与しています。また、様々な生き物の生育・生息の場所や移動経路等の生態系*の形成機能の面も併せ持っています。

そのため、環境保全・景観形成等の諸機能が今以上に発揮されるよう、緑の量の確保のみならず質の向上を図ります。また、動植物の生育・生息環境を改善するため、緑と水の有機的なネットワーク形成を図り、人と自然が共生した本市らしい環境都市の形成をめざします。

【施策の展開】

(1) 市民・事業者との連携による緑化の推進

本市の緑は、民有地約6割、公有地約4割であり、緑豊かな良好な環境を維持するためには、民有地の緑を継続的に守り、育てていくことが重要です。そのため、今ある緑の保全とともに建築時等における接道部緑化や壁面・屋上等への緑化を推進します。また、市民の共有財産である緑を市民自らが守っていくための仕組みを構築します。

井の頭恩賜公園開園100周年の各種事業を契機に、多様な主体との連携を進め、各地に点在する公園緑地や水辺空間を再認識するための啓発等を推進します。

(2) 潤いのある緑環境の形成

生活にゆとりや潤いをもたらす生活環境、景観・美観等の向上のため、引き続き、公園・緑地等の整備・拡充を図るとともに、公園・緑地及び街路樹等の維持管理の効率化・適正化・長寿命化を推進します。また、緑と水のネットワークの形成に努め、緑豊かな都市の形成を図ります。

(3) 自然に配慮した水辺環境の整備

一級河川の仙川、玉川上水や千川上水等、水辺環境については、緑と水のネットワーク形成を図る基軸であり、身近な自然に触れられる貴重な空間となっています。今後とも、環境に配慮した水辺空間の整備を進めます。

仙川・千川上水については、計画的に環境整備を進めてきました。今後も、関係者と連携しながら河川維持水の確保を進めるとともに、整備計画の見直しも見据えつつ自然環境の保全・創出等、環境改善に取り組めます。

■仙川水辺環境整備地区



(4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保

これまで取組を進めてきた緑や水辺環境の整備は、生き物の生息・生育環境を整える一面を持っており、過去の調査結果を見ると、市内には多くの生き物の存在が確認されています。

今後とも、これまでの取組を継続し、多様な生き物の生息・生育環境を整えるとともに、市民が自然と触れ合える機会の提供を図ります。また、計画的で継続性のある生き物調査の必要性を考慮しつつ、本市らしい生物多様性のあり方等を検討します。

(5) 周辺地域との広域的な連携

都市の自然環境は市内だけで単立しているものではありません。玉川上水等の市域をまたがる貴重な水辺空間や街路樹等の緑の連続性について、都や周辺自治体との連携を深め、広域的な緑と水のネットワークの充実に努めます。

本市は水道水源の多くを地下水に頼っており、長年にわたり水源となる多摩川上流域の森林保全と活用に取り組んでいます。今後とも、長期的な視野に立ち、事業展開を図ります。

(6) 都市農業への支援

市内には約 30ha の農地（生産緑地*）があり、農作物を生産する基盤であるとともに景観を形成する要素として良好な環境を創り出しています。この貴重な農地を守っていくことは、「農」のある一体的な景観や安全・安心のまちづくりにつながり、良好な都市の環境形成を図る上でとても重要です。そのため、市内で営農が続けられるよう、登録農地制度*や補助金制度、生産緑地の追加指定等を推進するとともに、後継者、認定農業者*の育成に対する支援、環境配慮型農業資器材*導入への支援を行います。

さらに、啓発や市民参加、食育*の視点等からの展開として、農家見学会等の開催、援農ボランティア制度の拡充、保育園・学校給食等での市内産野菜の利用等、農業に対する市民意識の醸成と地産地消*の拡大に取り組みます。

また、「農業ふれあい公園」では、身近な公園で土に触れる機会の提供等を通じて、「農」に触れ、「農」のある風景を未来へ継承します。

【トピックス】

◆緑は市民の共有財産

本市では昭和 46 年の第一期長期計画において、緑のネットワーク計画を重要施策の一つとして掲げました。昭和 48 年には、市民参加のもと、全国に先駆け緑をテーマとした「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、これまで一貫して緑を「将来にわたって残すべきかけがえの無い財産」と位置づけてきました。

現在、市の緑の約 6 割を占める民有地については、土地開発や相続等により減少の一途をたどりながらも、保存樹木や保存生垣等の助成制度、苗木等の配布に加えて、ボランティアやNPO活動等の市民自らの活動により、その減少の割合は緩やかになっています。

また、公有地を含めた緑被率は公園緑地の拡充とともに適正な維持管理により、直近の調査では緑被率が 25.3%と微増傾向にあります。

今後も市内の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、市民と行政（市）が一丸となって、量・質ともに充実した緑環境の形成に取り組んでいきましょう。

■市内民家の接道緑化の例



■遊歩道の緑（桜堤遊歩道）



環境方針5

環境に配慮した都市基盤整備を進めます

～環境と共生したまちづくり～

建物や道路・交通等の都市基盤を含むまちづくりは、まちの美観・景観形成等に大きく影響し、環境へも負荷をかけています。都市の魅力向上や良好なまちづくりを進めるためには、環境への配慮はもとより、地域と調和した景観の形成とともに、環境への負荷を軽減した配慮型のまちづくりが必要です。

そのため、都市計画マスタープラン*をはじめとするまちづくり関連施策と連携した取組を進め、ハード・ソフトの両面から環境に配慮したまちづくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 環境に配慮したまちづくり

都市計画マスタープラン*や関連する個別計画等において、環境との共生を位置づける等、環境面に配慮したまちづくりを進めます。

公共施設等の計画的な改修・改築を図り、長寿命化等による省資源や廃棄物減量、エネルギー抑制、二酸化炭素排出削減、緑化等による良質な環境形成等、環境負荷*軽減を実行します。

また、建設から運用・解体までの、全体的な環境への影響を考えるライフサイクルアセスメントや環境性能等の評価を研究し、公共施設や規模の大きな民間建物等において環境負荷*が少ない技術や工法の導入の検討を図ります。

(2) まちの景観保全

閑静な住宅地の景観、賑わいを感じさせる商業地の景観、寺社、文化財、屋敷林、上水等の歴史的・文化的な景観、河川・緑等の自然的な景観等が本市の魅力を一層高めています。そのため、これらの景観資源と地域特性とが連動・調和したまちづくりを図ります。

道路は、「景観整備路線事業計画」に基づき、電線類の地中化や道路緑化等を図り、景観に配慮した歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

屋外広告物*は、まちの景観・美観維持等の上で重要な要素の一つです。そのため市民の目を活用した違反広告物の発見や、都、警察、地元商店会等と連携・協力した取り締まり・指導を継続します。併せて屋外広告物のあり方等について検討します。

空き地・空き家の放置は、建物の倒壊の恐れや生活環境の保護、防犯、防災等の安全面、まちの美観・景観の維持・形成に大きく影響します。その解決に向け、「空家対策の推進に関する特別措置法」を踏まえて、庁内外の関連部署と連携した取組を推進します。

■電線類の地中化による景観への配慮（七井橋通り）



(3) 美しく清潔なまち

市民一人ひとりがきれいなまちに対して誇りを持てるよう、「朝一番隊*」や「ごみゼロデー」での一斉清掃等の活動や三駅周辺の禁煙の取組を継続し、美しく清潔なおもてなしのまちづくりを実行します。また、落書き等の環境保全対策について、市民・市民団体等と連携して取り組む仕組みを構築します。

(4) 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間

歩道等のバリアフリー*化により、誰もが安全で快適に歩ける歩行環境の整備に努めます。併せて、透水性舗装*等、環境に配慮した道路整備を行います。また、排気ガス・二酸化炭素を出さないクリーンな交通である自転車の安全・安心の確保と利便性の向上を図るため、自転車走行環境の整備、道路空間の快適性の向上等の取組を進めます。

さらに、幅広い年代への交通ルールやマナーの周知・徹底等の取組を一層推進し、歩行者・自転車それぞれの安全が配慮され、利用しやすい道路空間づくりを進めます。

(5) 公共交通の活用と渋滞緩和

「地域公共交通総合連携計画」に基づき、誰もが利用しやすい交通体系の実現に向けて、公共交通の利便性の向上と利用の拡大を図ります。併せて、都・周辺区市等との連携・協力により、渋滞のない交通体系の整備を進める等、広域的な視点により交通対策に取り組みます。

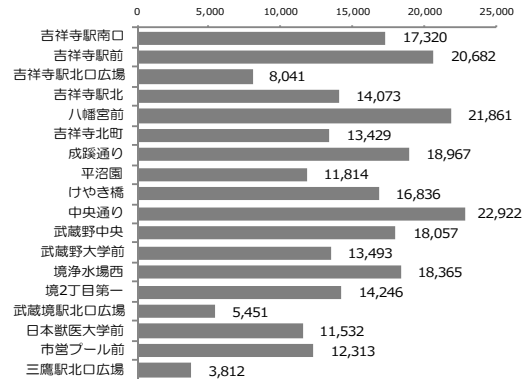
ムーバス*については、車両メーカーの技術開発状況等を踏まえて、水素燃料自動車等の環境対応車両への買い替えについて検討します。また、パーク・アンド・バスライド*の推進、運行情報システム（バスロケ）導入等による利便性の向上に取り組みます。

排気ガスや二酸化炭素排出の増加等につながる渋滞を緩和するため、三駅周辺の道路整備、路上荷捌き車両を減らす対策、交差点の改良、タクシー事業者と連携した運行ルールづくり等に取り組みます。

【現況データ】 市内の車両交通量

本市の車両交通は、3駅周辺と幹線道路に集中しており、中でも吉祥寺地区の車両交通量が多くなっています。個別には、中央通りが最多で、八幡宮前、吉祥寺駅前がそれに続いています。

■車両交通量の状況 (H24. 11. 7 7:00 - 19:00)



武蔵野市統計から作成

【トピックス】

◆「朝一番隊」と「ごみゼロデー」

市内で最も人が集まる市内3駅の周辺で、環境美化に向けた清掃と啓発の活動を行っています。

「吉祥寺朝一番隊」「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」はそれぞれ一般公募市民からなり、毎週日曜日の朝に、駅頭において啓発の呼びかけや清掃活動を行っています。平成26年度は延べ2,151名が参加しました。

「ごみゼロデー」は、市内3駅周辺で春季に市民・事業者・団体等を協力して、清掃活動を行います。平成26年には1,242名が参加し、約220kgのごみを集めました。また、秋季には市内各地区を含めた「市内一斉清掃」を行っています。

■ごみゼロデーの様子



環境方針6

安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします

～公害対策と生活環境保全～

私たちは、防災や衛生等の面で安全な環境が維持されていることで、安全で快適な暮らしを送っています。この生活を維持するためには、環境を形成する基本的な要素である水・土・大気・音等に起因する公害*等の環境問題へ適切に対応していくことが必要です。

そのため、典型7公害*や生活公害*、社会情勢の変化等に伴う様々な公害*について、適切な指導・監視、情報発信・共有等を行います。

都市化の進展等により市域に降る雨の約半分は、下水道や水路、河川を流れて東京湾に流れ、約3割のみが地下に浸透し地下水や湧水となっています。このため、短時間に集中して雨が降ると雨が地中に浸透せず、一気に下水道管に流入し都市型浸水が生じています。このような状況を踏まえ、雨水の地下へのかん養を図るとともに、生活するための基本である「水」の安定的な供給に努め、自然本来の水循環を取り戻すための取組を進めます。

【施策の展開】

(1) 都市型公害への対応

市内には、公害*の典型的な発生源としての事業所は少なく、事業活動においても周辺に公害を発生させないことが定着しつつあります。そのようなことから、近年市に寄せられる建設解体工事関連の騒音・振動や光化学スモッグの問題等、典型7公害*に関連する相談は減少してきています。今後とも、これらの公害*発生を防ぐため、有害化学物質汚染状況の定期的調査・観測や、法令等に基づく事業所への規制・指導等を継続的に行います。

下水道については、市域の約9割の地域が雨水と汚水を一緒に流す合流式下水道により整備されており、集中豪雨の際に、満管になった下水道管に流入できない雨水が低い土地に流れ込むことによる都市型浸水が一部エリアで発生しています。今後とも、雨水の下水道への流入を抑制するため、公共施設への大型雨水貯留浸透施設の設置、生活道路等における透水性舗装*等の整備を継続的に進めます。

(2) 生活公害への対応

近年、住宅や店舗等からの発生音、雑草の繁茂や樹木の越境、犬猫に関するトラブル等、典型7公害*以外のいわゆる生活公害*の苦情・相談が多くなっています。違法行為を除き、生活公害*の多くは当事者間での解決が原則です。今後とも、解決に向けた助言や情報提供に努めるとともに、市民自ら解決する仕組みづくりの検討等を行い、良好なまちづくりをめざします。

(3) 新たな環境問題への対応

本市では、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射線問題への対応、PM2.5 に代表される大気汚染等への対応、都市化の進展や社会情勢の変化に伴う種々の環境問題に対し、市民の安全・安心確保に向け、正確な情報提供や、的確な対応を行ってきました。また、平成26年に発生したデング熱を媒介する蚊等の病害虫への対策も進めています。

今後とも、新たな環境問題に対して正確な情報提供に努めるとともに、不測の事態に迅速で的確な対応ができる体制の充実を図ります。

(4) 水の安定供給

本市では、水道水の約8割を市内の深井戸から取水しています。限りある資源である地下水を活用するため、今後とも地盤沈下防止に十分配慮するとともに、円滑で効率的な水運用のため、経年劣化した浄水場施設、水源施設*の計画的な維持・更新を行います。併せて、災害時にも安全な水を安定供給できるように、配水管路の耐震化を進めます。

また、多摩地域の森林を育成することで、水源をかん養し、自然環境問題や花粉対策へ貢献することを目的として、檜原村に「武蔵野水道・時坂の森」を整備する等、水源林の保全に努めます。

(5) 水循環システムの確立

私たちの生活の基礎である「水」は、地球規模の水の循環によってもたらされています。市では平成24年に「雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」を制定し、市民・事業者等と連携して雨水浸透による水循環の保全、水資源の有効活用に関わる施策を推進しています。

雨水を下水道に流すのではなく水の循環による環境保全を推進するため、戸建て住宅等への雨水浸透施設の設置支援の強化、規模の大きい民間施設での雨水浸透施設整備の指導等を図ります。

また、下水処理は市外にある3つの都の水再生センターに依存し、東京湾等に処理水を放流しています。市外に依存していることを認識し、下水道の処理に係る負担軽減を各家庭における排水の段階から意識していくため、市民等への一層の情報発信を図ります。

【トピックス】

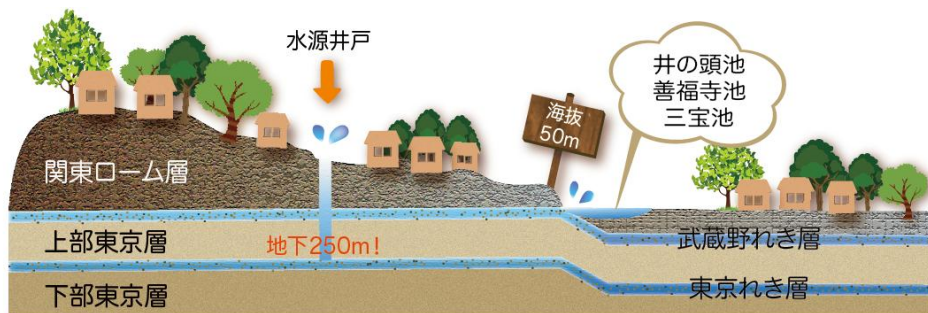
◆武蔵野地域の湧水

武蔵野台地の地下水層は、地表の約7～10m下を西から東に流れており、ちょうど海拔50m付近の谷地状の地形で湧水として姿を現し、武蔵野三大湧水池と呼ばれる井の頭池、善福寺池、三宝寺池を形成しています。市に隣接した井の頭池は古来より湧水で知られ、40～50年前までは湧水がこんこんと湧き出していました。現在は池の水源のほとんどはポンプにて汲み上げた地下水に頼っています。しかし、平成16年秋にはそれまで続いた長雨の影響もあり、一時的ではありますが井の頭池の湧水が復活し、澄みきった往年の姿を取り戻しました。

このように都市部の湧水は、アスファルト舗装面積の増加や建物の造成等、市街地化の進行による湧出量の減少、枯渇が問題となっていますが、地下水のかん養状態によっては湧水の復活の可能性は消えていません。

市では、都市部の貴重な自然環境である湧水を保全し、また、水害対策や下水道の機能保全を図るためにも、雨水の利活用と地中への浸透を推進し、健全な水循環をめざしていきます。

■武蔵野市近辺の地下水・湧水の様子



主な計画事業

(計画策定時)

環境方針	施策	計画事業(案)	主担当
環境方針1	(1)環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化	わかりやすい環境情報の提供	環境政策課・各課
		環境情報の体系化	環境政策課
		環境啓発事業の再編・体系化	環境政策課
	(2)環境学習・体験等の取組の充実	環境学習機会の充実	環境政策課・各課
		環境体験の充実	環境政策課・各課
	(3)環境に関する市民活動への支援	新しいEMS制度の検討・構築	環境政策課
		市民・市民団体・事業者等の自発的な活動への支援	環境政策課・各課
		環境全般に関する連携の仕組みの検討	環境政策課
(4)環境啓発施設の開設	環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」の開設	環境政策課	
	活用方法・運営方法の検討	環境政策課	
環境方針2	(1)新しいエネルギーへの対応	太陽光発電*・太陽熱利用の促進	環境政策課
		地中熱利用等の未利用エネルギー活用の推進	環境政策課
		導入可能な再生可能エネルギー*の研究	環境政策課
		水素利用に向けたあり方の研究・検討	環境政策課
		電力・ガスの自由化を見据えた情報提供の推進	環境政策課
	(2)家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化	省エネルギー対策の推進	環境政策課
		太陽光発電*・太陽熱利用等の創エネルギーの推進	環境政策課
		燃料電池*コージェネレーション*の普及	環境政策課
		エネルギー使用量の見える化による効率的な利用の推進	環境政策課
	(3)民間事業者との連携によるまちぐるみでの対応	まちづくり条例に基づく協議・指導	環境政策課
		まちづくり協議会(仮称)の設置・検討	環境政策課
		省エネ診断・省エネ改修の促進	環境政策課
		グリーンパートナー事業の拡大	環境政策課
		民間ノウハウ等の提案の仕組みづくり	環境政策課
	(4)公共施設における効率的なエネルギー活用	太陽光発電*システムの設置	環境政策課
		新クリーンセンター周辺での面的融通*の実施	クリーンセンター
災害時対応の自立型電源の確保		環境政策課	
EMS*によるエネルギーの効率的な利用の推進		環境政策課	
環境方針3	(1)市民・事業者・行政(市)の連携の再構築	市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	ごみ総合対策課
		優良事業者への表彰制度の推進	ごみ総合対策課
		集団回収のあり方の検討	ごみ総合対策課
	(2)ごみの発生抑制	排出者責任の明確化	ごみ総合対策課
		ごみと資源物の取り扱いの適正化	ごみ総合対策課
		事業者としての市の率先的取組	ごみ総合対策課

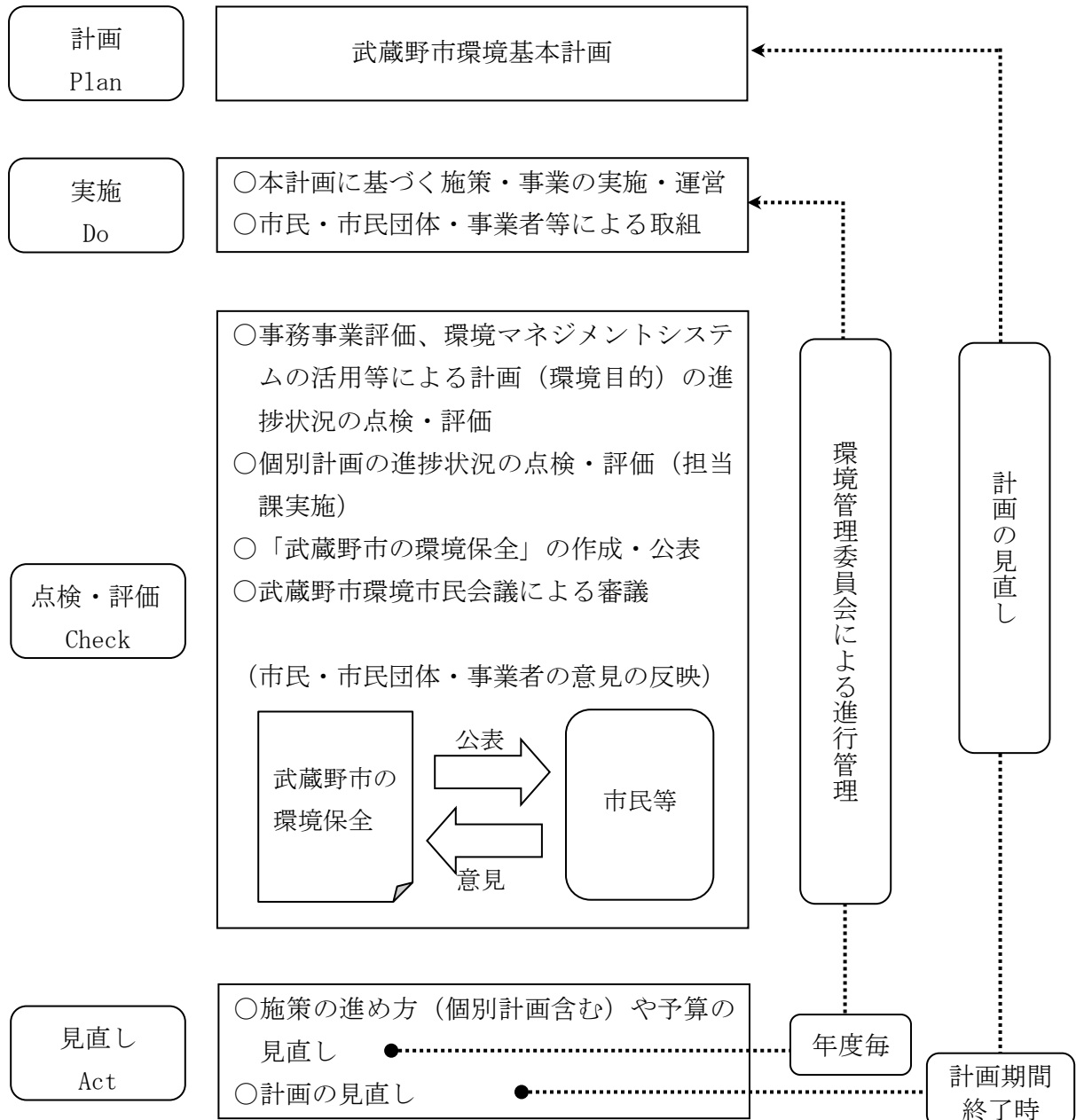
環境方針	施策	計画事業（案）	主担当
環境方針 3	(3)ごみ・資源の循環利用の推進	事業系一般廃棄物減量資源化の推進	ごみ総合対策課
		容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	ごみ総合対策課
		小型家電リサイクルの検討	ごみ総合対策課
		生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の推進	ごみ総合対策課
		拠点回収のあり方の検討	ごみ総合対策課
	(4)ごみ処理のコストと環境負荷削減	ごみ処理・資源化経費の経済性の向上	ごみ総合対策課
		収集運搬コストの効率化・環境負荷の低減	ごみ総合対策課
		広域連携の検討	ごみ総合対策課
	(5)新しいごみ処理施設の稼働	安全・安心な施設づくり	クリーンセンター
エネルギー供給システムの構築		クリーンセンター	
環境方針 4	(1)市民・事業者との連携による緑化の推進	接道部緑化の推進	緑のまち推進課
		樹木・生垣・樹林地の保全	緑のまち推進課
		民間活力を利用した緑化の推進	緑のまち推進課
		緑化・環境市民委員会の活用	緑のまち推進課
		緑を支える活動の支援	緑のまち推進課
		多様な主体による緑の維持管理	緑のまち推進課
	(2)潤いある緑環境の形成	公園緑地の整備・拡充	緑のまち推進課
		学校の緑の充実	緑のまち推進課
		壁面・屋上緑化の推進	緑のまち推進課
		道路緑化・緑道整備の推進	緑のまち推進課
		緑の創出施策の研究と実施	緑のまち推進課
		緑の循環システムの整備	緑のまち推進課
		公園施設の緑化の推進	緑のまち推進課
		公園緑地等の適正な維持管理	緑のまち推進課
	(3)自然に配慮した水辺環境の整備	仙川水辺環境整備基本計画の推進	緑のまち推進課
		千川上水の整備	緑のまち推進課
		玉川上水沿線の緑化	緑のまち推進課
	(4)武蔵野市らしい生物多様性の確保	生物多様性基本方針の策定	環境政策課
		生物生息状況調査の実施	環境政策課
	(5)周辺地域との広域的な連携	二俣尾・武蔵野市民の森事業の推進	緑のまち推進課
		奥多摩武蔵野の森事業の推進	緑のまち推進課
	(6)都市農業への支援	農地の保全	生活経済課
		市内農産物の地産地消*の推進	生活経済課
		環境に配慮した安全・安心への支援	生活経済課
		都市農業と市民のふれあいの強化	生活経済課

環境方針	施策	計画事業（案）	主担当
環境方針5	(1)環境に配慮したまちづくり	まちづくりにおける環境配慮の推進	まちづくり推進課
		公共施設の長寿命化・計画的改修による環境負荷の低減と環境負荷が少ない工法の導入	環境政策課・施設課
		大規模民間住宅等の建替えに伴う環境整備	まちづくり推進課
		環境性能を評価したまちづくりの研究	まちづくり推進課
	(2)まちの景観保全	電線類の地中化の推進	道路課
		違反屋外広告物*の処理	環境政策課
		空き地・空き家対策の推進	環境政策課 ・住宅対策課
		景観ガイドラインを活用したまちづくりの推進	まちづくり推進課
	(3)美しく清潔なまち	まちの美化意識の高揚と実践機会の継続	ごみ総合対策課
		迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進	ごみ総合対策課 ・環境政策課
	(4)歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間	駐輪場の確保と放置自転車対策	交通対策課
		自転車の走行環境の整備	交通対策課
		自転車の安全走行の啓発	交通対策課
		環境に配慮した道路整備	道路課・交通対策課
	(5)公共交通の活用と渋滞緩和	地域公共交通総合連携計画の推進	交通対策課
		低炭素型バス導入の推進	交通対策課
パーク・アンド・バスライド*の推進		交通対策課	
渋滞緩和対策の推進		道路課・交通対策課	
環境方針6	(1)都市型公害への対応	一般的な公害*への対応	環境政策課
		ゲリラ豪雨等に伴う都市型水害への対応	下水道課
	(2)生活公害への対応	市民生活に起因する公害*への対応	環境政策課
		市民自ら解決する仕組みづくり	環境政策課
	(3)新たな環境問題への対応	放射線量の測定	環境政策課・各課
		PM2.5に代表される大気汚染への対応	環境政策課
		衛生害虫への対応	環境政策課
		外来種への対応	環境政策課
		的確な情報提供の実施	環境政策課・各課
	(4)水の安定供給	森林整備等の実施	水道部
		直結給水*の推進	水道部
		配水管網整備の推進	水道部
		漏水防止対策の実施	水道部
	(5)水循環システムの確立	雨水浸透施設の設置	下水道課
透水性舗装*の整備		道路課	

第5章 計画の推進

1 進行管理の流れ

本計画に定める環境保全に関する施策の推進にあたり、施策・事業の実施状況や環境の状況について年度毎に点検・評価を行います。その結果は、「武蔵野市の環境保全」（年次報告書）にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民・事業者公表します。その結果を踏まえ、施策の進め方や予算、計画の見直しを行います。



2 計画の推進体制

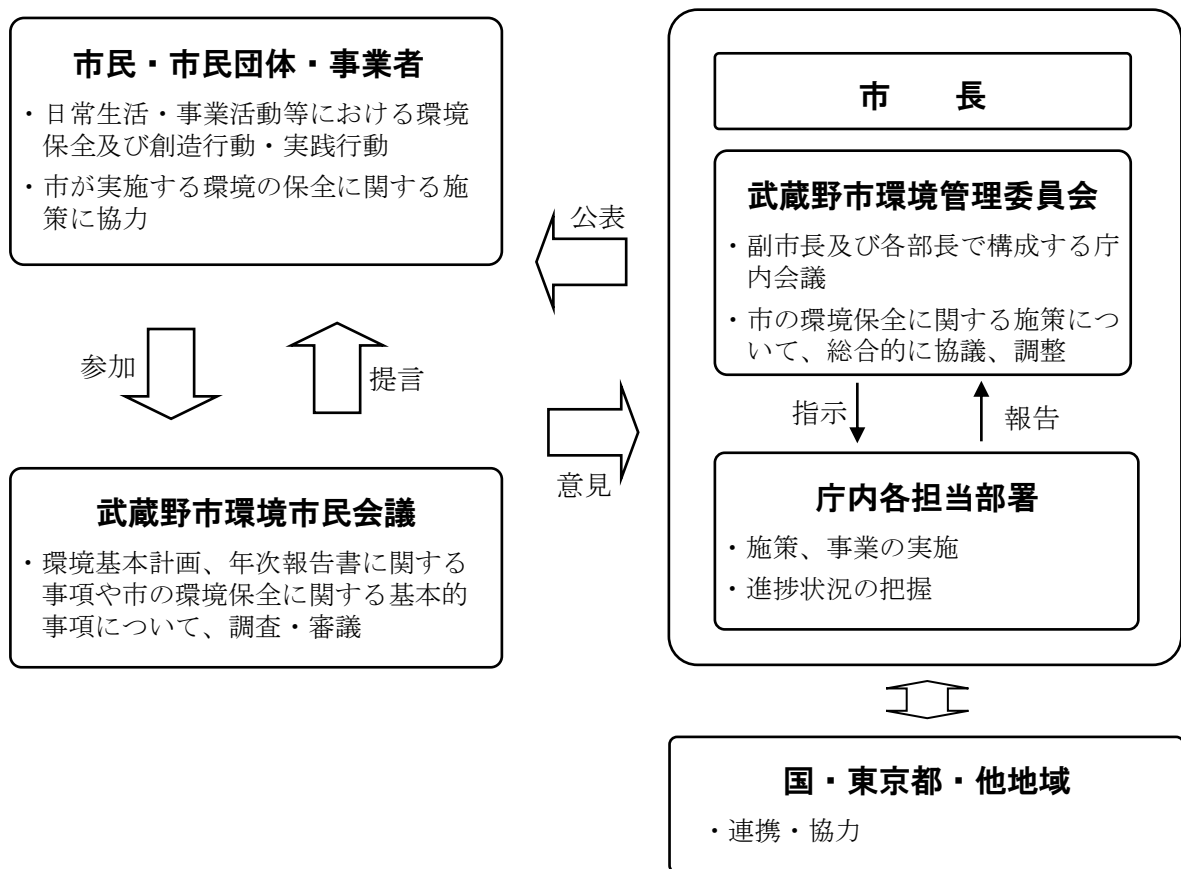
本計画は、市民・事業者・行政（市）の各主体の連携により推進します。

- ・武蔵野市環境市民会議（環境基本条例に基づく組織）

市長の付属機関として、環境基本計画、年次報告書に関する事項や市の環境保全に関する基本的事項について、調査・審議します。

- ・環境管理委員会

副市長及び各部長で構成する庁内会議で、市の環境保全に関する施策について総合的に協議し、調整します。



資料編

- 1 地球温暖化の動向
- 2 生物多様性と武蔵野市の環境
- 3 武蔵野市の環境基本データ
- 4 市民アンケート結果
- 5 中間とりまとめパブリックコメント
- 6 用語解説
- 7 環境市民会議及び策定経過

1 地球温暖化の動向

(1) 地球温暖化の現状

①地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気の温室効果*が強まることで地球の平均気温が上昇する現象です。地球の気候システムを変え、自然環境全体に様々な影響を及ぼすため、深刻な問題と捉えられています。

温室効果ガス*の中では二酸化炭素（CO₂）が主な要因であり、人類が化石燃料（石炭、石油、天然ガス等）を使い始めてから、この二酸化炭素（CO₂）の大気中への排出が急速に増えたことにより、温室効果*が強まっています。

この温室効果*の影響により世界の平均気温も上昇しています。陸域と海域を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しています。また、最近30年の各10年間は、1850年以降のどの10年間よりも高温でした。

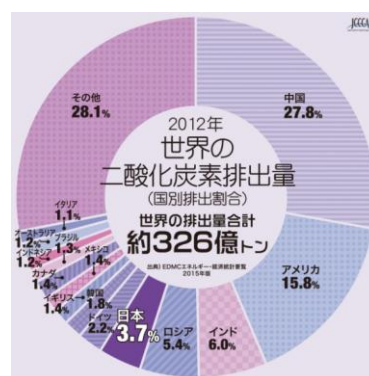
2014年には、世界の年平均気温偏差*（1981～2010年の30年平均値を基準値とし、平均気温から基準値を差し引いた値）が+0.27℃となり、統計を開始した1891年以降、最も暑い1年になりました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇すると予測しています。

②二酸化炭素濃度の増加

二酸化炭素の大気中濃度は、現在、産業革命初期（1750年）に比べて40%も増加しました。

二酸化炭素（CO₂）の国別排出量（2012年）をみると、中国が全世界（317億トン）の4分の1以上を占めて1位となっています。次いでアメリカが2位、日本は5位です。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) から転載

(2) 将来の世界への影響

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第5次評価報告書では、気候の変化がもたらす将来のリスク（危険の可能性）を「主要な8つのリスク」として挙げています。

- ①海面上昇、沿岸での高潮
- ②大都市部への洪水
- ③極端な気象現象によるインフラ機能停止
- ④熱波による死亡や疾病
- ⑤気温上昇や干ばつによる食料安全保障
- ⑥水資源不足と農業生産減少
- ⑦海洋生態系*の損失
- ⑧陸域と内水の生態系*がもたらすサービスの損失



環境省「STOP THE 温暖化 2015」による

環境省「地球温暖化パネル」から転載

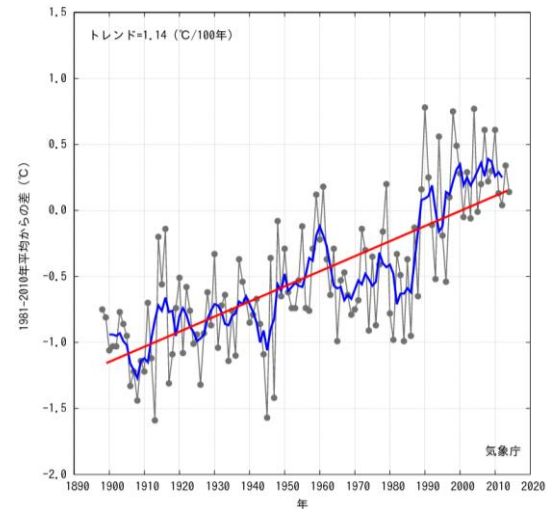
(3) 日本への影響

日本に関する温暖化の影響評価によれば、現在（1984～2004年）と比べ、将来（2080～2100年）の年平均気温（全国平均）は、最も温暖化を抑えた場合で0.5～1.7℃、最も温暖化が進んだ場合で3.4～5.4℃、それぞれ上昇すると予測されています。全国的に気温は上昇し、特に北日本での温度上昇幅が大きくなるとみられています。また多くの場合、大雨による降水量は増加傾向、年降雪量は減少傾向と予測されています。

気候変動予測を基に様々な分野における影響評価が行われ、例えばウンシュウミカンの栽培適地の北上等が予測されています。

環境省「STOP THE 温暖化 2015」による

■日本の年平均気温偏差*



気象庁気候変動監視レポート 2014 から転載

(4) 地球温暖化防止に向けた世界や日本の取組、武蔵野市の動向

1992年開催の国連環境開発会議（地球サミット）で気候変動枠組条約が採択され、地球温暖化防止にむけた国際的な枠組が定まりました。これを達成するために1997年に採択されたCOP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）での京都議定書の取組では、第一約束期間（2008～2012年）において、日本を含む全締約国が温室効果ガス*排出削減目標を達成しましたが、排出権取引への依存が大きいことや、排出量が最も多い中国とアメリカの不参加等、多くの課題も残りました。

2015年12月にはフランス・パリで開催されるCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において温室効果ガス*削減の枠組づくりが予定されています。この「パリ合意」に向け、各国が2025/2030年における新たな温暖化対策の目標案を国連に提出しています。その目標については、米国は2025年までに2005年比26～28%減、欧州連合（EU）が2030年までに1990年比40%減、日本は2030年までに、2013年比で26%減を表明しています。

日本国内においては、これら世界での取組を受け、「地球温暖化対策推進法」の制定等様々な取組を進めています。今後の温室効果ガス*排出削減では、エネルギー供給の形やエネルギー利用に関わる技術が要点となるため、今後のエネルギー政策や技術動向に注目し、本市のような自治体レベルでも国や県の動きに合わせたエネルギー対策を行っていく必要があります。

一方で、二酸化炭素の実際の排出量削減がなかなか進まないことから、気候変動の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整する適応策がより強く求められるようになってきています。適応策の策定と実施においては、気候変動の影響が地域によって様々であるため、地方自治体の役割が重要となります。

本市においても、地球温暖化や都市活動の拡大、緑の減少に伴うヒートアイランド現象*等の影響と思われる気温の上昇傾向が見られます。このまま地球温暖化が進めば、自然環境から市民生活まで、幅広く影響が及ぶと考えられるため、エネルギー対策の推進による地球温暖化対策の実施に加えて、豪雨等気象災害への対策、生態系*変化による病害虫への対策といった適応策の実施が重要になってくると考えられます。

(5) 2つの温暖化対策（緩和策と適応策）

温暖化対策には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」の2つがあります。「緩和策」は温室効果ガス*排出を抑制して温暖化を食い止める対策で、最優先で取り組む必要があります。そして、「適応策」は、地球温暖化による気候の変動と影響に備える対策です。防災や品種改良等により、社会の仕組みや生活を適応させ、悪影響を減らします。

■緩和と適応



環境省「STOP THE 温暖化 2015」から転載

<緩和策の例>

エネルギー（発電、熱、動力）、運輸、省エネルギー等、広い分野にわたる技術面・政策面での対策により、社会全体で温室効果ガスの排出を抑制する低炭素社会の構築が必要とされています。

エネルギーを作る側の緩和策	電力の低炭素化、低炭素電力（天然ガス、太陽光発電*・風力発電等の再生可能エネルギー*、原子力エネルギー等）の導入、廃棄物発電の導入 等
エネルギーを使う側の緩和策	家庭やオフィスでの省エネ、設備・機器の補修、効率的な設備への取り換え、省エネルギー設計建物、エネルギー管理システム（BEMS*・HEMS*等）の導入、鉄道やエコカーの利用・普及、街のコンパクト化・スマート化、水素利用、バイオエタノールの利用、生活スタイルの変更、3Rの推進、森林保全、持続可能な農業 等

<適応策の例>

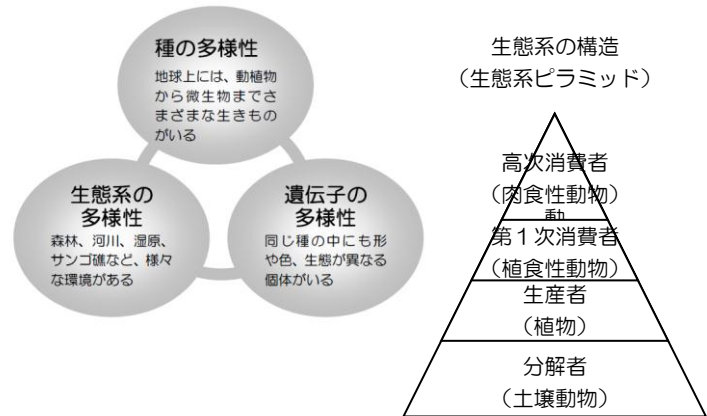
高潮や洪水への適応策	堤防や防潮堤の整備、避難施設の整備、雨水貯留施設や遊水地の整備、避難訓練の実施、ハザードマップの整備 等
農業分野での適応策	品種改良、農期の変更、栽培作物の変更 等
水不足への適応策	節水、再生水の利用、海水の淡水化 等
健康面への適応策	デング熱等感染症への対応（感染経路の特定、蚊の駆除、ワクチンの開発等）、熱中症の対策（予防情報の提供、エアコンの適切な使用等） 等

2 生物多様性と武蔵野市の環境

(1) 生物多様性とは

生物多様性とは「すべての生物の間にある豊かな個性とそのつながりのこと」であり、生物多様性条約では「生態系*の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしています。

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられてきた、かけがえのないものです。そして、私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系*から得られる恵みによって支えられており、それらの恵みを「生態系*サービス」と呼びます。



■生態系サービスの種類

生きものがうみだす 大気と水 (基盤サービス)	暮らしの基礎 (供給サービス)	文化の多様性を支える (文化的サービス)	自然に守られる 私たちの暮らし (調整サービス)
<ul style="list-style-type: none"> 酸素の供給 気温、湿度の調節 水や栄養塩の循環 豊かな土壌 	<ul style="list-style-type: none"> 食べ物 木材 医薬品 品種改良 バイオミクリー 	<ul style="list-style-type: none"> 地域性豊かな文化 自然と共生してきた知恵と伝統 	<ul style="list-style-type: none"> マングローブやサンゴ礁による津波の軽減 山地災害、土壌流出の軽減

※バイオミクリーとは、自然界にある携帯や機能を模倣したり、そこからヒントを得ることで、人間界の問題を解決したり、画期的な技術革新をもたらすこと
環境省 生物多様性ウェブサイト (<http://www.biodic.go.jp/>) による

(2) 生物多様性の保全に向けた世界と日本の取組

生物多様性については、1992年開催の国連環境開発会議（地球サミット）での生物多様性条約の採択により、気候変動と並ぶ国際的な環境問題としての取組が本格化しました。

2010（平成22）年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、新戦略計画が採択され、その中の個別目標（愛知目標）の達成に向けて、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とし、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととしています。

日本は1993年に生物多様性条約を締結した後、生物多様性国家戦略を策定し、以降国レベルでの取組を進めています。近年では、2012年に生物多様性国家戦略2012-2020を策定、2011年に生物多様性地域連携促進法を施行しています。

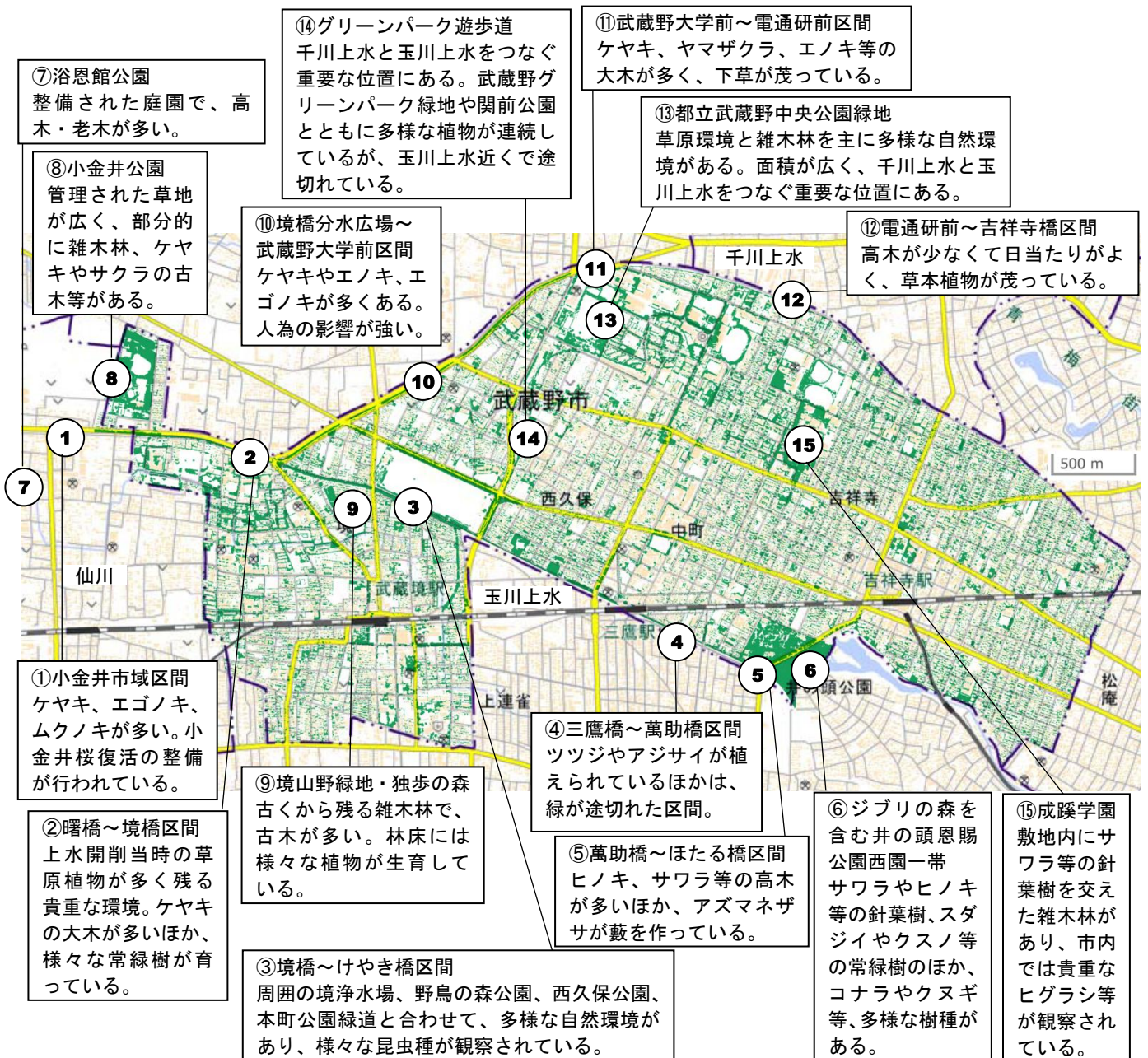
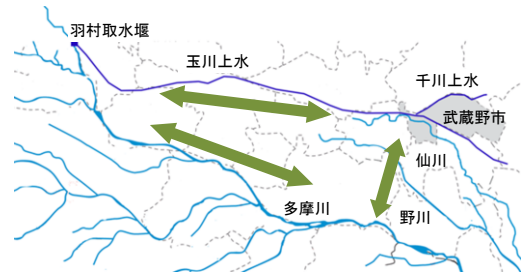
(2) 武蔵野市の生物生息環境

本市では平成 25 年に、市内の生物生息環境に特に重要であると考えられる玉川上水とその分水である千川上水を中心に、市内外の生物生息環境をつなぐ役割を持つ市内に残存する雑木林や、一定規模以上の公園緑地を対象にして、生物生息状況調査を行いました。

現在、ほぼ全域が市街化された市内において、玉川上水の両岸の緑地帯は、水道用地という立地条件から良好な自然環境が保持されています。

また、この玉川上水は、上流の羽村から水辺と緑が途切れず続いている（緑の回廊）ため、動植物の種の供給源（ジーン・バンク）として機能しています。玉川上水と多摩川をつなぐ緑の連続性も重要です。

■多摩川と玉川上水を軸にした緑の回廊



(3) 武蔵野市で見られる動植物の例

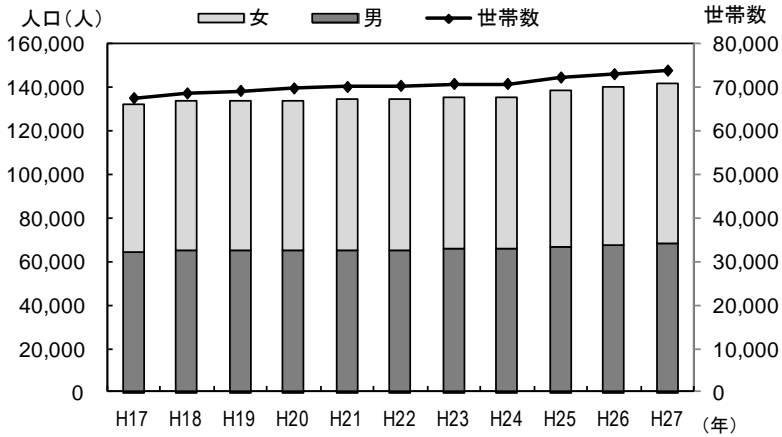
本市は、緑化施策等の推進により緑被率は回復してきましたが、緑の内容は、街路樹、民家の庭木・生垣、造成した公園の境界木、農地の作物といった人為的に植栽された植物がほとんどで、従来から日本の山野に自生していた種類の草木（植物相）は極めて少ないです。

本市のような市街地化された環境において、生物の存在の発見（遭遇）出来るケースは、およそ3つのパターンに大きく分けられます。以下に本市で見られる主なものを例示します。

パターン1	民家の庭木、並木道、畑地、公園等人為的に植栽された植物や、帰化植物を含む路傍の雑草といった一般的に見られる植物相と、それら植物相を食餌として生活する動物相、並びに落葉落枝等を食餌とする土壌生物等のグループ。
主な例	庭木の果樹であるミカンで発生するナミアゲハ、並木であるクスノキのアオスジアゲハ、畑地でのアブラナ科植物のモンシロチョウ、路傍の雑草であるカタバミのヤマトシジミ、同ネコジャラシのイチモンジセセリ、各種庭木でのツマグロオオヨコバイ・各種カメムシ類、庭隅の枯葉でのオカダンゴムシ。他、アブラゼミ、キジバト、ハシブトガラス、等。
パターン2	昔日の自然が豊かだった頃から生育・棲息していた動植物が、極めて限られた場所で密かに息づいているケース。
主な例	<p>植物：草原植物（ナンテンハギ、ワレモコウ、ツルボ、ツリガネニンジン等） 雑木林の植物（キンラン、マヤラン、アズマイチゲ、イチリンソウ、ニリンソウ、ムサシアブミ、等）、等。</p> <p>動物：ナナフシモドキ、ジャコウアゲハ、アカシジミ、ミズイロオナガシジミ、ヒラクワガタ、フイリワラジウムシ、ハグロトンボ、オニヤンマ、アカスジキンカメムシ、オオシマカラスヨトウ、ヒグラシ、カニムシ、ハコネギセルガイ、カントウベッコウガイ、シマヘビ、アオダイショウ、カワセミ、等。</p> <p>菌類：イロガワリ、アメリカウラベニイロガワリ、アミタケ、コウジタケ、等。</p>
パターン3	市内の一般的な場所よりも多種の動物相が見られるという特定の場所（自然環境が少しでも保たれている場所）があり、他所で発生した種が、庭木や畑地等の緑を伝って、分散移動し、休息・繁殖・採餌の場を求めてその場所に集まって来て、人々の目に触れるというケース。
主な例	<p>動物：夏鳥（ツツドリ、カッコウ、メボソムシクイ、サンコウチョウ、アオバヅク等）、冬鳥（マガモ、トモエガモ、ホシハジロ、ヒガラ、ビンズイ等）、オオタカ、ハイタカ、オオヨシキリ、アオサギ、コサギ、カルガモ、等の野鳥。</p> <p>ヒオドシチョウ、テングチョウ等山地性の昆虫。</p> <p>カラスアゲハ、ジャコウアゲハ、カラスアゲハ、コムラサキ、アサギマダラ、キイトトンボ、ハグロトンボ、アオダイショウ、等</p>

3 武蔵野市の環境基本データ

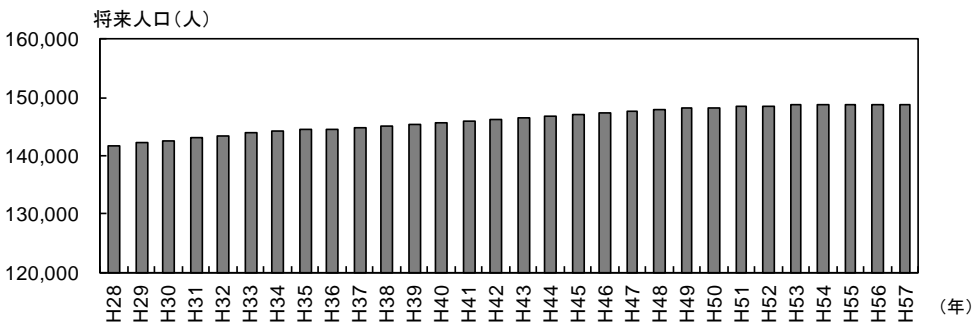
■人口と世帯の推移



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総人口	132,179	133,722	134,074	134,253	134,422	134,862	135,596	135,809	138,868	140,527	142,138
女	68,197	68,925	69,221	69,366	69,462	69,769	70,381	70,592	72,201	72,995	73,856
男	63,982	64,797	64,853	64,887	64,960	65,093	65,215	65,217	66,667	67,532	68,282
世帯数	67,590	68,674	69,248	69,821	70,150	70,403	70,847	70,854	72,329	73,085	73,913

各年1月1日現在住民基本台帳 平成25年以降外国人住民を含む

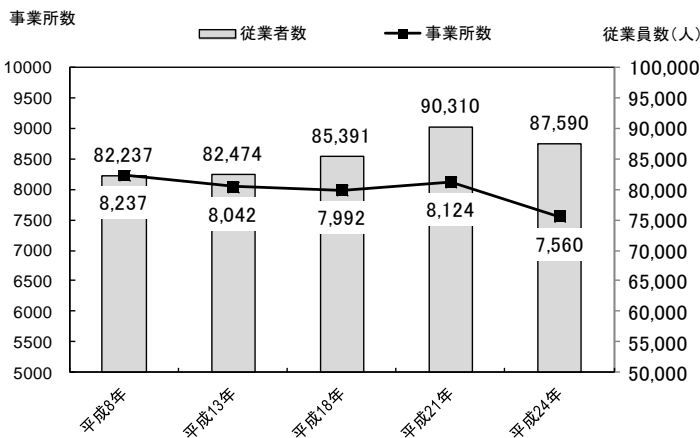
■将来人口推計



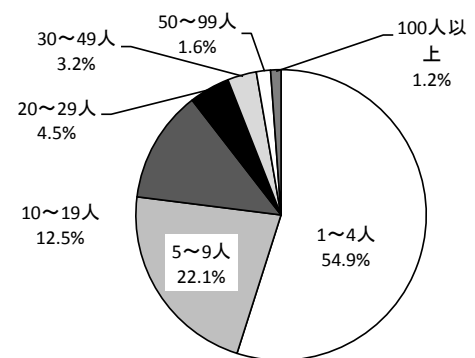
H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
141,809	142,297	142,722	143,100	143,519	143,882	144,196	144,469	144,703	144,979	145,262	145,527	145,755	145,950	146,208
H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
146,484	146,778	147,069	147,338	147,649	147,916	148,151	148,343	148,501	148,609	148,687	148,735	148,754	148,750	148,711

武蔵野市将来人口推計（平成26年～平成57年）から作成

■産業

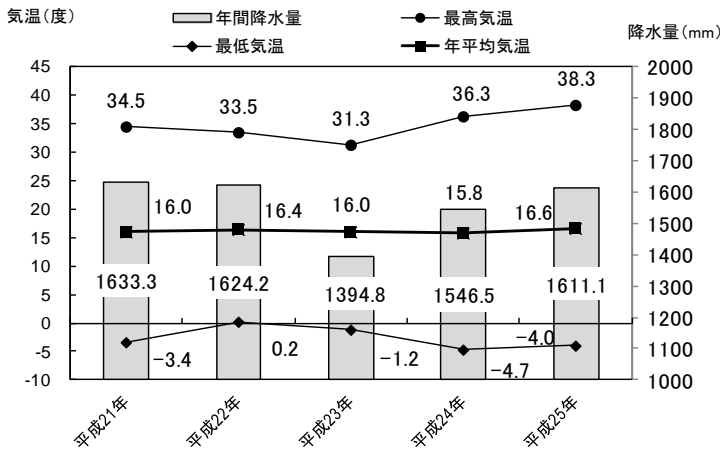


従業員規模別事業所数の割合（平成24年）



調査は平成18年までは事業者・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス 武蔵野市統計から作成

■ 気象



天気日数

年	真夏日	熱帯夜	冬日	晴	曇	雨
平成 21	47	7	17	166	145	54
平成 22	76	46	23	191	123	51
平成 23	59	33	32	204	120	41
平成 24	64	33	27	202	123	41
平成 25	70	44	25	192	133	40

観測は成蹊気象観測所

武蔵野市統計及び武蔵野市の環境保全から作成

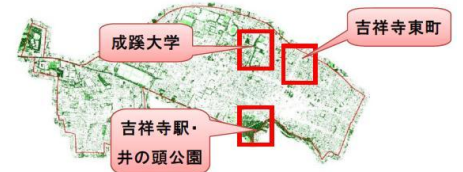
■ 武蔵野市における気温の実測研究

(「新たなエネルギー活用検討委員会」報告書から抜粋)

本市内における、実際の緑や水環境がもたらす都市空間の冷却効果については、成蹊大学において研究が行われている。以下、その概要を示す。

測定日時	平成24年8月21日 / 晴れ/ 13:00~14:00 (東京都最高気温: 34.5 °C)
測定場所	吉祥寺駅周辺: 19箇所、井の頭公園周辺: 12箇所、吉祥寺東町周辺: 14箇所 成蹊大学周辺: 14箇所
測定器	HIOKI 温湿度ロガー LR5001
気温の求め方	測定箇所の5分間の気温を平均し、その箇所の温度とする。
データ提供	成蹊大学理工学部システムデザイン学科「吉祥寺プロジェクト (小川研・三浦研)」

この測定は、本市における3つの異なる形態である①吉祥寺駅周辺、②井の頭公園周辺、③吉祥寺東町周辺、④成蹊大学周辺について、平成24年8月21日(東京都最高気温: 34.5 °C)の13:00からほぼ同時時間帯に測定を行ったものである。

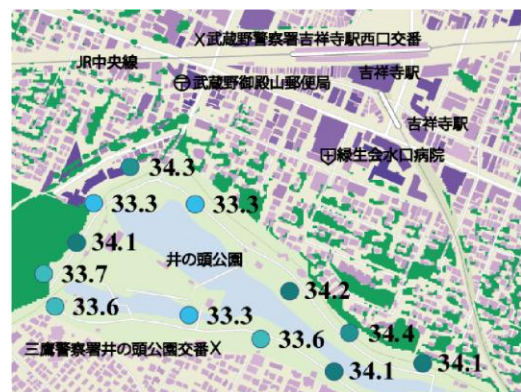
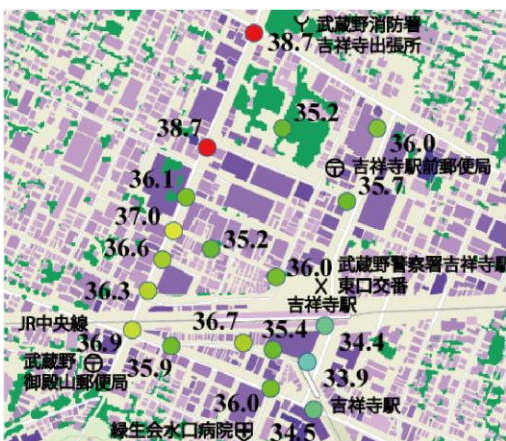


○ 吉祥寺駅周辺と井の頭公園周辺

この2か所は、直線距離で200m程度の近傍にあるが、同時刻の平均気温を比べると、吉祥寺駅周辺: 36.5 °C、井の頭公園周辺: 33.8 °C であった。緑と水に囲まれた井の頭公園周辺の方が約3°C低い。

吉祥寺駅周辺 (平均温度 36.5°C)

井の頭公園周辺 (平均温度 33.8°C)



出典: 成蹊大学理工学部システムデザイン学科「吉祥寺プロジェクト (小川研・三浦研)」

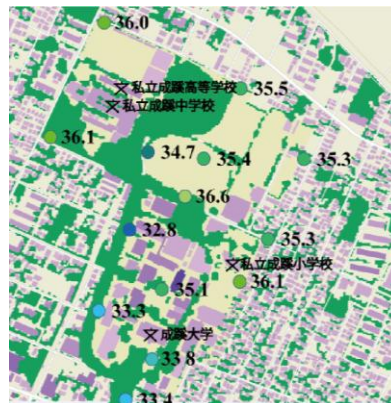
○吉祥寺東町周辺と成蹊大学周辺

この2か所は、共に低層住宅が密集した地域であるが、同時刻の平均気温を比べると、吉祥寺東町周辺：37.1℃、成蹊大学周辺：34.9℃であった。吉祥寺東町周辺の気温は、高木に覆われた緑地面積の多い成蹊大学周辺より2.2℃高く、吉祥寺駅周辺よりも0.6℃高い。

吉祥寺東町周辺（平均温度 37.1℃）



成蹊大学周辺（平均温度 34.9℃）



出典：成蹊大学理工学部システムデザイン学科「吉祥寺プロジェクト（小川研・三浦研）」

これらの測定結果の注目すべき点として、商業地（吉祥寺駅周辺）よりも少し離れた住宅地（吉祥寺東町周辺）の方が、平均気温が高かったことが挙げられる。今後、継続的な調査と詳細な分析が必要となるが、このような気温となった要因については、以下のような理由が想定される。

最も平均気温の高かった吉祥寺東町周辺は、低層の一戸建てが多い住宅地域である。緑地面積が少なく、道路がアスファルトで覆われており、東西方向の道路が少ない。

吉祥寺駅周辺は、都内有数の商業地域であり、駅を中心に人通りも多く、高層ビルが立ち並び、緑地面積が少なく、アスファルトで覆われた道路も集中し、幹線道路が商業エリアを囲むように東西南北方向に通っており自動車交通量が多い。

これら2地域の平均気温が高かった要因としては、建物の空調システム・照明等からの排熱、自動車やバス等からの排熱、緑地の減少とアスファルト面積や建物面積の増加による地表面から熱を奪う作用が減少したこと、建物の高密度化と道路づけの関係からまちの風通しが阻害されたことによる熱放射冷却の減少等が考えられる。

最も低い平均気温を示した井の頭公園周辺は、大規模な公園を中心に人工的構造物がほとんどなく、緑地面積が多く、大木、大きな池、河川、上水等の水辺がある。

成蹊大学周辺は、吉祥寺東町周辺と同様に低層の一戸建てが多い住宅地域であるが、成蹊大学の高木に覆われた大規模な緑地がある。

これら2地域が吉祥寺東町周辺及び吉祥寺駅周辺の平均気温より低かった要因としては、気温の高かった上記の2地域での上昇要因のいずれも当てはまらなかったことと合わせ、大規模な公園・緑地があったことが大きな要因であると考えられる。

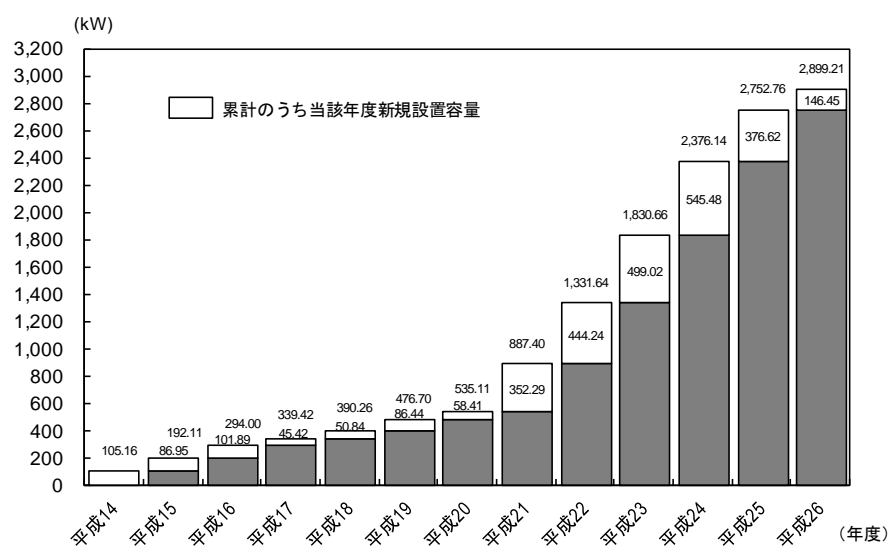
■公共施設への太陽光発電システムの設置状況

※設置容量の推移は 29 ページを参照

設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
市庁舎車庫棟屋上	1.8kW	平成6年4月	
千川小学校校舎屋上	0.08kW	平成7年3月	
テンミリオンハウスそ〜らの家	3.3kW	平成12年3月	
関前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月	
0123はらっぱ	20kW	平成13年3月	
市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月	
本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月	○
桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月	
市民の森公園	3kW	平成14年12月	
井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月	
第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月	
大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月	
境南小学校東校舎屋上	30kW	平成18年3月	
第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月	
第五小学校校舎屋上	30kW	平成20年3月	
市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月	
第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月	
市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月	
第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月	
桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10kW	平成22年3月	
第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月	
第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月	
吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年3月	
第五中学校校舎屋上	30kW	平成24年10月	○
八幡町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年12月	
吉祥寺南町コミュニティセンター屋上〔寄贈〕	5.58kW	平成25年3月	
第一中学校校舎屋上	30kW	平成26年2月	○
第三中学校校舎屋上	30kW	平成27年3月	○

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入

■住宅の太陽光発電システムの設置容量の推移



※住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成に対して申請のあった設置容量による

※平成13年度以前は含まない

「武蔵野市の環境保全」から作成

《参考》電力と電力量について

「電力」は1秒間に電気がする仕事量を表し、単位はW(ワット)です。

学校に設置されている太陽光発電システムの定格容量30kWは一般家庭の概ね10世帯分の電力の容量にあたります。

「電力量」は一定の時間に應じた電気の仕事量を表し、電力に時間を乗じて算出します。単位は1時間ならばWh(ワットアワー)です。

一般家庭の1か月の平均消費電力量は概ね300kWh(1日10kWh)です。

学校に設置されている太陽光発電システム30kWで、1か月あたり2,500kWhの電力を発電します。

■地下水調査結果経年変化

年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
平成22	91	0 (0%)	31 (34%)	0 (0%)
平成23	87	0 (0%)	14 (16%)	0 (0%)
平成24	75	0 (0%)	27 (36%)	0 (0%)
平成25	72	0 (0%)	21 (29%)	0 (0%)
平成26	75	0 (0%)	5 (6.6%)	0 (0%)

地下水調査（東京都及び武蔵野市実施）から作成

■雨水浸透施設の設置助成

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
年度別助成金申請件数	3件	11件	26件	19件	13件	45件	24件	29件	37件
浸透ます	25個	50個	102個	71個	57個	184個	270個	103個	215個
浸透トレンチ	26.8m	26.0m	173.4m	57.2m	0.0m	37.0m	16.0m	0.0m	47.0m

※浸透トレンチ=掘削した溝に砕石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填砕石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

「武蔵野市の環境保全」から作成

■雨水浸透ますの施行例



■浸透トレンチ管の施行例



上記2図は東京都下水道局パンフレットから転載

■地下水の自然水位の推移

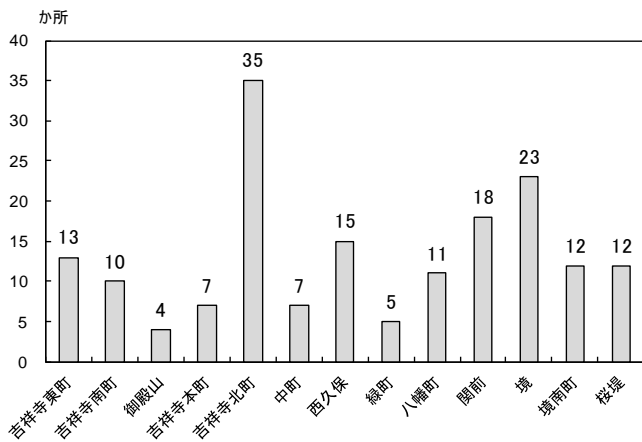


武蔵野市地域生活環境指標から転載

■水道水源



■町別公園設置数



※グリーンパーク緑地は八幡町に、
仙川緑地は桜堤に計上

平成26年4月1日現在 武蔵野市統計から作成

■接道部緑化助成実績

年度	植栽					緑化に伴うブロック 塀等撤去 (㎡)
	生垣 (m)	高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	地被類 (㎡)	
平成18	62	22	85	77	34	50
平成19	43	18	31	163	14	61
平成20	85	14	33	233	73	32
平成21	47	18	138	541	1	94
平成22	47	13	21	212	48	45
平成23	156	28	42	245	28	181
平成24	65	15	39	182	8	76
平成25	44	9	66	136	1	25
平成26	132	17	47	133	32	72

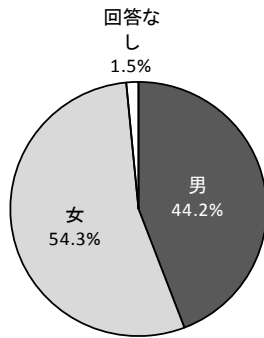
「武蔵野市の環境保全」から作成

4 市民アンケート結果

実施時期	平成 27 年 3 月 17 日から 4 月 3 日（投函）まで
調査対象	市内在住の市民 1000 名〔無作為抽出〕・ワークショップ参加者 25 名 計 1025 名
調査方法	郵送による配布、回収
回収状況	標本数 1017（不達 8 通） 有効回収数 326
回収率	32.1%（前回 39.5%）
備考	n は母数
	小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合がある。

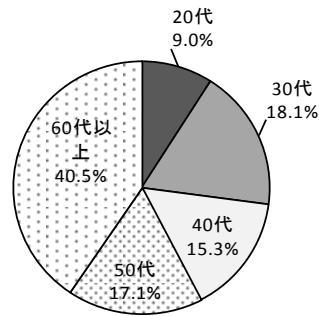
(1) 回答者の属性

性別



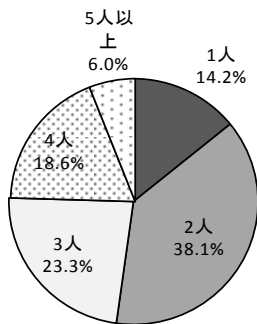
(n=326)

年齢



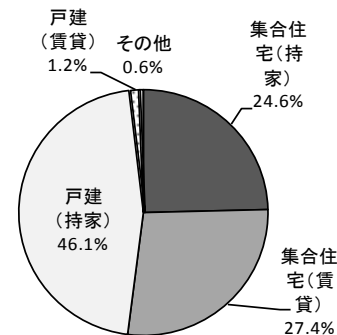
(n=321)

世帯人数



(n=318)

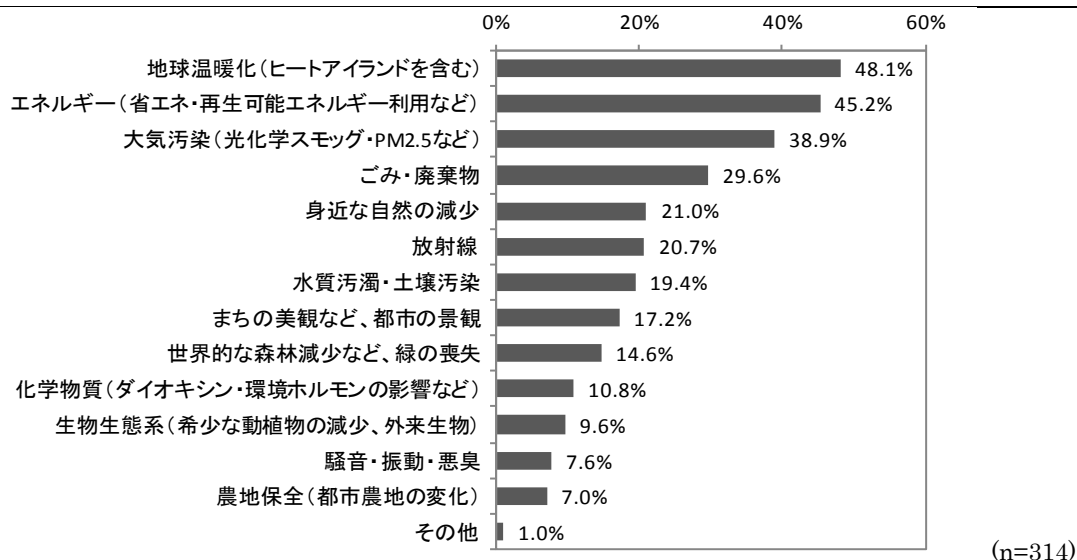
住まいの形態



(n=321)

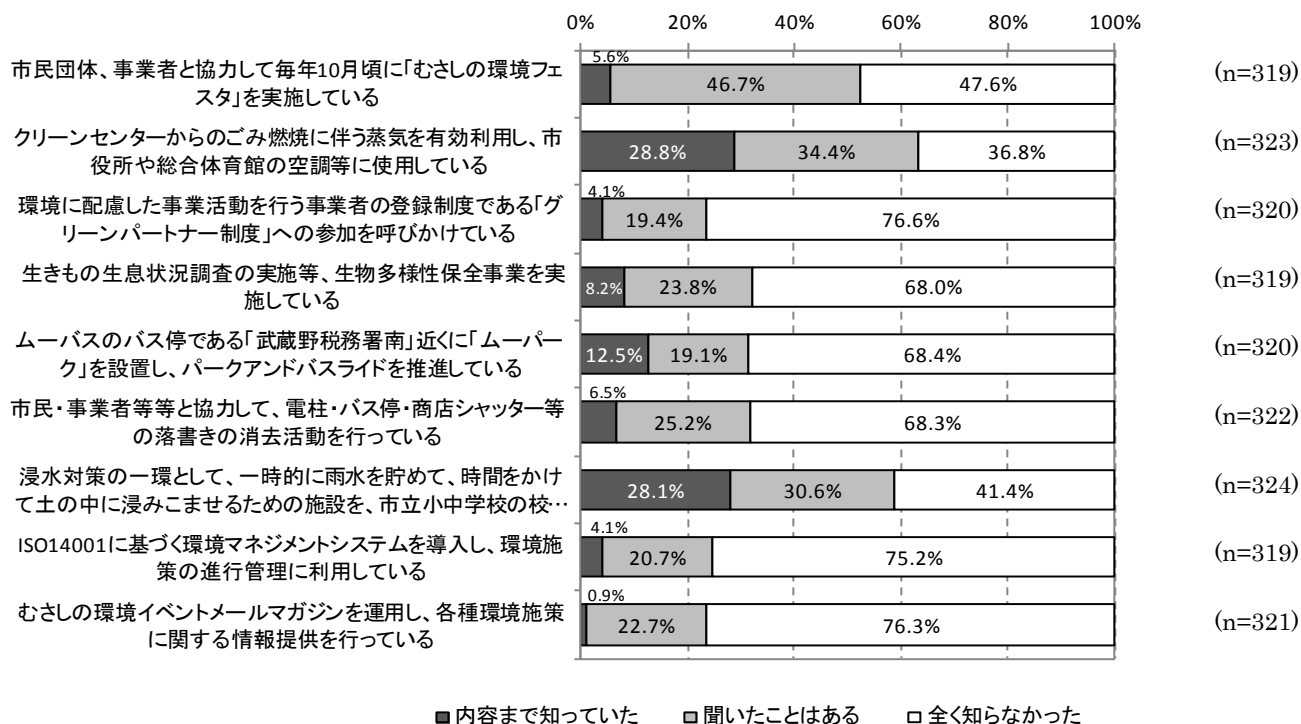
(2) 環境への関心について

問 1 以下の環境事象について、優先的に実施していくべきとあなたが思うものを 3 つまで選び、あてはまる番号に○を付けてください。



(n=314)

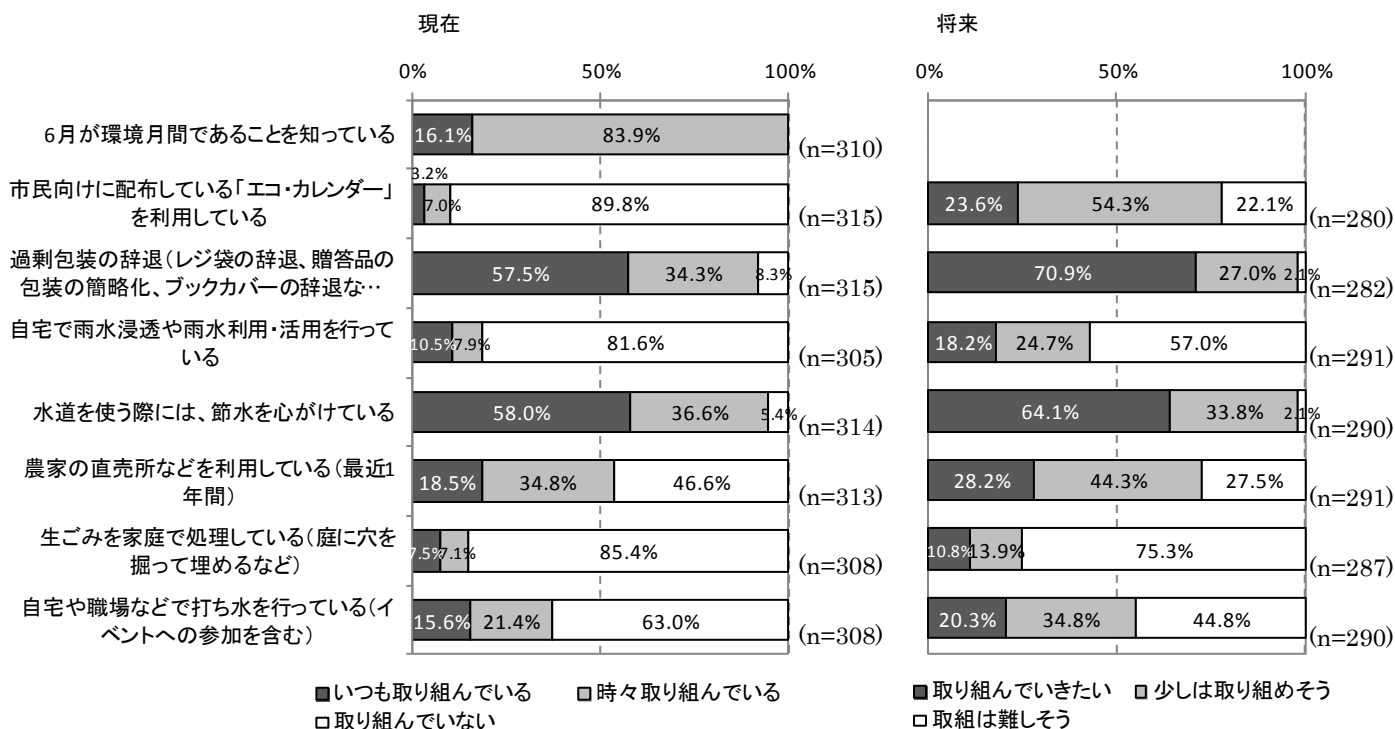
問2 武蔵野市が行っている環境に関する取組について、以下のものをご存知ですか。それぞれの取組について、あてはまる番号に○を付けてください。



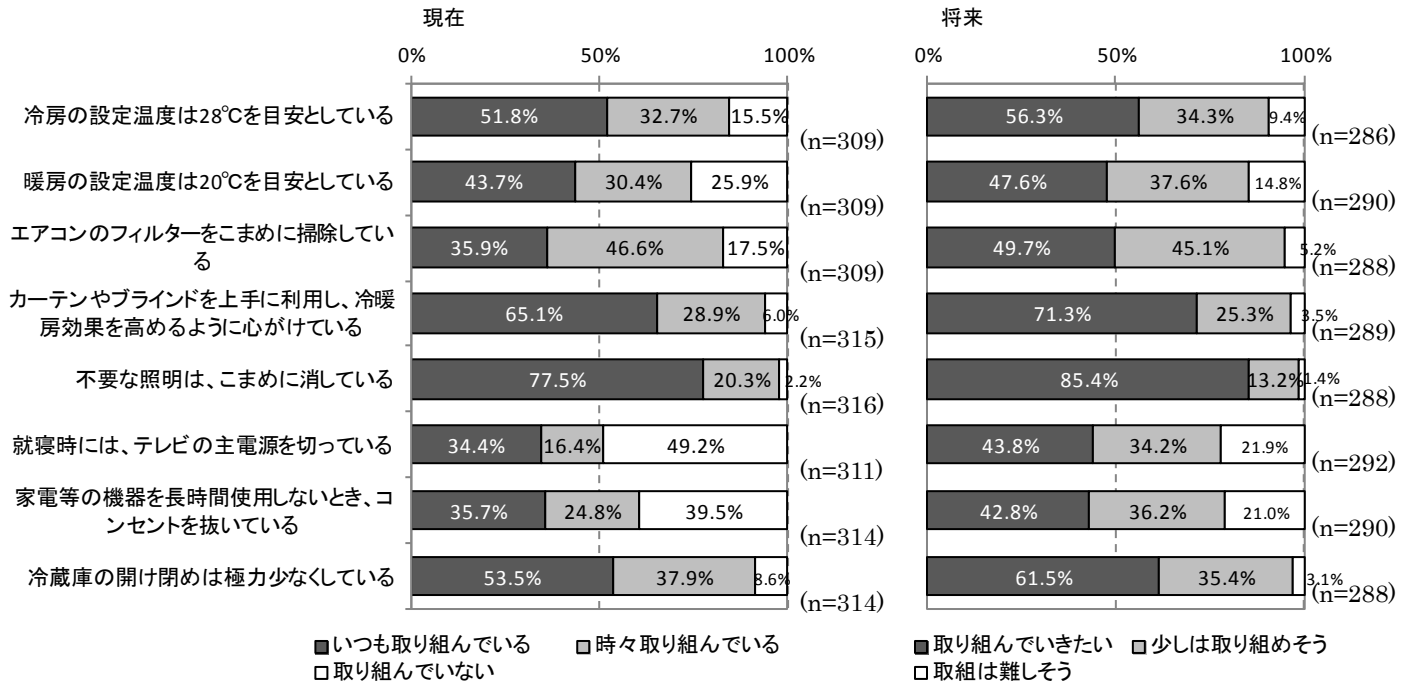
(3) 日常生活での環境に配慮した取組について

問3 以下は、日常生活での環境に配慮した取組です。それぞれについて「現在の取組状況」にあてはまるものをそれぞれ1つ選び、○を付けてください。また、「今後の取組の意向」についても同様に、あてはまるもの1つに○を付けてください。各項目で該当しない場合（機器を持っていない等）、空欄としてください。

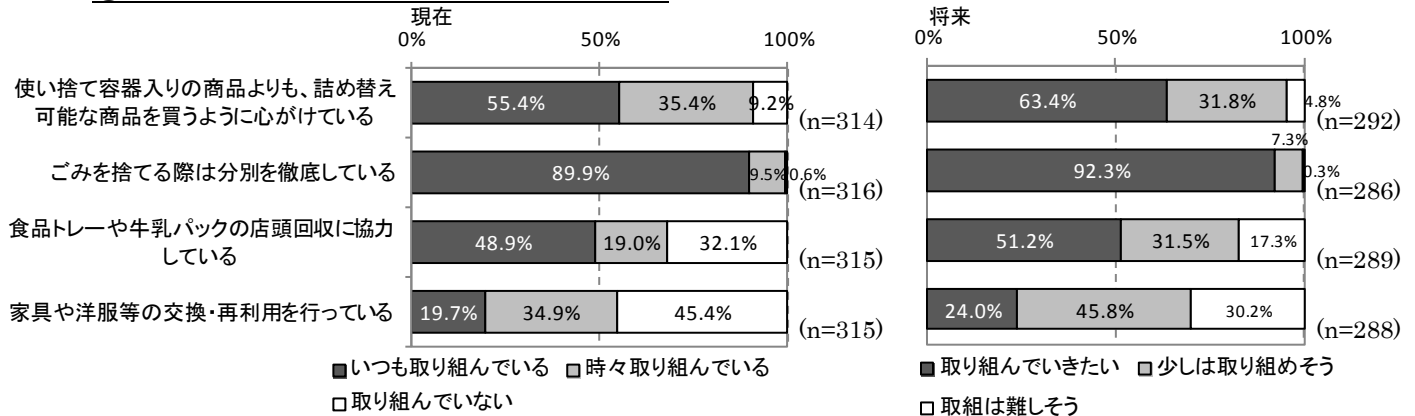
① ライフスタイルに関する取組



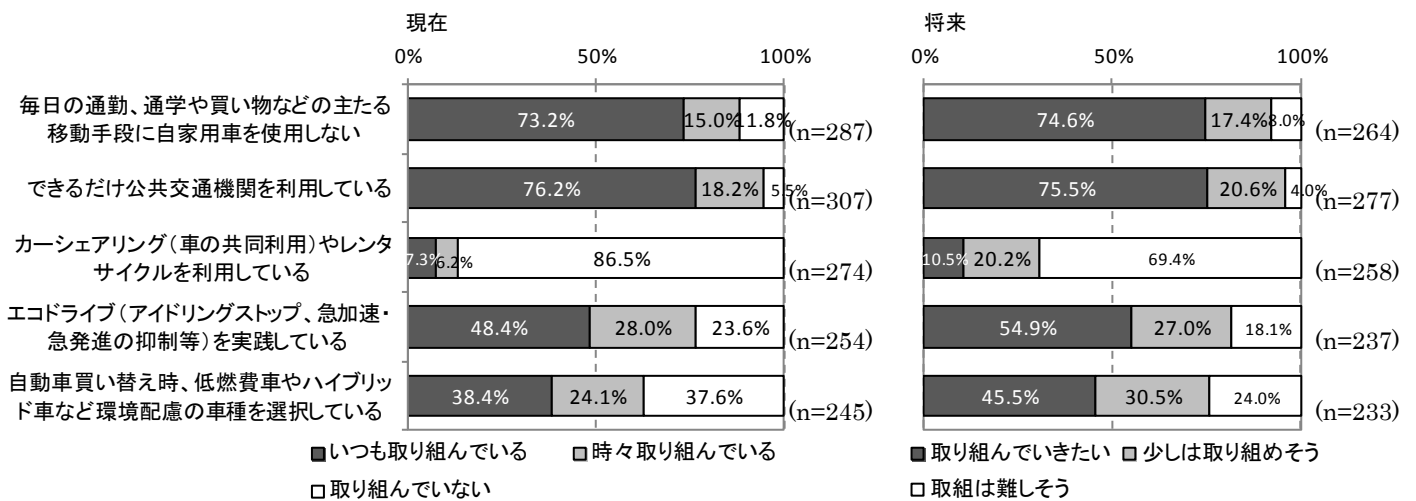
②省エネに関する取組



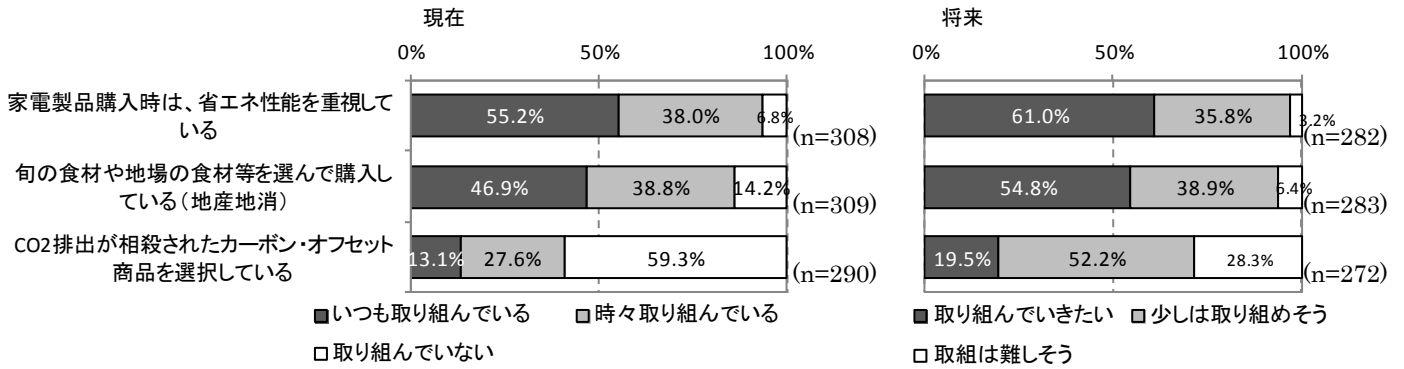
③ごみの減量・リサイクルに関する取組



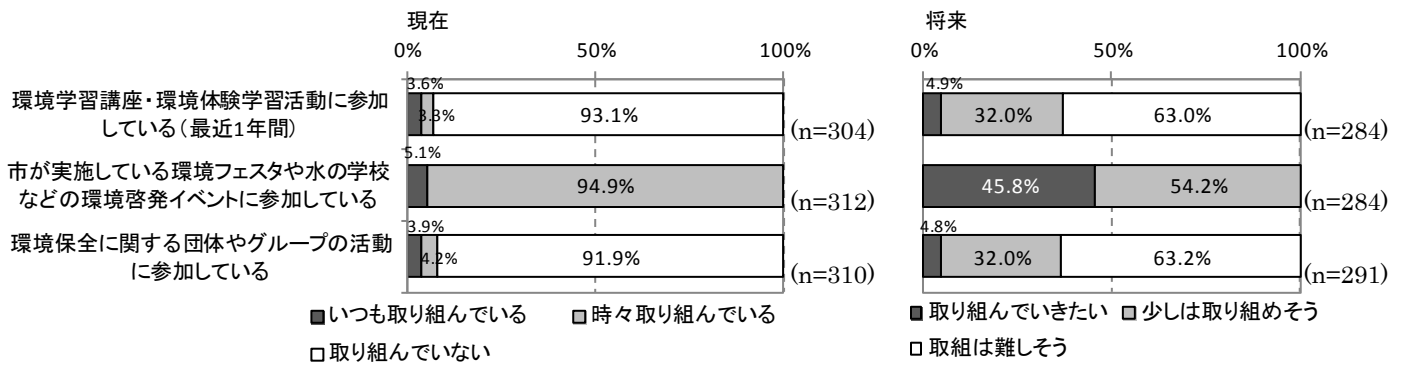
④自動車の利用に関する取組



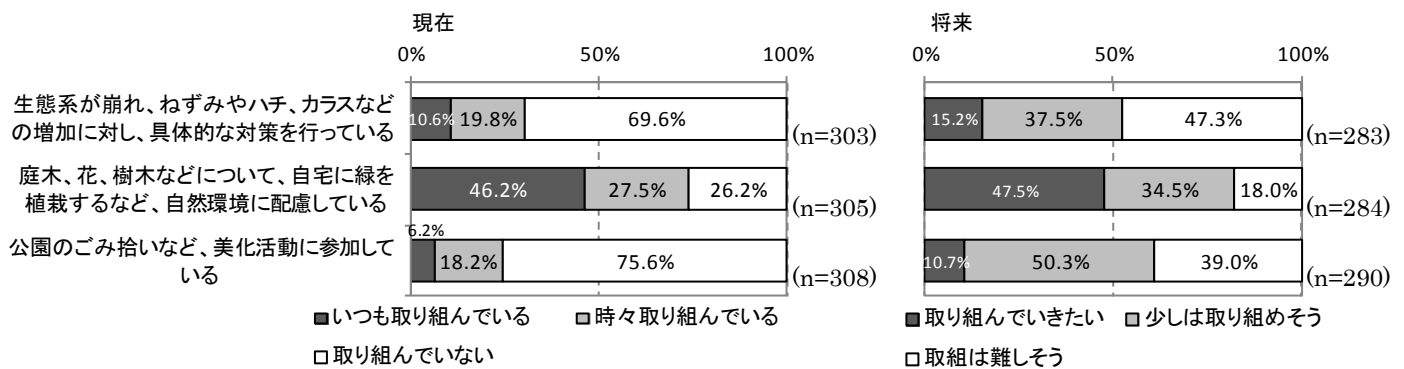
⑤CO₂の排出の少ない商品の選択に関する取組



⑥環境学習に関する取組

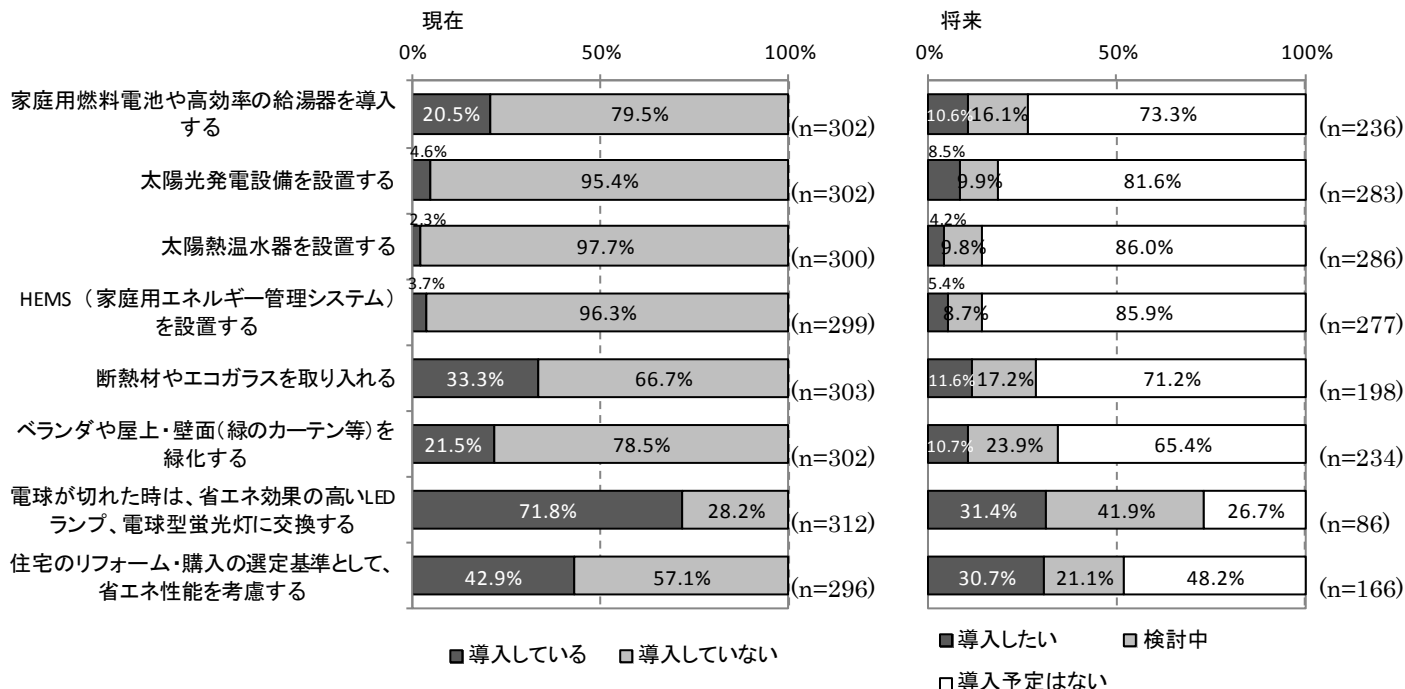


⑦生物多様性・自然環境への配慮に関する取組



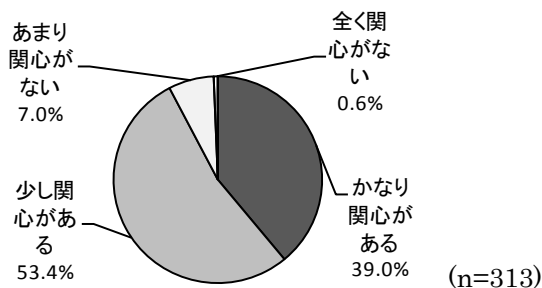
(4) 住宅のエネルギー対策について

問4 以下は、住宅における省エネ・創エネなどの取組です。各対策について「現在の取組状況」にあてはまるものをそれぞれ1つ選び、○を付けてください。
 なお、「2. 導入していない」とお答えいただいた方は、「今後の取組の意向」について、あてはまるものの1つに○を付けてください。

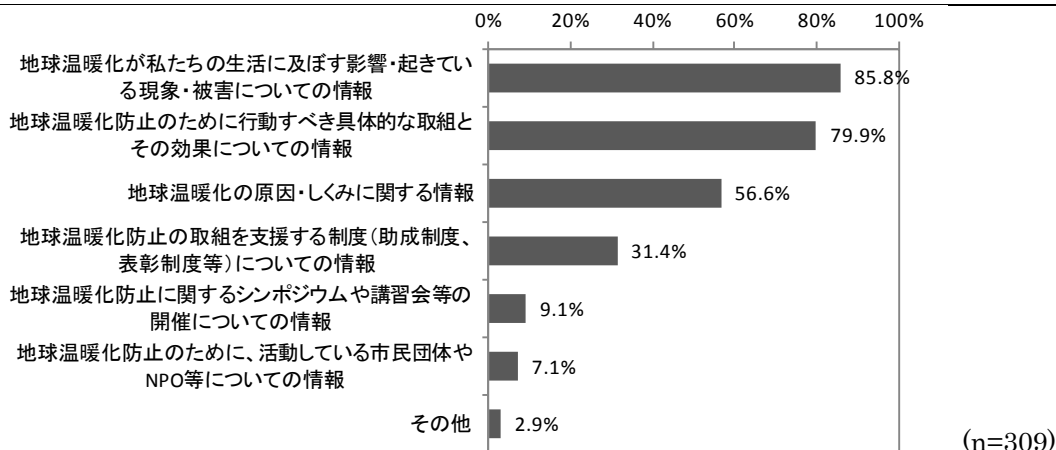


(5) 地球温暖化について

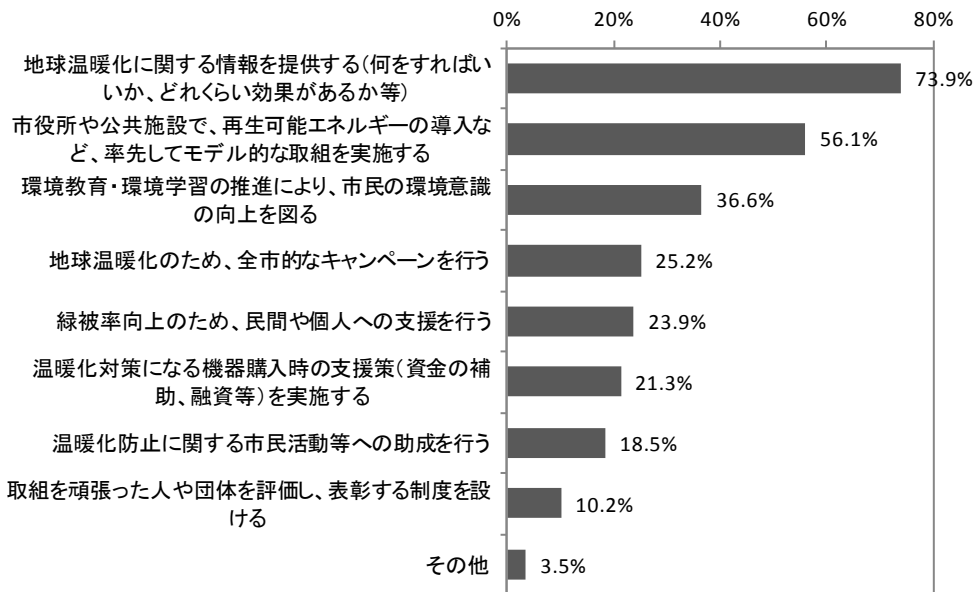
問5 あなたは地球温暖化に関心をお持ちですか。あてはまるもの1つを選び、番号を付けてください。



問6 今後、地球温暖化防止の取組をさらに進めるためには、どのような情報が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○を付けてください。



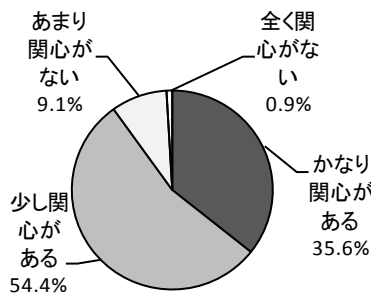
問7 市民が地球温暖化防止に対し積極的に行動するために、市はどのようなことを実施すべきと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○を付けてください。



(n=314)

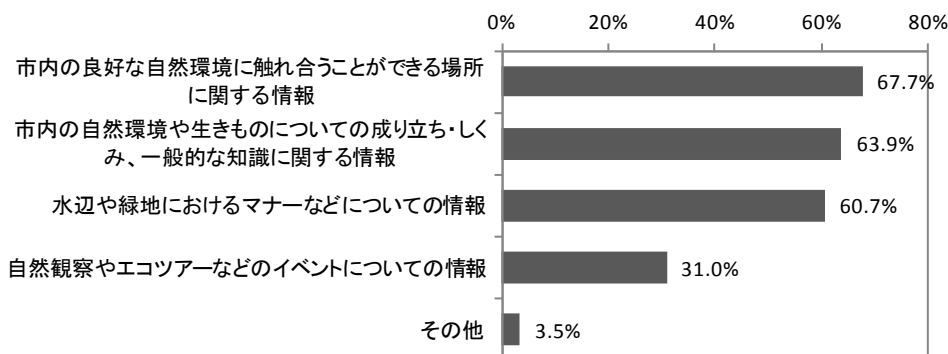
(6) 自然環境保全、生物多様性について

問8 あなたは身の回りの緑や生きものなど自然環境に関心をお持ちですか。あてはまるもの1つを選び、番号に○を付けてください。



(n=320)

問9 今後、自然環境保全・生物多様性の取組をさらに進めるためには、どのような情報が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○を付けてください。



(n=313)

(7) 自由意見

分類	件数
市民意識、行動、学習・教育関連	34 件
地球温暖化、資源・エネルギー関連	7 件
ごみ処理、資源回収関連	9 件
生活環境、衛生関連	8 件
都市、公共施設、交通関連	9 件
水、緑、生きもの関連	12 件

【市民意識、行動、学習・教育関連】

34 件

- イベント等に足を運ぶと知れる機会が増えるので、環境関連のイベント内容をより充実させてもらえるといいなと思います。以前住んでいた地域では1年間アンケートモニターを行うと、最終回に協力への礼があり、アンケート参加へ積極的になりました。
- 学校教育や地域活動による環境に関する取組が重要と思います。
- 問2、全く知らない事が多く驚きました。もっと自分自身でも勉強していかなくてはと思いました。
- 環境問題に興味がない人は少ないと思うが、今どんな影響や被害が出ているのか、どんなことをしたらどのくらい効果があるのか等、具体的に提示されると、より興味を持つし行動に移しやすいと思う。
- 貸家なので設備や緑化には協力できないので、それ以外のエコ活動は常々やっています。公共の場での取組に参加するという形もあるのだなと、今回初めて気がつきました。検討してみたいです。
- 環境の問題意識を高めるために、雑誌等のメディアを利用し必要性を訴える。小学校の授業で問題意識を持たせる教育を徹底する。時間がかかるが子どもの教育は必要であると思う。
- 環境は個々人の意識の持ち方だと思います。
- 今回、環境問題等について私自身が漠然としか捉えていなかったということを改めて実感しました。これを機に普段の生活の中で、意識して気をつけていきたいと思いました。まずはできることを着実に積み重ねて行くことが大切だと思いますし、実行していきたいと思っています。
- 市の環境への取組をもっとアピールしてみたらと思います。余り聞こえてこないようです。他市との比較とか、参考にするところは取り入れたらどうでしょう。武蔵野市は住みたい街 No.1 とか言われているけれど、吉祥寺では通りは人がぞろぞろ、道路は狭く、どこがいいとかがはっきりわからない。
- 団体への参加はしていませんが、街路樹の落ち葉はきなど、個人の家のものではない落ち葉を、毎日清掃している協力姿勢はありがたいことです。
- 全市的に推進するには、65才以上を高揚し、上下の年齢の人々とよく進めていく。基本ルートを確認しあい推進する。
- 市役所が設備を購入したりイベントキャンペーンをするのではなく、市民一人ひとりが知る、話し合う機会を増やしてほしい。武蔵野市の自然の特徴など、この土地ならではの情報は図書館で調べればわかるかもしれないが、わかりやすくまとめて WEB で公開などして、考えるきっかけを作ったらどうか。
- 落書きの消却活動がありますが、歩道に店の看板、旗が固定、置かれ、美観、交通障害になっている。道路使用、占有の件でも行政、警察の対応不足が感じられる。
- 子どもも一緒に取り組めるイベントを多く実施して頂けるでしょうか。
- 各イベント等、広報の「むさしの」に掲載して参加を呼びかけていただきたい。
- 小中学校の教育に重点を置いてほしい。
- 子どもが小さいため、月2回発行される市報に全部目を通すのは難しい状況です。しかし自分の知らない取組などが行われているんだと思い、今後できるだけ見るようにしようと思いました。このようなアンケートをするのはとてもいいと思います。
- まず個人が対応していき、実践によって環境が良い方向に変化していく事など、具体的に知らせてほしい。

- 地球気象の悪化を止めるのは、人間一人ひとりの環境に対する問題の認識だと思います。意識のある方が少ない。私もアンケートが来るまで全く考えていませんでしたが、今後は少しでも努めます。個人では何もできませんが、取組を増やすことから始めていきたいと思います。
- 集合住宅（マンション等）が増えたため、町内会や隣組のような近隣とのお付き合いは皆無に等しくなりました。天災、人災に備えるためにも、向こう三軒両隣を再考したいと思います。
- 政策と市民の活動が一層市民に響くように、市報、FM放送などを通してでも、活かしていただければ。
- 問2の内容をほとんど知らなかった。「むさしの」は読んでいる。もっと告知の方法をご検討いただきたい。また環境の取組については市として規制を厳しくつくってもよいと思う。
- 楽しみながらエコについて環境について学べるキャンプや教室があればよいと思う。外灯を消すのは節電になっても防犯という面では危険など、正しい知識がほしい。ネズミだらけの武蔵野市、対策教室をお願いします。
- 問題点をどうしたら多くの市民が実行できるか、市としての向上、取り組み方の検討を重ねる。
- 市民としての啓蒙活動は必要であるが、あまり市として突出して予算をかけず、国、都と連動した範囲での予算をとるべきと思う。
- 現時点で環境に興味を持ってない大人を巻き込むのは難しいと思う。各面で環境問題について取り上げられているにも関わらず、学校での子どもの環境教育に力を入れ、そこから親や地域へと広がってほしいと思う。
- 小学校などで子どもたちの方がよく学んで知っているらしい。むしろ大人たちの方が学ぶチャンスがないと感じる。まず小学生レベルのことから教えてほしい。
- 幼、小、中学校で環境、自然教育、行動を促進していくことを要望します。
- 自治体という中立的な立場で自然環境保全に関する情報や啓発を行うよう望みます。
- 一人ひとりができることを教えてもらえるような情報を発信してほしい。具体的にはパンフレット、ちらしなどの配布。
- 最近マンション等の集合住宅が多くなってきているが、住人の皆様方は環境意識が欠如しているように思われます。建物を取り巻くごみを含む見苦しい者が目立つようです。意識向上策を含めキャンペーン等の実施をしてみてください。
- 急に行動していくことは難しいため、市からの助成を充実させたらと思う。
- 市への要望。補助金等の支援策や、市民団体、NPO 以外から施策を探していただけたら。
- 大人になる前に環境について十分に学び、知識を自然と身につける必要があると思う。小学校ないしそれ以下から学べるようにする。親が興味がなくとも集団生活の中で強制的に教える（保育園、幼稚園、小学校）

【地球温暖化、資源・エネルギー関連】

7件

- 太陽光発電など省エネの取組はしたいと思いますが、既存の住宅ではあまりに金額がかかりそうで、思い切れないでいます。
- エコツアーなどのイベントを実施することによって、かえって自然を壊しているように感じることもある。印刷物をはじめ多量のごみが出る。処理するためには反エコになる。
- 我が家では庭木への水やりは、あまり汚れていない食器を洗ったときの水をバケツにためてまきます。紙袋についている持ち手のビニールひもは、はずしてつなげて雑誌をしばって出すためのひもに使います。冷暖房は衣類で調整しきれなかった場合のみつけ、それも電力消費量に響かない夜間早朝のみつけます。日中は絶対つけません。冷暖房はリビングのみにしかつけません。1つの部屋に一家4人が集まって過ごします。エネルギーは一部屋分しか使いません。便利、ぜいたくになりすぎている社会を見直し、実践することが大切だと思います。
- 住宅エネルギー対策は取り組みたい気持ちはありますが、年金生活で余裕がありません。地球温暖化でゲリラ豪雨等も考えられます。コンクリートで固めてしまっている所が多く、浸水対策をしている小学校のように一般の所も整備してほしいです。
- 地球温暖化などの地球規模の取組は、中国などが考えを改めない限り、武蔵野市や東京都などの一部の地域で行動しても、あまり意味がない気がします。そのため熱心に取り組みたいと思わないです。
- 環境対策機器の設置には多くの費用が必要なため、更に低負荷機器の設置を促すためには、一時的な助成だけでなく長期的な助成も必要だと思います。

- 問7のその他で市が実施すべきものとして、全面積の2～3%にすぎない道路をいかに温暖化を防ぐ策が講じられるかが、行政の手腕と思われる。いち早くモデルの策定を求められる。

【ごみ処理、資源回収関連】

9件

- 市のゴミ袋をもう少し安くしてほしいです。
- 自宅より出る落葉、枝や、自宅内で処理すべき事と考えます。ゴミではなく資源です。
- 高機能、高性能の焼却炉で、熱や煙が出ないものの導入。それによりごみの分別もしなくてよくなる。信号の青になるタイミングをそろえることにより、stop and go が減り、渋滞が減り、CO₂排出も減る。
- 生ごみ処理器を無料配布していただければありがたいです。
- 私共の八幡町3丁目町内会（総友会）において、段ボール、新聞紙等を月1回集積して回収業者に持って行っていただいているが、市全体の取組にしてはどうか。
- リサイクル品の回収を行ってほしいです。主にパソコン、電子機器等。武蔵野市が行っている環境に対する取組、イベントを積極的にアピールしてほしい
- エコキャップだけでなく、プリンタカートリッジ等のリサイクルについても公共機関に設置するなどしていただきたい。社協さんやNPOの方々の協力もいただきつつ。緑地保全、環境美化のため、市民農園を遊休地等に増やしていただきたい。
- ごみの分別をもっと細かくしてもいいと思います。
- ごみ収集の問題になりますが、庭がなくベランダで植物を育てています。土を少々捨てたくても決まった日にコミュニティセンターなどまで持って行かなくてはなりません。少量の土は日常のごみ収集に出せると助かります。近くの公園に捨てる場所があるとよいなと思ったりします。ちいさな植木鉢の土ですが悩みます。

【生活環境、衛生関連】

8件

- ごみ捨て場でカラスに襲われてケガをした。カラスが非常に多いので駆除すべき。
- 環境に関して市で予算をつけるなら、街の美化（放置自転車対策含む）や公害対策をお願いしたい。地球温暖化防止については、未検証な事柄を並べてヒステリックに叫ぶ人たちばかりで信用できない。市としては予算を割り振るべきでない。科学は宗教ではない。街の緑化は良いが、それは温暖化防止とは別の理由で良いのである。
- この夏、蚊に対してとても心配です。公園などの消毒をお願いします。
- 定期的な害虫、ハチ、ネズミなどの駆除活動をしていただきたい。カラスのゴミ散らし防止としてゴミ出し場所にカバーを付けてほしい。治安維持につながる活動強化をお願いしたい。
- 伏見通りの車両の交通量が増え、騒音振動の公害が増している。夏にエアコンを使わないように窓を開けると、車の騒音でTVの音が聞こえない。何かしらの規制ができないでしょうか。大型車両の規制とか、夜間の制限とか、子どもの交通安全も問題です。
- 大気汚染、PM2.5、放射線、アレルギー物などの現状把握と公開、市民全員に周知徹底、市報の活用
- 路上喫煙の全面禁止
- 喫煙マナーが非常に悪い、市内全域を禁煙（路上喫煙禁止）とするべき。ペットを公園等に連れて行ってトイレをさせている飼い主をけっこう見かける。飼い主のマナーに頼るだけでは改善しないので、強制力のある対策ととるべき。

【都市、公共施設、交通関連】

9件

- 景観をさえぎり、風の通りを変えるような高いマンションは、近くに住む人間の環境を一変改悪する、高さ制限要再考。これからのマンション等は太陽光発電設備を義務づける。特にマンション等では車の共同利用を市として進める。真夜中でも昼と同じような明るさは必要なく、夜は暗くなるもの、自然にそった生活のできる武蔵野でありたい、イルミネーションも不要。
- 家を新築する場合、一部を除き建ぺい率40%、容積率80%。現在の住宅をリフォームする場合は関係なくできるため、このままでは環境に配慮した住宅はいつまで経ってもできません。新築、リフォームに関わりなく、現在の制度に合った住宅を建てるべきではないか。また、道路に関しては、新築の際、セットバックを必要とする場合（条例が東京都から武蔵野に変わった）にセットバックをした所としない所があるが、不合理。場所によっては道が狭く、災害の時は事故が起こりやすい。セットバックできそうな住宅は強制的にするべき。

- 吉祥寺駅で電車に乗るとき、街並みを見ると看板ばかりで非常に汚い。美観的に見ても看板をなくし樹木を植えて環境にも良いように、条例を変える努力をしてほしい。
- 千川小前のカギのかかった公園はいったい何のためにつくったのでしょうか。放課後に子どもや近隣の人が使えないスペースなんていけない。カギをとって使えるようにしてください。
- 市内の公園にイヌ・ネコが立ち入らない様、禁止する。子どもが遊べるよう、球技等の網フェンスを設置する。
- 自転車の駐輪場、バスの運賃などを利用しやすくしてもらえると、もっと車を減らすことができると思います。ムーバスが近所になく関東バスで駅への往復 440 円は負担が大きすぎます。放射線についての不安が多いです。市内の空気、土壌の状態、食品を安心して食べたいです。
- 武蔵野市の環境に関する取組は、他の市町村と比較してよくやっていると思いますが、電線の地中化（五日市街道など）を早く実現してほしい。農家などを支援してほしい。（地産地消のために）
- 一番エコは移動手段として徒歩、自転車と思われませんが、各道路で自転車の通れる通路がせまい所が多くあります。
- 近くに公園等を作ってほしい。年寄りでも行けるところに。

【水、緑、生きもの関連】

12 件

- 武蔵野市内には個人宅・公共場所には 50 年以上を生きた大木が数多く残っているのにこれらの木を簡単に切ってしまう傾向が大きい。残るようにしてほしい。国立市の桜木が実例。
- 武蔵野の農地が少なくなってきたのが残念です。中央公園など安全、安心な公園や緑地を大事にしてほしい。
- 三鷹通りに緑を増やしてほしい。
- 公園の雑草をすべて抜くのはやめてほしい。なんでそんな事をするのか意味がわからない。雑草だって植物です。あなた方に抜く権利があるのか。
- 緑に対する予算を増やす。ごみを出すような無駄な予算は削る（計画策定段階でのチェック）
- 生産緑地に指定されていても放置されているような場所を多く見かけます。管理指導と駅前の植栽管理を。
- 住宅建設の時、必ず敷地内に植木を 3 本以上植えることを義務づけるとよいと思います。小さな 1 坪公園でも機を植えられる場所を見つけて、市が植えてゆかれるとよいと思います。
- 樹木が茂って信号機が見えにくくなったようなとき、市は樹木の枝を落としていました。樹木の枝を下ろさず信号機を道路の中央部に移動させたらどうでしょうか。街路樹の管理をいつも同じ業者に頼んではいけないでしょうか。入札制で行ったらよいと思います。
- 市に残されている農地の宅地化が進むと思われます。可能な限り市で買い取り植樹をされるよう希望します。空き地が同じような公園に作られています、もう少し多様性が必要と感じています。
- 自然環境もそうですが、野良イヌやネコなどをなるべく殺さずにすむよう命を大切に、みんなで守っていける街になるといいなと思います。ハクビシンは動物園で保護されていますよね。そんな感じでもっと里親探しに力を入れたり、ネコカフェが人気なんだからモルモット広場のようにネコとのふれあい広場を作ってみたりとか。
- 井の頭通り西久保周辺の街路樹は、不向きな樹木なのかいつも剪定し緑がないイメージで、春に芽吹くと道路が汚れてきれいに思えないし。いじってばかりでコストがかかるばかりに思える。
- 学校教育に都市農業の重要性を知ることで、自然環境や自然観察のために野菜の種まき収穫等の参加、導入が必要である。

5 中間とりまとめパブリックコメント

(1) パブリックコメント実施概要

募集期間	平成 27 年 7 月 1 日（水）～7 月 14 日（火）
提出者数	5 人（郵送 1 人、電子メール 4 人）
意見件数	16 件

(2) 市民からのご意見と対応等

※ページ数は中間まとめの際のものです。

No.	市民からのご意見	計画への対応等
1	<p>第四期武蔵野市環境基本計画の中間まとめはよくできている。エネルギーの地産地消には賛成です。地産に、床発電、下水汚泥や生ごみのバイオマス発電なども計画に入れたらどうでしょうか。</p>	<p>市内で導入可能な創エネについては、平成 24 年に学識経験者、エネルギー事業者、公募市民等が構成メンバーとなった「新たなエネルギー活用検討委員会」において検討を行った経緯があり、その中では、太陽光発電、太陽熱利用、廃棄物（ごみ）発電、温度差・地中熱利用が有効であるとされています。</p> <p>ご意見にある廃棄物（ごみ）発電については、平成 29 年度稼働予定の新クリーンセンターにおいて実施し、周辺公共施設（本庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター）へ電気と蒸気を供給する予定です。</p> <p>なお、再生可能エネルギー技術は日進月歩で発展していますので、今後とも、市域での導入可能性等について研究を進めます。</p>
	<p>省エネには、エネルギー消費量の「見える化」が不可欠です。公共施設でのエネルギー消費量の「見える化」を早急に推進する計画も必要かと思えます。武蔵野市全体のエネルギー消費がリアルタイムに見えるようになれば、もっと省エネが進むように思えます。</p>	<p>エネルギー消費量の見える化は、省エネ及びエネルギーの効率的な利用に有効だと考えています。</p> <p>公共施設においてもエネルギーの見える化に取り組んできており、平成 26 年度には中央図書館において BEMS*を導入し、時間毎のエネルギーの見える化を図っています。また、現在、市HPにおいて、市内公共施設の月ごとの電気・ガスの総使用量について前年度比較ができるよう見える化を実施し、省エネ等に努めています。</p> <p>今後とも、公共施設においては、BEMS*の導入に合わせたエネルギーの見える化を図り、省エネ、エネルギーの効率的な利用に努めます。</p> <p>なお、市全体のエネルギー消費の見える化を図る場合は、エネルギー使用者や供給事業者との連携・協力等が必要となりますので、今後も研究していきます。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応等
2	<p>高層建築物が林立することにより、その北側や東北側の住宅地は日照が阻害され、住環境は悪化しつつある。また、エネルギーの地産地消を掲げているが、このため住宅に於ける太陽光発電などの太陽エネルギー利用が阻害されることになる。まちづくり計画においてなだらかなスカイラインを構築するための都市計画の再考を望む。</p> <p>家庭での省エネを謳っているが、実は、高層建築物は水道のポンプアップ、高速エレベータ、終夜灯などエネルギー多消費建築物であるから高さを現在のものより低く規制すべきである。また、広い壁面の太陽熱吸収・放散、自然風の閉塞など環境を大幅に変えてしまう。</p> <p>よって、環境基本計画の施策においてはこれらを考慮した方策を検討して頂きたい。</p> <p>以上は武蔵境1丁目住民連絡会の集会において討議されたものを集約したものである。</p>	<p>市域の全家屋・建築物の屋根に太陽光発電システムを設置したとしても、生み出すことができる電力は市域の全電力消費量の約2割であるという試算があります。また、建物所有者の権利や事情等により、それらを無視した行き過ぎた建築物の規制や、全家屋に太陽光発電を設置する等エネルギーの地産化を義務化していくことも事実上不可能です。</p> <p>そのため、創エネだけでなく、省エネ、エネルギーの効率的な利用を図るとともに、緑、雨水浸透、遮熱性舗装等まちづくり施策とも連携を図りながら、市域の総エネルギー消費量を抑制する施策を展開しています。</p> <p>一方、都市計画施策としては、良好な住環境の保全等を目的に、敷地の最低限度や高さ制限等の施策を展開してきており、全市的な取組として一定の評価をいただいています。地域特性に合わせたよりきめ細かい規制等をお考えであれば、地区計画等の制度を活用していくこととなります。</p> <p>今後とも、まちづくり施策等様々な施策と連携しながら、環境施策を推進し、市内の環境保全等に努めます。</p>
3	<p>○ p3「スマート」の文言について</p> <p>エコシティからスマートシティに変更されたことはエネルギー活用の方法など、現代に沿った言葉で表されていて支持している。</p> <p>もしかすると、世代によればスマート＝痩せた・スリムなど感じる方がいらっしゃるかもしれないので、「スマート（賢い）」や補足する文言などが小さい表記で構わないので摘要として追記されていてもよいかと思いました。</p> <p>○ p24(3)ごみ・資源の循環利用の推進について</p> <p>資源の再利用という点でシルバー人材センターの活動が思い浮かびました。自転車などきれいにレストアして下さり、また乗ることができた経験があります。武蔵野市の素晴らしいエコ活動と思います。</p> <p>○ p17 打ち水の実施について</p> <p>アンケート結果をみて打ち水がよいことなのか疑問に感じている市民が多いのではと思いました。武蔵野市の打ち水の日を決めたり、効果がどの程度あり、どの程度だったら、水の無駄にならないかを市民にもっと発信していくことが必要だと思いました。</p>	<p>「エコシティ」は第二期環境基本計画から使用してきた言葉です。本計画では、市民会議や庁内での議論を重ね、これまでの考え方を受け継ぎつつも、本市らしい環境都市を主体的に創り出していく姿を「スマートシティ」とし、新たに環境像としました。</p> <p>今後とも、本市のめざす「スマートシティ」について理解いただけるよう、説明に努めます。</p> <p>市では、循環型社会の形成をめざし、3R（リユース、リデュース、リサイクル）を進めてきています。</p> <p>今後とも、市民・事業者・行政（市）の連携により、ごみ・資源の循環利用を推進していきます。</p> <p>環境に関する啓発や分かりやすい情報提供は、市民の意識や環境行動の向上のためには必要不可欠であると考えています。</p> <p>そのため、今後はさらに、その内容を現象面にとどまることなく根源まで遡ったものや、その関係性を明確にするようなものにしていきます。</p> <p>なお、打ち水については、全国レベルで広く広報活動が行われており、本市の公共施設においても国が定める水の週間に合わせ、平成16年度から継続的に実施し、今年度も7月31日、8月1日に実施しました。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応等
4	○ p11(2) 自然環境について 緑被率 25.3%のデータは情報が古いのではないか。	緑被率調査は、昭和 47 年から概ね 5 年毎に行っており、平成 22 年度が最新データです。次回調査は平成 28 年度に実施予定です。
	○ p13(4) 都市の環境について 三鷹駅を中心とした中央地域について再開発を実施する際には、環境への影響を公表すべきである。	都内での一定規模以上の開発については、都の環境影響評価の条例（環境アセス）により、その開発が環境に与える影響や範囲またその対策について、事前に予測・評価・公表することが定められています。 市では、三鷹駅周辺の開発のみならず、一定規模以上の開発計画については、まちづくり条例に基づき開発計画等を近隣住民へ公表し、意見聴取することが義務づけられており、事業計画について市民へ公表や説明をする仕組みとなっています。また、まちづくり条例の協議事項の中で、環境配慮項目も定めており、事業者と市が環境について協議し、その内容を公表する仕組みもあります。
	○ p19 環境方針 4 施策の展開(1)の表題について 市民・事業者との連携による緑化の推進に行政（市）を加えるべきではないか。	本市の緑は民有地約 6 割、公有地約 4 割の構成です。民有地の緑は開発計画や個人の事情等で無くなる場合もあり、市民の大切な財産として残していくためには行政（市）と市民・事業者との連携により継続的に守り育てていくことが重要だと考えています。ご意見を踏まえ、記載内容について検討します。
	○ p21 環境方針 1 について 市内の自然環境をテーマとした市民参加型スタンプラリーなどを実施するのはどうか。	今後も効果的な啓発事業実施のため、事業の見直し・再編等の工夫を行います。 いただいたご意見も参考にさせていただきます。
	○ p26 環境方針 4 について 市民・事業者との連携による緑化の推進において、「多様な主体との連携」とあるが、多様な主体とは何なのか。	多様な主体とは、緑・水に関わる様々な市民・市民団体・事業者・行政（市）・関係機関等を想定しています。
	○ p27 環境方針 4 について 市内の緑の状況のデータについて、調査期間を短くできないか。また、年度毎の集計はできないか。	市内の緑の状況として記載している緑被率調査、公有地・民有地の緑の面積の推移、町別の緑被率については、昭和 47 年から概ね 5 年毎（概ね 10 年計画である「緑の基本計画」の進行に合わせて中間年と最終年に実施）に行っており、次回調査は平成 28 年度に実施予定です。 年度毎の調査・集計は費用等の関係もあり実施していません。今後も現状では実施の予定はありませんが、いただいたご意見は参考にさせていただきます。

No.	市民からのご意見	計画への対応等
5	<p>○ p8 ②事業者の役割について 「事業者は、環境に配慮した経営等を心がけます」との記載内容ですが、市全体のエネルギー消費約4割を占める業務部門(事業者)においても、エネルギーの消費(省エネ)について市民の役割と同様に具体的な役割を示すべきではないかと考えます。</p>	<p>事業者が行う省エネの取組については、企業経営と密接に関係することから、本文では「環境に配慮した経営等」と記載しています。この「経営等」には、省エネの取り組みについても含まれていますが、ご意見を踏まえ、記載内容について検討します。</p>
	<p>○ p22 環境方針2(1)新しいエネルギーへの対応について 「従来からの太陽光利用に加えて、太陽熱利用、温度差利用等の未利用エネルギーの導入や普及促進を図ります」との記載内容をp4重点項目2「エネルギーの地産地消都市を創造」のパートと同様に、「温度差利用・熱利用等の未利用エネルギーの導入や普及促進を図ります」といった記載内容に統一した方が整合が取れます。 また、「市民の供給事業者の選択を助ける情報提供等を図ります」とあるが、どのような観点からの情報提供なのか(経済性、環境性、供給安定性、安全性など)。</p>	<p>ご指摘の記載内容については、統一が取れるように変更いたします。 市民への情報提供の観点については、多様化することが想定される供給事業者を選択するため、サービス・経済性等の価値だけでなく、環境性、供給安定性、安全性等、幅広い視点から情報提供したいと考えています。 また、情報提供の手法については、市HP等を予定しておりますが、なるべく広く広報できるよう工夫します。</p>
	<p>○ p22 家庭での省エネ・創エネと電力のスマート化について 2018年からガスのスマートメーター全戸導入を計画しており、現在テスト・技術開発を行っている状況です。</p>	<p>市域の総エネルギー量の抑制には、電力に限らず、ガスのスマート化も必要であり、その点についての記載を考えています。</p>
	<p>○ p22 公共施設における効率的なエネルギー活用について 「燃料電池車の普及促進や水素ステーションの設置等、水素社会に向けた検討を行います」との記載内容ですが、現在、国・都を中心に水素社会に向けた取り組みが行われている中、武蔵野市が考える水素社会のイメージ・方向性などはどのようなものか。</p>	<p>本市における水素利用については、現在、住宅向け燃料電池(エネファーム)の助成事業を実施しています。 水素社会に向けた取り組みについては、国や都が進めていますが、それらの動向を見据えながら、燃料電池及び燃料電池車の普及促進、水素ステーションの誘致等、適切な時期に本市における方向性を検討します。</p>

6 用語解説

ここに掲載した用語は、本文中に*印を付けています。

用語	用語の説明
アルファベット	
EMS	Energy Management System の略語でエネルギー管理システムのこと。エネルギーの需要と供給について、モニター（見える化）とコントロール（制御）を行い、効率性の高いエネルギー利用を図る。BEMS（Building Energy Management System）はビル用、HEMS（Home Energy Management System）は住宅用のもの。
ISO14001	ISO（国際標準化機構）は、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関で各国の規格標準化団体の集合体。ISO14001 は、環境に配慮した経営についての規定（環境マネジメントシステム*）に対する規格。
LED	電気を流すと発光する半導体の一種で、長寿命、低消費電力等の特徴から、省エネ性が高い次世代の照明として期待されている。
ア行	
朝一番隊	吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の三駅周辺を、有償ボランティアが毎週日曜日早朝に実施する清掃活動のこと。クリーンむさしのを推進する会及び一般公募市民による。
打ち水	水が蒸発する際に、周辺の熱を奪う原理を利用して涼しさを感じるために、屋外で水をまくこと。打ち水には、雨水やお風呂の残り湯等を利用する。ヒートアイランド*対策や、水の有効な再利用への意識啓発として、市では平成 16 年度から実施。
オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物*（VOC）等が太陽光線を受けて化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
温室効果	太陽光で暖まった地表面からは、熱が放射される。その熱が大気を素通りすることなく大気を温める働きを、温室になぞらえて温室効果という。温室効果により、一定の気温が維持されている。
温室効果ガス （Greenhouse Gas）	略称は GHG。大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。気温を保持し、地球の生物が生存するために不可欠なものであるが、温暖化の要因ともなっている。現在の気温保持への寄与率は、水蒸気が約 6 割、二酸化炭素が約 4 割、その他のガスが約 1 割である。温暖化対策として国内での削減対象物質は、二酸化炭素（CO2）を主として、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O・亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF6）の 6 種類である。
カ行	
環境基準	環境基本法により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準」をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に基準が定められている。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
環境保全型農業用資器材	環境への負荷をできる限り低減させるための、自然崩壊性マルチシートやフェロモン剤等。市では、有機質肥料の購入も含め、環境に配慮した農業用資器材の利用に対し、補助制度を実施している。
環境マネジメントシステム	事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定・実行し、その実行状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、達成に向けて取り組んでいく一連の手続きのこと。

用語	用語の説明
カ行	
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書、2007年に第4次評価報告書、2014年に第5次報告書を発表した。
揮発性有機化合物	トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。
狭あい道路	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条2項等に指定されているもの。
公害	環境基本法では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
コージェネレーション	略してコジェネともいう。電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーも活用する仕組み。総合エネルギー効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ない等の特徴がある。
ごみ発電	ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。
サ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガス、原子力等の有限と考えられる枯渇性エネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーをいう。太陽エネルギー、風水力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、雪氷熱、潮波力等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電等のリサイクルエネルギーがある。
食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
自立分散型エネルギー源	電力供給源が大規模な発電所に集約されている電力供給のあり方に対して、消費地の近くに分散的に配置される比較的小規模な電力供給施設のこと。
水源施設	市水道部が管理している、市内に27ヶ所ある地下水をくみ上げるための井戸。
生産緑地	都市計画法及び生産緑地法に基づき都市計画決定された市街化区域内農地のこと。指定後は、農地等の宅地並課税を免除されるが、農地として管理することが義務づけられている。
生態系	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境（水、大気、光等）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。
生物多様性	→本資料編2を参照
清流復活事業	水が枯渇した中小河川や用水路に下水処理水等を活用することにより清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせようとする東京都の事業のこと。全国の清流復活の先駆けであり、処理水利用の広がりにも貢献した事業である。
タ行	
太陽光発電	シリコン等の半導体で作られた「太陽電池」と呼ばれるエネルギー変換装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。
地球温暖化	→本資料編1を参照
地産地消	地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。
長期計画	長期計画は、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、財政見通しのもと、福祉や環境等の個別計画との整合性を図り、期間内に実施すべき具体的な政策を示す総合計画のこと。
直結給水	受水槽を設置せず、増圧ポンプを設置して直接マンション等の中高層階へ給水する方式。

用語	用語の説明
タ行	
透水性舗装	雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。
登録農地制度	生産性の高い5a以上の農地で、農業経営を10年以上継続する見込みのあるものを指定し、農地の保存協定を締結する制度。
都市計画用途地域	都市計画とは、都市計画法に定められた、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。その中で用途地域は、住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定める。
都市計画マスタープラン	住民に最も身近である市町村が、住民の意見を反映した具体性のあるまちづくりのビジョンを確立し、地区別にあるべき市街地像を示すとともに、整備方針等についてきめ細かく、かつ総合的に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。
ナ行	
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」の規定により、都道府県の作成した基本方針、区市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、「農業経営改善計画」を区市町村に提出、認定を受けた農業生産者。
年平均気温偏差	偏差とは平均的な状態からのずれ。気象庁では日本の平均気温について、正確な見積もりが困難であること、正確な値が求まったとしても地球温暖化や気候変動を監視する上ではその数値そのものにはあまり意味がないことから、算出は行わず、偏差のみを示している。
燃料電池	水素と酸素の化学反応から生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。
ハ行	
排出係数	エネルギー使用量に掛けて、二酸化炭素(CO ₂)排出量を算出するための係数。
パーク・アンド・バスライド	マイカー利用者が途中からバスに乗り換えて目的地まで行くようにする仕組み。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。類似の言葉としてユニバーサルデザインがあり、対象を障害者に限らずに、「できるだけ多くの人が利用可能な設計」を意味する。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。
賦存量	ある資源について、理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたっての制約等は考えないため、一般的には利用できる量を上回る。
保存樹林、保存樹木、保存生垣	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、残り少なくなった屋敷林等のまとまった樹林や大きな木、生垣等の保全のために、市は所有者の同意を得て、保存指定を行う。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
マ行	
みどり・東京温暖化防止プロジェクト	温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。
ムーバス	市内の交通の不便な地域を解消して、高齢のかたや小さなお子様連れのかたをはじめ、多くの方が気軽に安全にまちに出られるようにすることを目的に運行する、武蔵野市のコミュニティバス。コミュニティバスの先進的事例として、国内の手本となった。住宅街の狭い道路に合わせて小型バスを使い、気軽に使えるような料金を設定している。
ムーパーク	本市が御殿山2-1に設置した駐車場のこと。吉祥寺の車両混雑の緩和や、違法駐車抑制等を目的として、ムーバス*を利用できるパーク・アンド・バスライド*を実施している。
面的融通	エネルギーの効率的利用を、個々の施設ごとではなく、複数の施設が協力して行うこと。

7 環境市民会議及び策定経過

環境市民会議は、武蔵野市環境基本条例第 16 条に基づく市の環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するための常設の委員会です。市民・事業者・学識経験者等により構成されます。

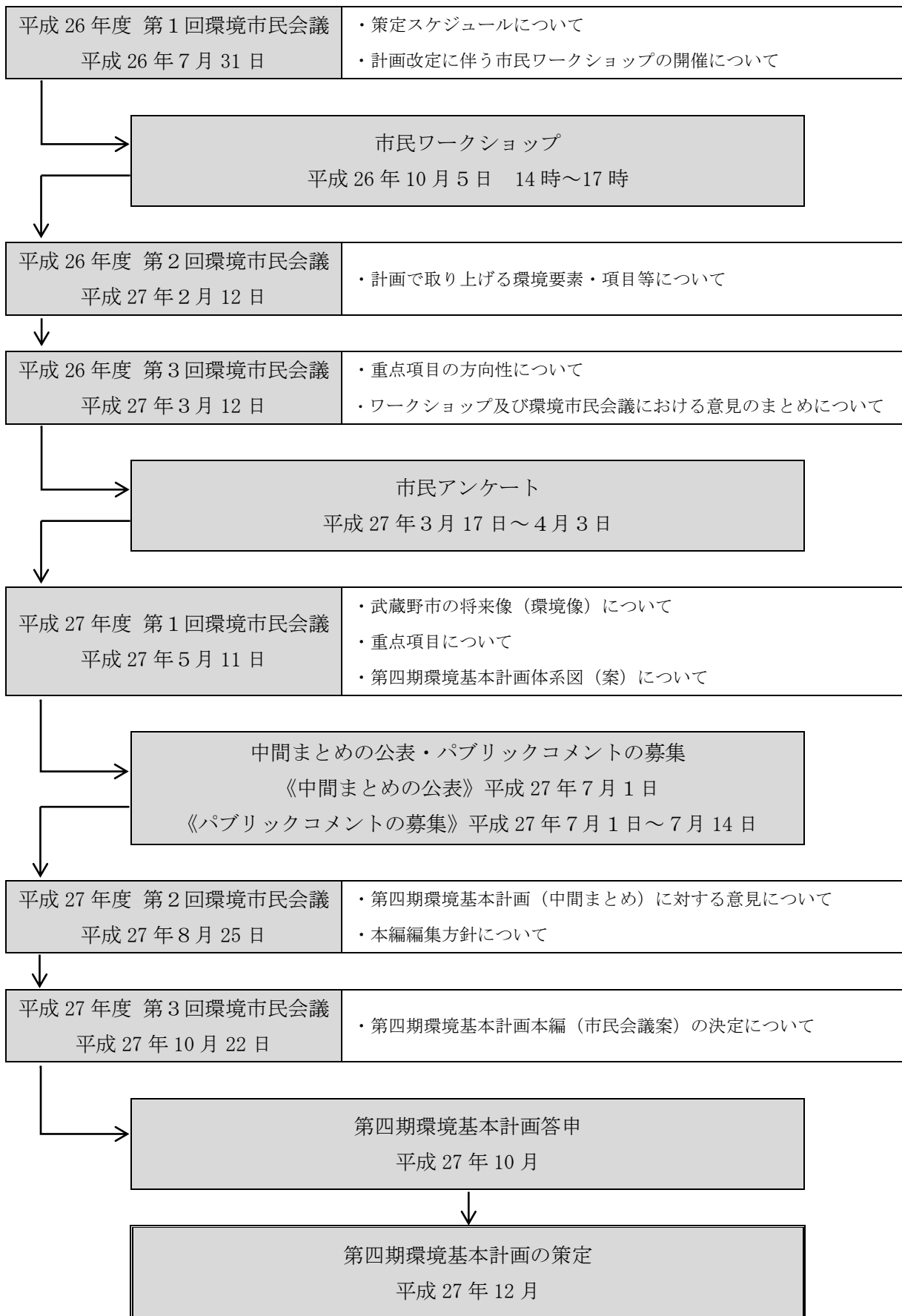
■ 第八期武蔵野市環境市民会議（任期：平成 25 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日）

[◎：委員長、○：副委員長]

氏名	所属等	備考
飯沼 芳利	東京電力株式会社武蔵野支社副支社長	
○大江 宏	亜細亜大学経営学部教授	
大作 和志	東京ガス株式会社西部支店副支店長	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 10 月 31 日
(小林 直樹)		平成 25 年 11 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日
岡部 淳一	公募市民	
小玉 定男	武蔵野美装株式会社	
阪中 宏美	公募市民	市外転出のため平成 26 年 10 月 11 日付で退任
志賀 和男	クリーンむさしのを推進する会	
鈴木 雅和	筑波大学大学院芸術系教授	
田崎 菜穂	武蔵野市立小中学校 PTA 連絡協議会	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 10 月 31 日
(半谷 守廣)		平成 25 年 11 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日
◎田畑 貞寿	千葉大学名誉教授	
力元 裕子	横河電機株式会社	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 10 月 31 日
(小松 祐仁)		平成 25 年 11 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日
中島 加奈子	公募市民	
西川 達	東京むさし農業協同組合武蔵野支店指導経済課長	
西上原 節子	武蔵野市消費者運動連絡会	
白田 紀子	NPO 法人武蔵野自然塾	
羽島 脩一	武蔵野市コミュニティ研究連絡会	
花俣 延博	武蔵野市商店会連合会会長	
三浦 正志	成蹊大学大学院理工学研究科准教授	
村越 信行	武蔵野市立小中学校校長会	
郡 護	武蔵野市環境部長	

(五十音順)

■ 策定経過



第四期武蔵野市環境基本計画

(平成 28 年度～32 年度)

平成 27 年 12 月発行

発行：武蔵野市環境部環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2 - 2 - 28

TEL 0422-60-1841 FAX 0422-51-9197

E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp